

221.06
I.241n

日韓合邦小史

003486-000-7

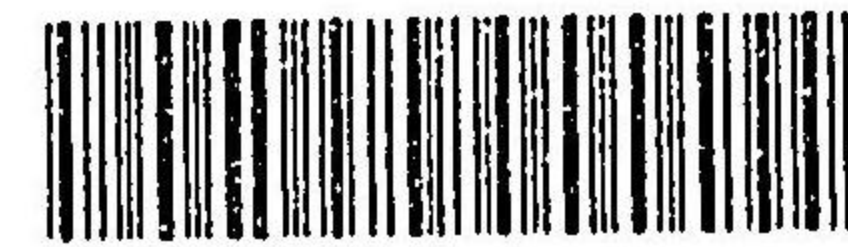
221.06-I241n

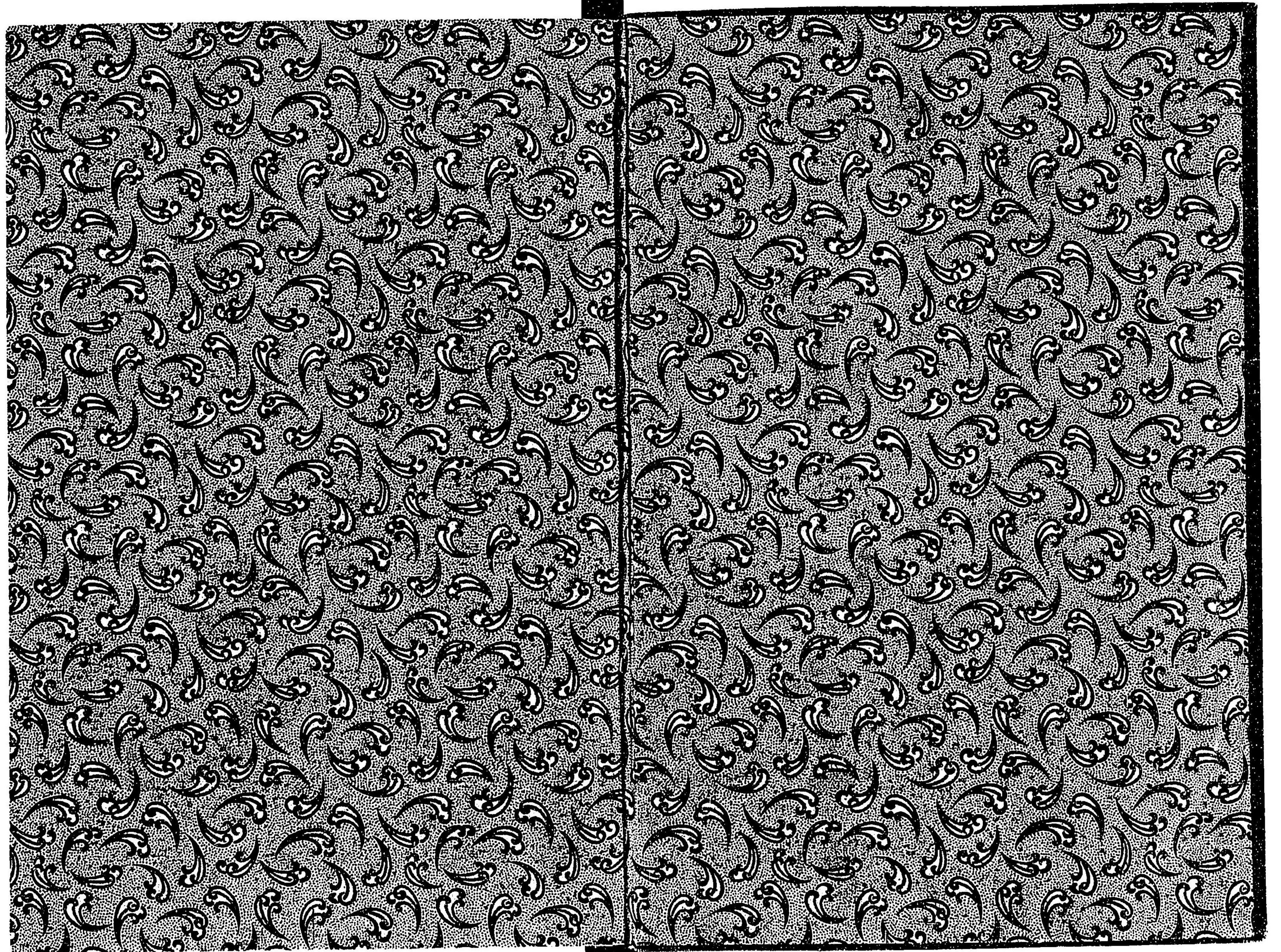
日韓合邦小史

池田 常太郎 / 編

M43

ACC-2229



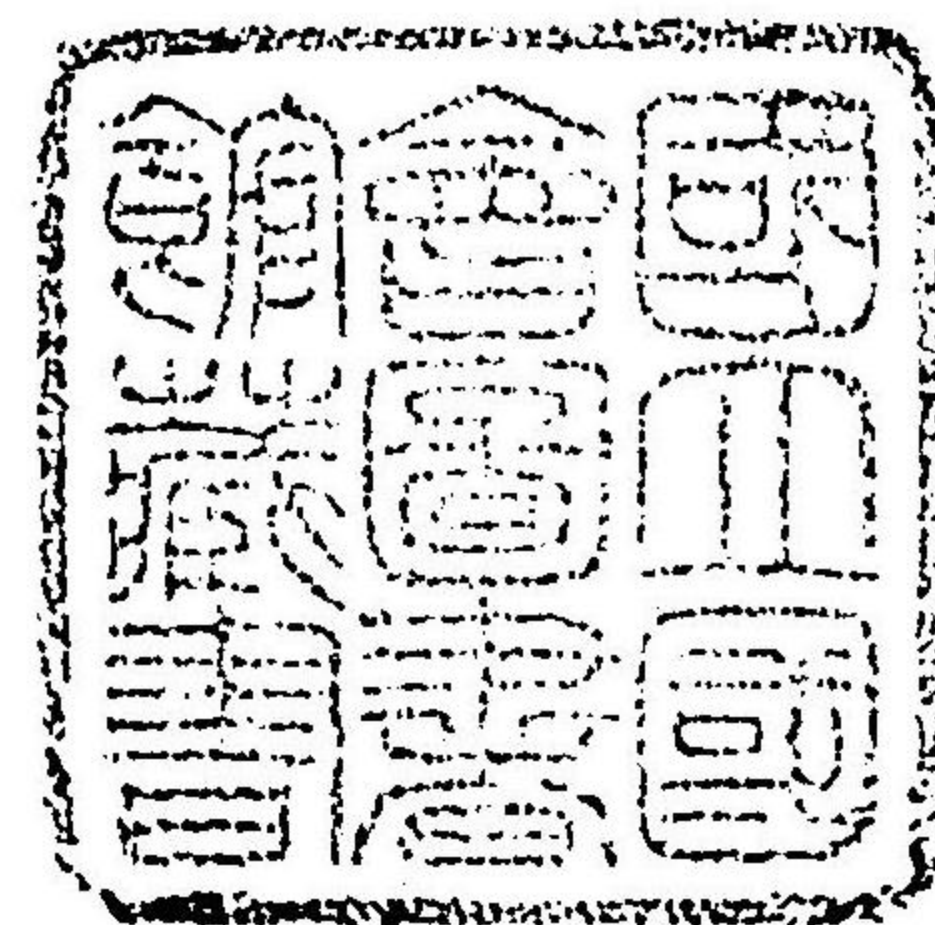


池田秋旻編

日韓合邦小史

東京 讀賣新聞社發行

221.06
I24/m



221925

韓國併合詔書

朕東洋の平和を永遠に維持し帝國の安全を將來に保障するの必要なるを念ひ又常に韓國が禍亂の淵源たるに顧み茲に朕の政府をして韓國政府と協定せしめ韓國を帝國の保護の下に置き以て禍源を杜絶し平和を確保せむことを期せり

爾來時を経ること四年有餘其の間朕の政府は銳意韓國施政の改善に努め其の成績亦見るべきものありと雖韓國の現制は尙未だ治安の保持を完するに足らず疑懼の念毎に國內に充溢し民其の堵に安ぜず公共の安寧を維持し民衆の福利を増進せむが爲には革新を現制に加ふるの避く可らざることを瞭然たるに至れり

朕は韓國皇帝陛下と與に此の事態に鑑み韓國を擧て日本帝國に併合し以て時勢の要求に應ずるの已むを得ざるものあるを念ひ茲に永久に韓國を帝國に併合することとなせり

韓國皇帝陛下及其の皇室各員は併合の後と雖相當の優遇を受くべく民衆は直接朕が綏撫の下に立ちて其の康福を増進すべく産業及貿易は治平の下に顯著なる發達を見るに至るべし而して東洋の平和は之に依りて愈其の基礎を鞏固にすべきは朕の信じて疑はざる所なり

朕は特に朝鮮總督を置き之をして朕の命を承けて陸海軍を統率し諸般の政教を總轄せしむ百官有司克く朕の意を體して事に從ひ施設の緩急其の宜きを得以て衆庶をして永く治平の慶に相らしむることを期せよ

御名 御璽

明治四十三年八月二十九日

昌德宮李王
李世子

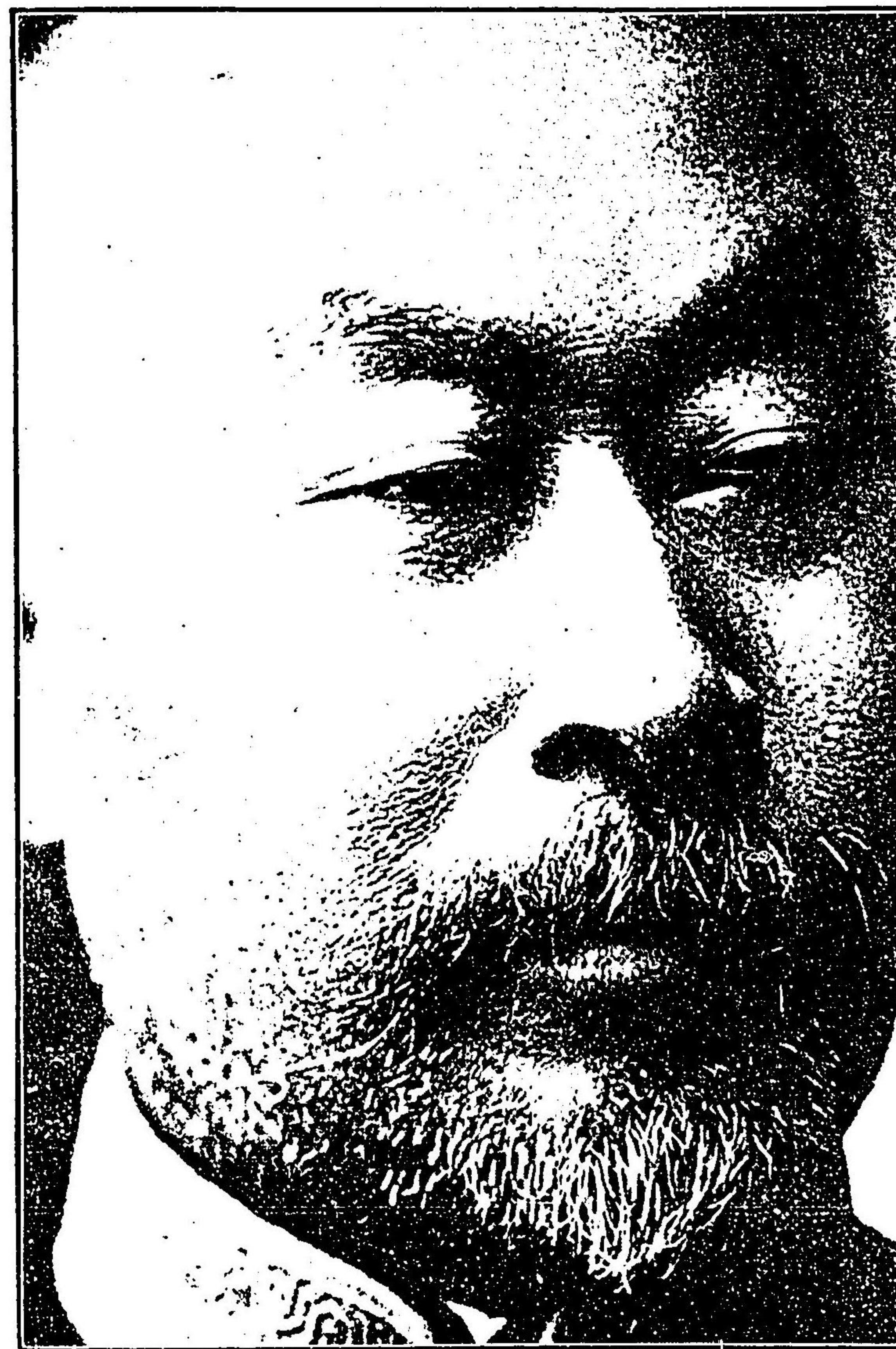
大院君
德壽宮李太王



者 勞 功 合 併 鮮 朝
用 完 李 臣 大 理 總 國 韓 前



者 勞 功 合 併 鮮 朝
毅 正 內 寺 爵 子 監 統



外務大臣小村壽太郎
一進會會長李容九

總理大臣桂太郎
一進會總務員宋秉峻



古來朝鮮之戰役に關係ある
大 同 江 畔 之 遠 望

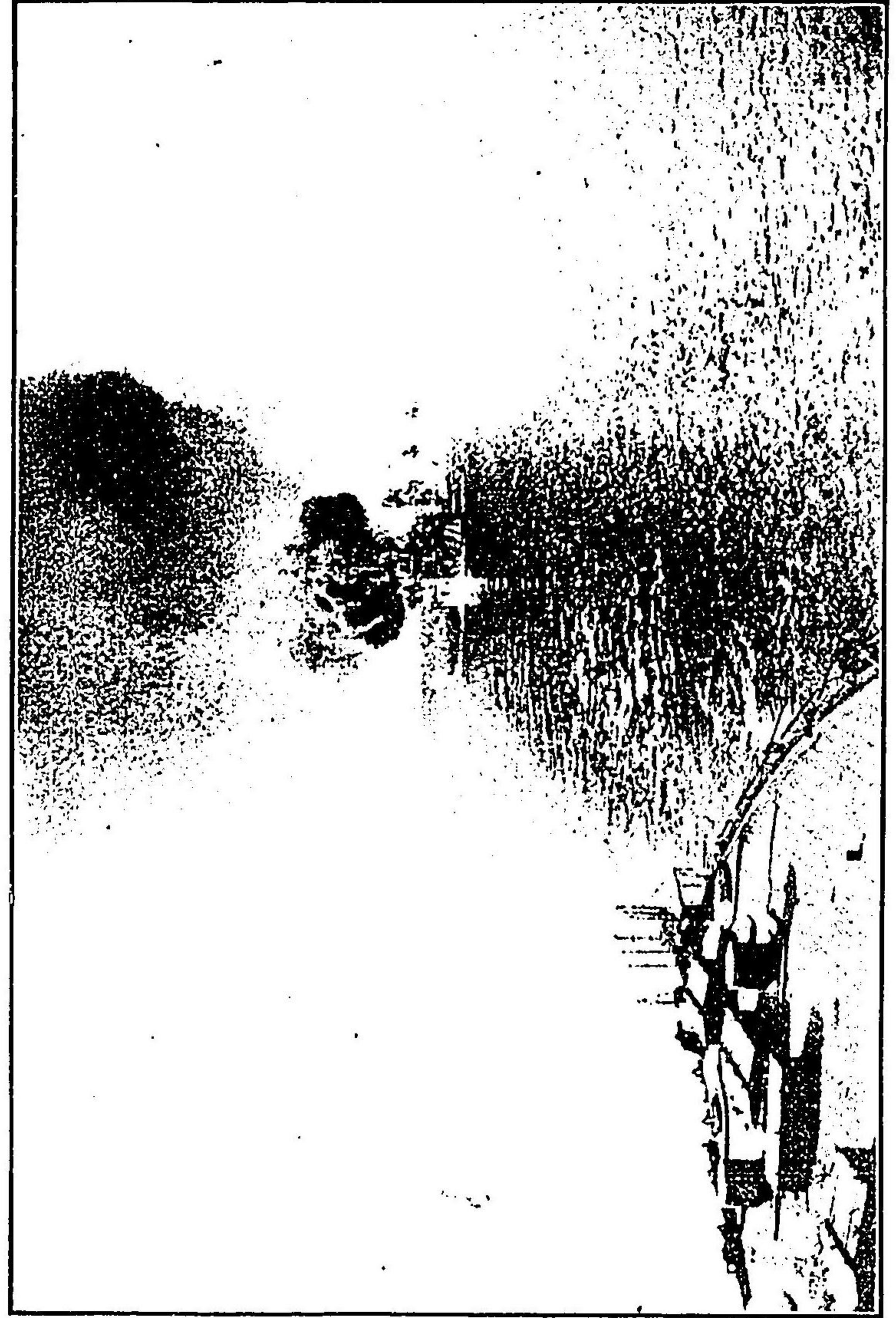


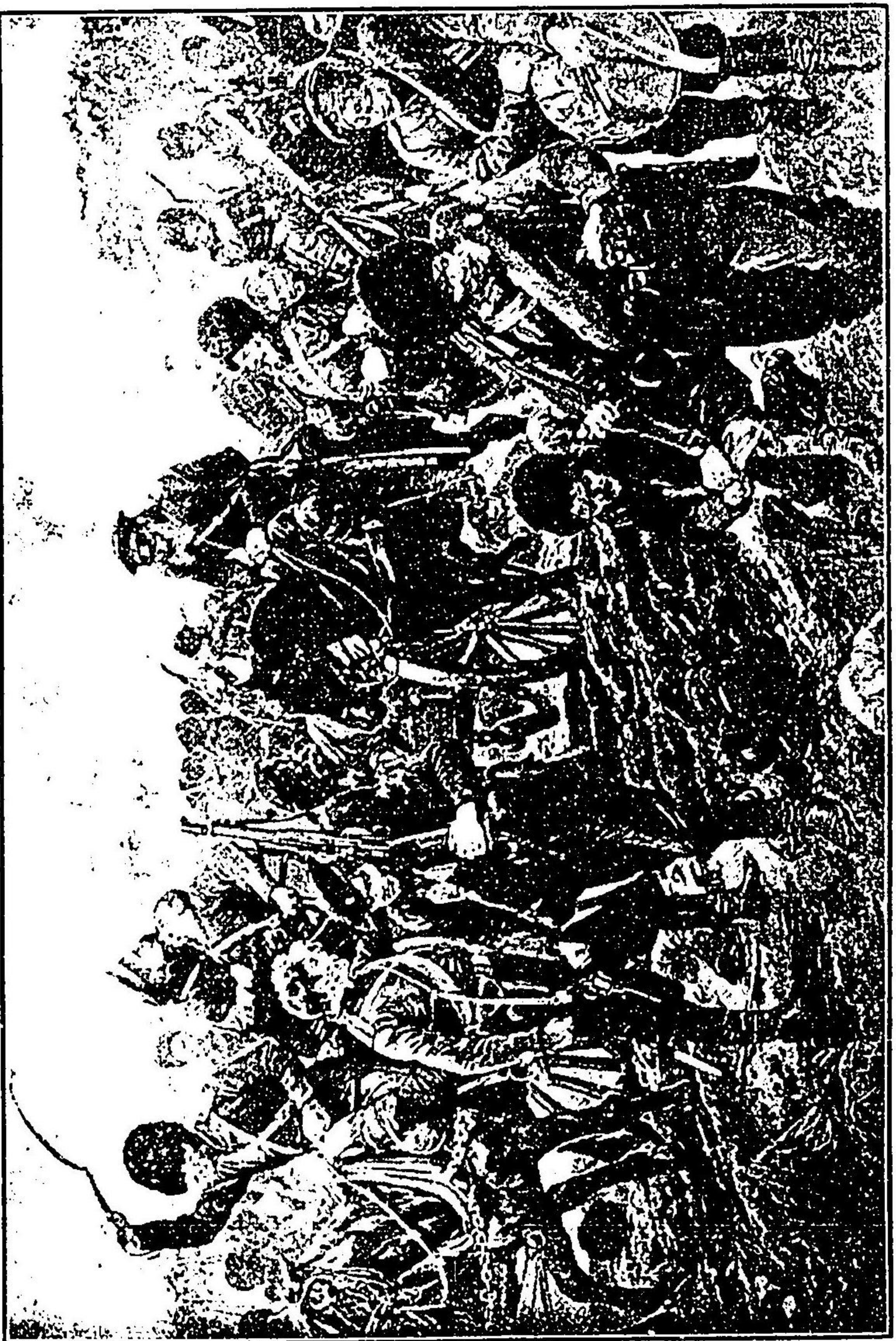
伊藤 藤田 博文 文樓

西郷 隆盛 上 井



帝國艦隊順封鎮中の行動





密軍九連城より敗走す

必讀十ヶ條

一、日韓合邦の歴史を最も精密に叙述せんとするには、先づ人種の関係より説き起すが至當なるべしと雖も、本書は其編述の目的、主として最近の事情を明らかにせんとするにあるが故に、材料収集めの上にも亦た其方法を用ひたり、是其の前代に頗る畧にして、近代に比較的詳細なる所以なり。

二、余の卑見に依れば、今回合邦の近因は、明治の初年、維新報告の國書を、朝鮮政府が拒絶したるに始まり、爾來諸種の變遷を経て、今日に至りたるものと思はる、左れば本

書を編述するに當りては、其變遷の時代に依て之を區別し、凡て之を七期に分ちたり、是れ固より余が一己の私見に過ぎず。

三、第一期は「朝貢並に鎖國時代」として、崇神天皇六十五年任那の入貢を以て始まり、明治二十七年「金玉均の謀殺」に終る、年代を以て之を數ふれば、千八百餘年の長きに亘れども、日韓關係の事柄より云へば、未だ煩雜と云ふに至らず、但し此第一期中に於ても、明治以前の歴史を特に一纏めとして略述したるは、其時代の關係が、一層疎遠なりしを以てなり。

四、第二期は「日清戰役時代」として、明治二十七年「東學黨の蜂起」に始まり、二十八年「閔妃殺害後の我國外交の一頓挫」に終る、是れ東學黨の蜂起が、日清戰役の導火線となり、閔妃の殺害は、戰役に依て得たる朝鮮に於ける我勢力を、殆んど失墜するに至らしめ、更に他の新たなる外國關係を惹起するの兆候を現はしたればなり。

五、第三期は「日露折衝時代」として、閔妃事件後に於ける「日露の協商」に始まり、三十六年「露國の龍巖浦經營」に終る、此間は朝鮮に於て、日露の兩國が互に外交政策を戦はし、然も露國の政策が、漸く一變して、占領の實を現はさんとしたる時代なり。

六、第四期は「日露戰役時代」として、三十六年の「絶東問題

交渉開始」に起り、三十八年の「日露講和」に終る。

七、第五期は「顧問政治時代」として、日露戦役後に於ける「我が朝鮮關係の改造」に始まり、三十八年の「日英同盟擴張」に終る。

八、第六期は「保護政治時代」として「統監政治の開始」に起り、第一第二の日韓協約を重ね、韓國皇帝の讓位、韓國皇太子の來學等、波瀾極めて多く、合邦の氣運は、云ふ迄も無く此間に於て、著しく歩を進めたるものなり。

九、第七期を「韓國併合」とし、「寺内統監の赴任」より「韓國併合及び併合後の模様」を叙し、以て本書の大尾となせり。

十、本書の發行に就ては、成るべく速に合邦の概要を一

般に知らしめんと希望より筆を匆卒の間に執りたるものなれば、粗漏蕪雜の點も、或は少なからざるべし、是れ余の深く讀者に謝する所なり、若夫れ博引旁搜、錙銖を辨析せるものに至ては、世間自から其人あるべし、余は之に依て、本書の讀者をして、合邦の當然來るべき運命たる事を諒せしむるを得ば、それにて足れり、尙ほ本書の題目は、之を「朝鮮併合小史」とでもすべきが當然ならんも、解し易きを主とする爲め、一般の稱呼に隨て、矢張「日韓合邦小史」と名けたり。

明治四十三年八月二十九日

韓國併合發表の日

著

者

目次

詔書

口繪

大院君、李太王、李王、李世子、寺内正毅、李完用、大同江畔の平野、桂太郎、小村海太郎、宋秉燮、李容九、鴨綠江對岸の露軍敗北、西郷隆盛、井上馨、伊藤博文、三浦梧樓、旅順封鎖中我艦隊の行動

必讀十ヶ條

第一期 朝貢並鎖國時代

一千九百餘年來の關係

驕慢なる朝鮮

我國書の拒絶

征韓論の勃興

廟堂の大激論

雲揚艦砲撃問題(明治九年の修好條約)

日韓合邦小史

二

守舊派の暴動(明治十五年の條約).....一八

三黨分立時代.....二三

清國と安南事件.....二六

金玉均の亂(明治十七年壬申の變).....二九

京城事變の談判(明治十八年の條約).....三三

天津條約.....三五

袁世凱の得意(附防殺事件).....三八

金玉均の暗殺.....四一

第二期 日清戰役時代.....四五

東學黨の蜂起.....四五

日清兩國の出兵.....四八

我國出兵の知照.....五〇

共同改革の提議.....五三

開戦前の日韓交渉.....五七

日清兩國の開戦.....六一

日韓攻守同盟.....六三

井上公使の内政改革.....七〇

閔妃殺害事件.....七八

我國外交の一頓挫.....八三

第三期 日露折衝時代.....八七

日露協商.....八七

第二日露協商.....八九

日英同盟.....九三

露國の對韓策變更.....九八

露國の龍巖浦經營.....一〇四

第四期 日露戰役時代.....一〇七

遼東問題交渉開始(日本の協商提案).....一〇七

露國の對案.....一一四

日本の確定修正案.....一一八

露國第二の對案.....一三三

日露交渉断絶.....一二五

日露開戦.....一二八

敵對行為に關する露國の不平.....一三一

日露講和.....一三九

第五期 顧問政治時代.....一四七

我が朝鮮關係の改造.....一四七

通信機關委託と航行に關する約定.....一五二

日英同盟擴張.....一五六

第六期 保護政治時代.....一六〇

統監政治の開始(日韓協約).....一六〇

海牙平和會議密使事件(韓皇讓位).....一六六

新協約成立.....一七一

韓國皇太子來學.....一七五

韓皇巡幸.....一七七

間島協約.....一七九

自餘の約款及取極書.....一八二

第七期 韓國併合.....一九〇

寺内統監の赴任.....一九〇

警察委任と憲兵.....一九六

新日露協約.....一九九

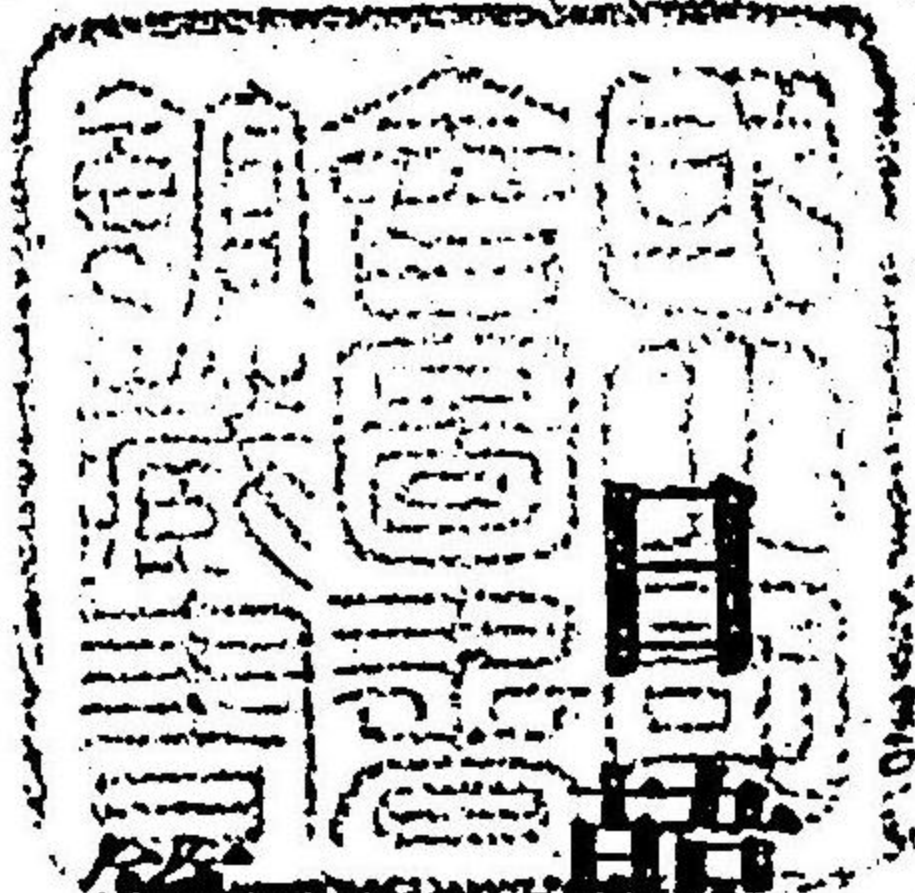
韓國併合發表.....二〇一

韓國併合の顛末.....二一〇

併合關係の諸法令.....二一四

併合と政治家の意見.....二二二

併合後の状態.....二二八



日韓合邦小史

池田秋旻 編

第一期 朝貢並鎖國時代

一千九百餘年來の關係

日韓兩國の山光水色——任那入貢——神功皇后三韓征伐——
李朝成立——豐臣秀吉朝鮮征伐——徳川時代の日韓關係

日韓合邦は、千九百餘年來の歴史が、涵養し來れる當然の結果にして、毫も怪むに足らざるのみならず、東洋の文運は之に因て、愈々其歩を進め、世界の平和は、之に由て、益々確乎たる保障を得べし、明媚なる日本の山光、絶佳なる半島の水色、長なへに其隆昌の慶に浴せん事を祈らざるを得ず。

日韓兩國關係の、初めて歴史に現はれたるは、崇神天皇の六十五年、即ち西歴紀元前三年の頃、任那の入貢を以て始めとするもの、如し、任那は今の朝鮮慶尙南道の西部に當

れり、爾來新羅、高麗、百濟の來聘等、歷朝概ね入貢の跡を絶たざりしが、應神天皇の御宇、朝貢を欠きたるを以て、神功皇后の三韓征伐あり、其後も幾度か朝貢を欠き、幾度か征討の師を向け、入貢斷續以て久しきに互りしが、藤原氏の專横。源平二氏の勃興より、引續いて北條、足利等の戦亂あり、朝鮮との關係、稍や粗略となりたる傾きありと雖も、後小松天皇の明德三年、高麗國亡びて其臣李成桂之に代り、國號を朝鮮と改むるに及んで足利義教、義政の頃は、屢々使節を往來せしめたり、若夫れ後陽成天皇の文祿元年三月、豐臣秀吉の朝鮮征伐に至つては、規模頗る宏大にして、意氣また甚だ盛んに、八道の山川草木、悉く風靡せざるなく、當時の遺蹟と、其史談とは、今尙ほ日韓兩國の間に傳へられ、人口に膾炙せるもの少なからず、徳川幕府に至り、其鎖國政策は、強て朝鮮の來聘を促がすにもあらず、謂はゞ其隨意に放任せるの姿なりき。是れ明治以前に於ける日韓兩國の關係にして、素より兩國合併の遠き原因を爲し居れるに相違なきも、之をして更に合邦の實を促がすに至らしめたるは、別に最も重要なる近き原因の存することを知らざる可らず。

驕慢なる朝鮮

大院君の驕傲——教徒の大虐殺——佛艦の退却——米艦の應戰——鎖國主義の唱道

頃ほ千八百六十六年九月二十日、佛國艦隊漢江を溯るの警報あり、恰も攝政大院君李昰應が漢城の大虐殺を強行し、尙八道に合してカヅリツク教徒の撲殺を強行せるの時にて、佛國宣教師の其毒手に倒るゝもの既に九名に及び、數萬の死屍累々積んで山を爲し、大院君の猛烈なる威力と其聲名とは、實に中外を壓倒するものあり、佛國水師提督ローゼの來意は、是等虐殺の實況を視察せんが爲めなりしなり、然も大院君は赫然として大に憤り、迎へて之を砲撃したるより、佛艦は已むなく一たび退きしも、其年十二月十三日再び兵を江華灣に進めて、韓兵と交戦せり、然るに佛兵は未だ韓國の地理事情に通せず、交戦支ふる能はずして、又も退軍の已むを得ざるに至りたれば、大院君意氣傲然として、眼中列國無きものゝ如くなりし、偶々米國水師提督ロッチャースも、亦た米人十一名の虐殺に對する問罪を名とし、五隻の小艦隊を率ゐて、江華海峽を通過せんとするや、端なく韓兵の砲撃

に接し、應戰數刻遂に江華に上陸して、問罪の意を漢城政府に通じたるに、之を遇する頗る冷淡にして、開戦の外また如何ともする能はざるの情勢に迫りたり、左れど僅々五隻の小艦隊を以て、到底勝を制せん事の覺束なければ、之を華盛頓政府に通ずると共に、一先づ江華を引上げたり、爰には佛艦の擊退さるゝあり、今又米艦も要領を得ずして去れり、大院君は得意満腹、外夷與み易し、毫も意とするに足らずと輕蔑し、國論舉つて鎖國主義を唱道せざるなし、日本が維新の報告書を送り、并せて舊好を修めん事を申込みしは恰も其次ぎたりしなり。

我國書の拒絶

維新報告の國書——朝鮮不受理の理由——
回答遅延——會見拒絶——花房使節派遣

明治元年一月十五日、我が新政府は外務の當局者をして、各國公使と兵庫に會せしめ、之に告ぐるに大政復古を以てし、三月二十三日對馬守宗重正に命ずるに對韓交渉の任を以てしたり、是に於てか同年十一月、宗は大差使樋口鐵四郎、副差使荒川多記の二人をして、

維新報告の國書を持して渡韓し、先づ其寫しを韓吏に附與せしめたり、其文面は左の如し。

我邦皇祖聯綿、一系相承、總攬大政二千有餘歲于斯矣、然中世以降、兵馬之權、舉任武將、外國交際並管之、爾後昇平之久、不能無流弊、而貴國交誼、業既久矣、宣益結懇款、萬世不渝、是我皇上之盛意也、乃馳使以修舊好、冀諒此旨、

之と共に、宗も亦た一書を添へて、使節に任命せられたるの意を傳ふ、然るに我政府の書中、皇祖の字あり、又宗の書中、皇室及び奉勅の字ありしを以て、是れ從來の往復文書に於て、曾て見ざる所なり、斯る文字は、自國に於てこそ用ふべけれ、之を他國に用ふべきに非らずとて、無禮にも國書を受理するを肯んせず、宗は再三之を説明して、彼の疑心を解かん事を努めたれども、遂に承服せざるのみならず、十一日に至りては、更に其不受理の理由を詳記して我に送致し、我が差使また口述を以て、之が辯駁を重ねたるも、彼は頑として毫も顧みる所なく、談判何等の要領を得る能はざるより、我政府は此に對韓の方針を一變し、宗の任務を解いて、外務省自から之に當らんとし、權大錄佐田素一郎(白茅)、少錄森山茂の二人を韓國に特派する事となり、明治二年十一月、佐田の一行は米船に搭じ

て横濱を出發し、途中長崎、嚴原等を経て、三年一月釜山に到着し、東萊府使安僉知、別差晏文等に對し、國書不受理の確答を促がし、三月に至りて漸く其回答を得たり、不受理の理由、是に於て明白となりしも、談判到底要領を得るの見込み無きより、菰田先づ是等一切の重要書類を携へて歸朝し、次で佐田また長崎に歸り、朝鮮討伐の急務を論じたる建白書を上り、兵を帶ぶるに非ざれば、再び韓土を踏ますとまで切言し、森山並に通商の事務に當れる齋藤源之丞等も、また韓國を威嚇するの要を説けり。是に於てか對韓處分は廟堂の一大問題となり、議論紛々容易に決する所なかりしが、遂に權大丞柳原前光の建議に依り、公然使節を派して、正式に彼と交渉を開始する事に決し、九月十八日外務權少丞吉岡哲藏に之が使命を委ねたり、吉岡は由來征韓論の反對者なるに、外務省が特に之を選びたるは、依て以て森山等少壯の急進論を制せんが爲なりしと云ふ、斯くて一行は此年閏十月月上旬釜山に着し、彼と交渉を開始したるも、彼は相變らず事を左右に托して回答を遷延する事一年半に及び、其間我が外務の要路には、森金之允(有禮)鮫島誠藏等の征韓反對論者あり、加ふるに外務卿澤宣嘉以下温厚の君子人多く、外交の刷新殆んど思ひもよらず

急激不平の徒丸山作樂始め、同志の縛に就きたるものまた甚だ少なからず、政府は又も宗重正をして、書を東萊、釜山の兩府使に送り、我使節を引見すべき事を諭さしめしも、彼は書辭應接凡て舊例に依るべしと稱して、之を肯せず。顧みれば曩に樋口が國書を持して渡韓してより既に四年、幾度か同一の事を繰返して、何等の得る所なし、四年十二月樋口を召喚して森山、廣津の二人及び相良止樹をして之に代はらしめ、彼等は哀訴嘆願、殆んど一國の面目を傷くる迄にして、兎に角要路の韓吏に面會を求めたるも、遂にそれすら全く拒絶したり。使節の任空しくして、君命徒らに辱しめられ、何れも皆失敗の裡に職を辭するの已むを得ざるに至り、五年八月更に花房義質を派し、追て使節を派遣する迄の覺書の如きものを持して渡韓せしめたるも、是亦た要領を得ずして歸れり。

征韓論の勃興

西郷隆盛の主張——板垣退助の賛成——
副島種臣の意見——岩倉具視の反對——

東萊府使は一個の地方官吏のみ、然も我が使節を輕侮する事此の如し、征韓論の勃興する

は、固より偶然に非らず、然るに廟議未だ方針を一定する能はず、空しく歲月を經過し、急激論者中、當に直に問罪の師を起すべしと主張するもの亦少なからず。

征韓論の大立物參議西郷隆盛は論じて曰く「彼如何に暴戾にして、我を凌辱する事極まりと雖も、之に臨むに直に兵力を以てするは穩當に非らず、彼の非禮を責むるには、自から他に道あるべし、從來我が使節として彼に派遣されしは、概ね卑級の官吏にして、其最上なるものも纔に大丞に過ぎず、之れをして彼の東萊、釜山等の地方官と折衝せしむ、決して其方法を得たりとすべからず、左れば今回改めて禮を厚くし、責任ある要路の大官を派し、正々堂々として、京城の朝廷に肉薄せしむべし」と、太政大臣三條實美曰く、「大使は須らく兵を帶び、軍艦に投じて赴くべし」と、西郷又之を非として「是れ益々不穩なり、苟も誠心誠意を以て外國と應接するに何ぞ兇器を要せん、宜しく禮衣禮冠、天地正道を以て彼と相見ゆべし」と論じ、參議板垣退助また西郷の説に賛し、大使派遣の議は、最早閣員中一人の異論者なかりしが、扱て其人選に就て、西郷は自から進んで此重任に當らん事を提言せり、三條は暫らく熟考を約したり。世人此廟議を稱し征韓論と云ふと雖も

實は大使派遣の問題にて、素より外交の範圍に屬し、兵力を以て其解決を見るまでには、尙は幾多の間隔ありしを記憶せざるべからず。

偶々臺灣の處分案を以て、清國に派遣せられたる外務卿副島種臣又歸朝して、征韓論に賛成し、且遣韓特命全權大臣の任務は、外務當局者之に當ること至當なれば、自ら朝鮮に赴かんを主張し、大に西郷と争ひたり。使節の人選未だ決せざるも、派遣の廟議略々動かすべからざるに至れる頃、曩に歐洲に派遣されたる大使岩倉具視の一行また歸朝し、更に閣議を要求して此の大問題を再議に附する事とせり。

廟堂の大激論

列席者十名——西郷大久保の激論——三條の優柔——江藤の戲言——内閣の瓦解——西郷の歸臥

明治六年十月十四日は、遣韓大使の議を正式に閣議を問ふの初日にして、此日閣議に列せしものは、西郷隆盛(四十七)、副島種臣(四十五)、大久保利通(四十四)、岩倉具視、大木喬任(共に四十二)、江藤新平(三十九)、三條實美、板垣退助(共に三十六)、大隈重信、後

藤象次郎(共に三十五)の十人にて、木戸孝允(四十三)は病と稱して之に與からざりき、斯くて此問題の議に上るや、問題は問題なり、閣員は血氣盛りの人のみなり、内治外征の兩黨互に鎗を削つて激論を闘はし、西郷主として、韓國派使の急務を切論せば、岩倉は之を辯駁して、「派使の事、固より不可なきも、之を決行するには、深く慮らざるべからず、足下にして赴かんか、韓人必ず足下を害せん、足下害せらるれば、兵を擧げて彼の罪を問はざるを得ず、我國兵を擧ぐれば露國必ず之を默認せじ、故に遠征の軍を發する前に、先づ露國の意向を質すの必要あり、左れば對韓談判の先決問題は、對露の交渉に在り」と、蓋し岩倉等は、歐米の文明を見て之に一驚し、延て露國を怖るゝの情に堪へざるものありしなり、大久保亦た次で西郷を反駁し、兩者の言論往々常規を逸し、舌戰數刻、列席の諸參議をして手に汗を握らしむ、見るに見兼ねて、閣員中、西郷、大久保の間に仲裁を試むるものありしに、大久保は、「余今新たに内務省設置の計畫を有するが故に、余に借すに五日の猶豫を以てせよ、然らば余は足下等の意見に賛成せん」と。而も征韓論の中心力たる西郷幕下の少壯派は、大久保の提議を以て事局を糊塗するの權謀と爲し、西郷等を擁して極

力平和論に反對し、西郷また頑として假借せず、「斯る邦家の大問題は區々たる情實の爲に、一刻と雖も遲延すべからず」と固執し、首相三條に向て内定の決行を迫れり、然も三條は之を決する能はず、一々諸參議の意見を徵せんが爲に、決議を翌日に延期せり、此日西郷は三條の優柔を慨し、切に之に要請する所あるしが、夕に至りて三條は閣議の經過を伏奏せんが爲に參内し、閣員一同恩賜の酒肴を映しつゝ、敵味方を打忘れて快談せり、獨り西郷は激論の餘燼尙ほ熄まず、怒氣紛々の體なりしが、江藤之に戯れて「三條公に決斷を求むるは、比丘尼に陽物を求むると其類を同するものなからんや」と云ひしに、流石の西郷も一同と共に抱腹大笑したり、西郷は此日已に遺憾なく所思を吐露したれば、重ねて机上の議論を反覆するの必要なしとし、一の始末書を三條に送りて、廟議の決定を待ち、然る後徐るに一身の善後を計る事とせり。

十五日午前十時、閣議は再び開かれたり、談論數刻、三條、岩倉秘密合議の末、終に大使派遣の議を定めて、之を諸參議に傳達したるに、大久保怫然として色を爲し、「兩公の見る所を以て之を決す、余は一言の異存だも提唱せざるべし、然れども余には余の見る所あり

余は到底政見を異にする内閣に留まる能はず」と、即ち意を決して退出し、次で岩倉、木戸、大久保、大隈、大木等は袖を連ねて辭表を呈出せり。

越えて十七日、外征黨の參議は、西郷以下悉く登閣したるも、内治黨は一人も出席せず、西郷等は速に決議の勅裁を得ん事を三條に迫り、愈々之を敢行すべしと約したる翌十八日三條は餘りの憂慮に失神して、人事を辨せざるに至り、勅裁の事は此に一頓挫を來すに至れり、此間若し外征黨にして、陰謀術數を廻らさんか、必らずしも勝を制せざるには非らず、然も彼等は斯る猾手段を取るを好まざるのみか、岩倉一派の反對派が、既に辭表を呈出したるに、我等獨り内閣に留まるは忍びざる所なりとて、西郷卒先して辭表を呈出し、他もまた此例に倣ひたり。

然るに三條の病後、岩倉之に代つて太政大臣の職務を取り、是に至つて鑿に殆んど決定せし韓使派遣の議も全く沙汰止みとなり、西郷、板垣、副島、江藤、後藤の諸參議は何れも其の職を免せられ、西郷は直ちに汽船に搭じて、郷里鹿兒島に歸臥し、流石に喧しかりし韓使派遣論も、此に一段落を告ぐるに至り、驕慢無禮なる朝鮮に對しては、遂に何等の酬

ゆる所なくして止みたり。

雲揚艦砲撃問題

黒田清隆派遣——回答の遅延——黒田の強硬——明治九年の日韓條約——朝鮮獨立の宣言

日韓の交渉は、征韓論の失敗と共に、暫く中止となれり、然も黙止すべからざる新聞問題は起れり。明治四年九月日本軍艦雲揚艦が航路測量の目的を以て、朝鮮沿海より清國牛莊に廻航し、途上炭水缺乏の爲め、朝鮮月尾島を過ぎて江華灣に投錨し、小艇を下して漢江を逆るや、灣頭砲臺の守備兵は突然我に向て砲撃を始め、我も亦之に應戦して砲臺を破壊し、水兵を上陸せしめて永宗城を陥れ、變を東京に報じたり。是に於て日本政府は參議兼開拓長官黒田清隆を全權大臣とし、議官井上馨を副使と爲し、陸兵一隊、軍艦六隻之を護衛して朝鮮に到り、談判の任に當らしめたり。翌九年二月十日使臣の一行江華府に入り、朝鮮接見大臣申樞、副官尹滋承と會見し、問ふに前年國書拒絶の無禮と、軍艦砲撃の理由とを以てし、且修好條約の締結を要求し、十日間を限りて確答を促がしたり。

朝鮮内閣は、此時開化主義の閥族に依つて組織されしも、守舊主義の大院君の勢力未だ侮るべからず、隨て我が要求に對する議論も紛々として決する事能はざれば、黒田は大に其緩漫を憤り、二十一日歸裝を整へ、將に江華府を發せんとす。申尹二人來りて數日の延期を請へども全權之を肯せず、頂山島碇泊の艦中に退去し、更に四日間の猶豫を與へたり。然れども大院君は依然として我が要求を拒絶せん事を議政府に迫り、大官中また之に贊成するもの少なからず、再び其期限を經過せんとするを見て、朴主壽、吳慶錫の輩大に之を憂ひ、密に參判閔奎鎬及び李最應を説て、國王及び王妃を切諫せしめ、遂に左の條約を締結するに至りたり。

日韓修好條約

第一款 朝鮮國は自主の邦にして、日本國と平等の權を保有せり。嗣後兩國利親の實を表現せむと欲するには、彼我互に同等の禮義を以て相接待し毫も侵越猜嫌することあるべからず。先づ従前交誼阻塞の患を爲せし諸例規を悉く革除し、務めて寛裕弘道の法を開擴し、以て雙方とも安寧を永遠に期すべし。

第二款 日本政府は、今より十五個年の後、時に隨ひ使臣を派出し、朝鮮國京城に臻り禮曹判書に親接し、交際の事務を商議するを得べし、該使臣或は留滞し、或は直に歸國するも、共に其時宜に任すべし。

第三款 嗣後兩國相往復する公用文は、日本は其國文を用ひ、今より十年間は、添ふるに譯漢文を以てし、朝鮮は眞文を用ふべし。

第四款 朝鮮國釜山の草梁項には、日本公館ありて年來兩國人民通商の地たり。今より従前の慣例及歲遣船等の事を改革し、今般新立せる條款を照準となし、貿易事務を措辦すべし。且又朝鮮政府は、第五款に載する所の二口を開き、日本人民の往來通商するを准聽す可し。右の場所に就き、地面を賃借し家屋を造營し、又は所在朝鮮人の居室を賃借するも、各其隨意に任すべし。

第五款 京畿、忠清、全羅、慶尙、咸鏡五道の沿海にて、通商に便利なる港口二個所を見立たる後、地名を指定す可し。開港の期は、日本曆明治九年二月より、朝鮮曆丙子年正月より共に數へて、二十個月に當るを期とすべし。

第六款 嗣後日本國船隻朝鮮沿海に在りて、或は大風に遭ひ、或は薪糧に窮竭し、指定したる港口に達する能はざるときは、何れの港灣にても、船隻を寄泊し、風波の險を壁け、需要品を買入れ、船具を修繕し、柴炭類を買求むるを得可し。勿論其供給費用は、船主より賠償すべしと雖も、是等の事に就きては、地方官人民共に其困難を體察

し、眞に憐恤を加へ、救援至らざる所なく、補給敢て吝惜する無かる可し。倘し又兩國の船隻大洋中にて破壊し、乗組人員何れの地方にても漂着するときは、其他の人民より、即刻救助の手續を施し、各人の生命を保全せしめ地方官に届出該官より各本國へ護送するか、又は其近傍に在留せる本國の官員へ引渡すべし。

第七款 朝鮮國の沿海島嶼岩礁從前審檢を経ざれば、極めて危険と爲すに依り、日本國の航海者、自由に海岸を測量するを准し、其位置深淺を審かにし、圖誌を編纂し、兩國船客をして危険を避け安穩に航通するを得せしむべし。

第八款 嗣後日本國政府より、朝鮮國指定各口へ、時宜に隨ひ日本國民を管理するの官を設け置く可し。兩國に交渉する事件ある時は、該官より其所の地方長官に商會して辨理せん。

第九款 兩國既に通好を経たり、彼是の人民各自の意見に任せ貿易せしむべし。兩國官吏毫も之に關係することなし。又貿易の制限を立て、或は禁沮するを得ず。倘し兩國の商民、欺罔街賣又は貸借償はざることあるときは、兩國の官使嚴重に該通商人を取糺し、債缺を追辨せしむ可し。但兩國の政府は之を代償するの理なし。

第十款 日本國民朝鮮指定の各口に在留中、若し罪科を犯し、朝鮮國人民に交渉したる事件は、總て日本國官員の審斷に歸すべし。尤も雙方とも各其國律に據り裁判し、毫も回護保庇することなく、務めて公平允當の裁判を示すべし。

第十一款 兩國既に通好を経たれば、別に通商章程を設立し、兩國商民の便利を與ふべし。且現今議立せる各款中、更に細目を補添し、以て遵照に便にす可き條件共、自今六箇月を過ぎずして、兩國別に委員を命じ、朝鮮國京城又は江華府に會して商議定立せん。

第十二款 右議定せる十一個の條約、此日より兩國信守遵行の始めとす。兩國政府復之れを變革するを得ず。以つて永遠に及ぼし、兩國の和親を固ふすべし。之れが爲めに此約書二本を作り、兩國委員の大臣各鈐印し相互に交附し以て憑信を昭にするものなり。

大日本紀元二千五百三十六年明治九年二月廿六日

大日本國特命全權辨理大臣陸軍中將 兼參謀開拓長官 黒田 清 隆

大日本特命副全權辨理大臣議官 井 上 馨

大朝鮮國開國四百八十五年丙子二月初二日

大朝鮮國大官判官中樞府事 申 檇

大朝鮮國副官都總府副總官 尹 滋 承

日本政府が朝鮮を以て獨立國と認め、之を世界に紹介したるは、清國政府が從來朝鮮を屬邦視し、皇帝の即位、太子の冊立、共に清帝の裁可を得るを慣例と爲し、傲然之に臨み居

たるより、清韓兩國の關係を分離せしむる政策として、一見名案なるが如くに考へらるれども、此の獨立の二字が、如何に後來日本の對韓策に妨害を與へたるかをも察せざるべからず、斯くて日本政府は花房義質を辨理公使として京城に駐劄せしむると同時に、特命全權公使森有禮を清國に派遣し、修好條約、新締の事を清國政府に言明せしめたり。

守舊派の暴動

金玉均等の來朝——新舊兩派の軋轢——守舊派の暴亂——堀本中尉の殺害
花房公使の歸朝——韓吏の無禮——清國の調停——明治十五年の條約

日韓修好條約締結以來、大院君は既に斥けられて野に在り、閔族外戚を以て政治に喙を容るゝと共に、盛に開化主義を鼓吹し、開化黨は漸く頭角を擡げ來り、明治十四年に至り、其黨中の有力者金玉均、徐光範等十數名は、日本に遊び、我が文物制度を觀察し、歸るに及で頻りに韓廷の改革を唱へ、閔族と結托して守舊派を韓廷より掃蕩し、以て新政府を建設するに至れり。是に於てか日韓の關係漸く接近し、我陸軍中尉堀本禮三は韓廷の傭聘に應じて、新式軍隊訓練の任に當れり。之を傍觀せる大院君は、心甚だ平かならず、窃に與黨

を聚めて勢力挽回の陰謀を企てたり。

七月二十三日、大院君の住する雲岷宮の内外は、怪しの群集を以て圍繞せられ、不穩の氣城内に充滿せり。事の起りは、輔國金輔鉉、判書閔鍊鎬等、軍政を掌管し、貪婪到らざるなく、甚しきは兵士の給料を私せるより、兵士大に之を怒り、軍吏を毆打して死に至らしめ、閔鍊鎬乃ち命を下して亂兵の巨魁を縛し、之を戮せむとするに當り、亂兵激昂、俄に兵器を執り、大舉して其門に逼りしも、閔の不在を知り、轉じて大院君に抵りて冤を訴へたるに始まり、大院君陽に之を鎮撫するも、陰に之を煽動し、亂兵をして民衛舎に會し、武器を整へ、宮中に入りて閔妃を殺さしめ、自から之に策應するの謀を授け、此の機會を利用して閔族の政府を顛覆せむと企てたり。謀計果して其圖に當り、亂兵數千人、光化門外に集ると見るや、直ちに閔鍊鎬、閔昌植、金壽鉉、李最應其他の官吏三百餘名を殺戮し、間も無く日本公使館を襲ふて之に放火し、堀本中尉亦殺害せらる、駐在公使花房義質は、館員廿八人を率ゐ、血路を開て王宮に赴かんとしたるも、此時既に南大門嚴鎖せられて進む能はず、乃ち仁川に奔り、濟物浦より小舟に乗じ、辛じて難を海上に避く、偶々英國測

量船砲艦フライイング、フィッシュ號の來るに逢ひ、其救護を得て長崎に達し、事變の大要を日本政府に報ず。

外務卿井上馨報を得て自ら馬關に赴き、花房公使に訓令を與へ、船艦三隻兵士八百を率ゐて再び京城に入らしむ、花房國王に謁見し、數項の要求を提出し、三日間を限りて之が決答を求む、而も此變亂と共に大院君の勢力再び韓廷に加はり居たりしを以て、領議政は「別に王命ありて、山陵檢分の爲に赴任す、故に本件は歸來の後に於て議すべし」との公文を送りたるより、公使其言辭の無禮を憤り、是日本公使の使命を辱むるものなりとて、奮然京城を去て濟物浦の軍艦内に引上げたり。

此變報一度傳はるや、直隸總督李鴻章は、居中調停を名として、振威將軍吳長慶、司馬袁世凱、水帥提督丁汝昌等に四千の兵を附し、北洋艦隊を率ゐて朝鮮に赴かしむ、是等南陽灣より上陸して京城に入りたる頃は、花房公使既に京城を去りて仁川に向ひたる後なれば、在京城清國辨理公使馬建忠は花房公使を追ひ、仁川に下りて其意を通じたるも、公使の斷然たる拒絶に逢ふて空しく京城に歸りたり。之と同時に在東京清國公使黎庶昌も亦李鴻章

の電訓に依り、居中調停の勞を執らん事を日本政府に申込みしが、日本政府は、敢て清國に調停を依頼するの必要なのみならず「本件は總て條約に依りて處辨すべし。貴國と相關する所なし」と答へて全然之を峻拒したり、蓋し李鴻章の意に謂へらく日韓釁を開かば韓國の力終に日本に敵せずして其征服する所となるや明らかなり、左ればとて今日日本と争ふて戦を交ふるは諸國の得策に非らずと、是れ其調停に努めんと試みたる所以なれども、其事の遂に行はれざるを見るや、更に一策を案じ、馬公使をして變亂の張本たる大院君を斥くるの企圖を行はしむ、乃ち二十五日兵を以て王宮及び四大門を警衛し、大院君を拉して南陽灣に到り、更に丁汝昌をして之を天津に送らしむ、是に於て韓廷の局面再び一變し國王は李裕元、金宏集を全權大臣に任じ、我が花房公使と商議を艦中に開かしめ、兩日にして左の條約に調印を了せり。

明治十五年朝鮮變亂後の條約書

日本曆七月二十三日朝鮮六月九日の變は、朝鮮の兇徒日本公使館を侵襲し、職員多く難

に罹り、朝鮮國聘する所の日本陸軍教師慘害せらる、日本國は和好を重んずる爲、妥協當辨して即朝鮮國に下記の六款、及別訂續約二款を實行することを約し、以て懲前善後の意を表す、是に於て兩國全權大臣は記名捺印して以て信憑を昭にす。

第一 今より二十日間を期し、朝鮮國は兇徒を捕獲し、巨魁を嚴究し、重きに從つて懲辨する事。

日本國は員を派して立會處斷せしむ。若し期日内に捕獲する能はざるときは應に日本國より辨理すべし。

第二 日本官吏にして害に遭ひたる者は、優禮を以て瘞葬し、以て其終を厚ふする事。

第三 朝鮮國は五萬圓を支出し、日本官吏の遭害者の遺族並に負傷に給與し、以て體郵を加ふる事。

第四 兇徒の暴舉に因り、日本國が受くる所の損害公使を護衛する陸海軍兵費の内五十萬圓は朝鮮國より填補する事。

毎年十萬圓を支拂ひ五箇年にして完済す。

第五 日本公使館は兵員若干を置き警衛する事。

兵營を設置修繕するは朝鮮國之を任す。

若し朝鮮國の兵民律を守る一年の後、日本公使に於て警備を要せずと認むるときは、撤兵するも差支なし。

第六 朝鮮國は特に大官を派し、國書を修し以て日本國に謝する事。

大日本國明治十五年八月三十日

大朝鮮開國四百九十一年七月

日本國辨理公使	花房義質
朝鮮國全權大臣	李裕元
朝鮮國全權副官	金宏集

條約の結果は、朝鮮政府兇徒を處罰し、償金五十五萬圓の内、十五萬圓を我國に支拂ひ、朴泳孝、金玉均、金允植等を日本に派遣し、又日本は公使館守備兵として一個大隊の兵を京城に駐屯するに至れり。此時に於ける日本政府の對韓政策は、頗る強硬にして稍や人意を強うするものありたりと雖、清國政府も亦た大に内治干渉の端を開き、日清兩國の衝突は、是よりして漸次其度を高めたり。

三黨分立時代

清兵の増輸——清官の配置——日本の退讓——少壯派と日本——露國の勢力扶植——ソエベルト其夫人——露國黨の出現——

警眼なる李鴻章は、朝鮮内政の動搖に乗じ、大に干渉を始むるの方針を定め、十六年六月、馬山海峽に碇泊せる清國軍艦は、數千の兵勇を増して、馬山浦の後丘に城壘を築き、更らに京城に兵員を増遣し、日本公使竹添進一郎が京城に入りたる時、京城には已に清國李鴻章部下の兵營あり、馬建忠、袁世凱、黃仕林等之を統率し、陳棠樹をして政務官として韓廷に臨ましめ、別に内部顧問として馬建忠を置き、外部顧問に獨逸人モルレンドルフを遣はし、加ふるに江華に於ては支那式の兵員組織あり、王城の守兵も亦た清式に変更し、曾て堀本中尉の訓練せる二百の兵すらも亦た清兵式の隊中に編入せられ、宮廷より軍隊に至るまで、清國政府の指揮に従はざるはなし、然も當時日本兵の京城に在るもの、僅かに二百に過ぎず、日清勢力の不權衡は、問はずして知るべし、支那黨中重要な人物には閩族及び金宏集、魚允中、金炳如等あり、中には中心支那に服従せざるも、露國の東下を憂ふるの餘り、清國によりて之を防がんと望みより、強いて之に服従を装ふもあり、清國の既に斯く勢力を扶植せる間に於て、竹添公使の入韓と共に、日本に留學せし數多の學生十餘の士官並に朴泳孝、金玉均、洪英植、徐載弼等は何れも歸國し、朴泳孝は漢城府尹となり

慶州留守に移され、洪英植は内務參議となり、共に進歩主義を標榜し、私かに日本に倚つて事を成さんとするの傾向ありしとは云へ、悲しい哉日本の位地は是等少數なる小壯新進の一派を味方となすの外、勢力として認むべきものなく、要路の間に冷遇せられ、日清關稅の平等を目的とせる、稅關問題も進行せず、日本も亦た強いて進むで之を迫るの形勢なき程なれば、清國を排して日本黨を樹立せしむるなどの勇氣なきは勿論にて、日本政府が清國に對して恭謙退讓せし有様は、心あるものをして、切齒憤慨に堪へざらしめき、日本政府が韓廷の歡心を收めんとし、濟物浦條約に依りて當然朝鮮政府の支拂ふべき五十萬圓の内、最初の十五萬圓を受取りたるのみにて、爾來其約を履行せざるに拘はらず、之を督促せずして、却て其殘額四十萬圓を還附したるも此時にて、斯る懷柔策は徒らに彼をして背を向けて舌を出さしむるに過ぎざりしなり。

此際に當りて、北京駐在の露國書記官ウエヘルは、通商條約締結のために京城に來り、大に韓廷の爲に盡すところあり、ウエヘル夫人が宮中に出入して、露國と親交を結ぶの縁を作り、ウエヘルはモルレンドルフを利用して、露國の潛勢力を韓廷の内部に養成し、京城

の政客中には、暫らくの間に、從來未だ見ざりし露國黨なるものあるに至りたれば、清兵の暴掠、清官の傲岸自負にして、百事干渉を試みんとするを厭ふものは、私かに露國に依頼するの念を生じたり、韓圭稷、趙定照、李祖淵の如きは其の黨なりと稱せらる、漠然として寛容あり、深謀あるも關せざるが如き、露國の鷹揚なる政策に誘致せられたる韓廷は、私かに金鶴羽、金庸元等を浦鹽斯德に遣はし、半島の保護を露國に計るに至る、半島の歴史に眞の獨立の時代なし、曰く清國の外壓曰く、日本の煽動、曰く露國の誘惑、三黨分立半島漸く多事なり。

清國と安南事件

清韓境界問題——列國との通商條約——國王書を米大統領に送る——清國安南出兵——日本黨前途の光明——

是れより先き宮廷の内臣、露に通じて私かに事を爲さんとする風説あり、魚允中をして北西經路使となし、鴨綠江を溯り、豆滿沿岸の防禦を講せしめしに、端なく清韓境界問題を惹起せしが不幸にして此の談判は清國の壓制に依り、事實、長白山の二峰、分水嶺の石碑

を以て基點とし、此以北を清國とし、以南を朝鮮とするの契約あるに拘はらず、遂に豆滿江本流を以て境界となし、分水嶺一帶の地は、強いて清國の領土となすに至れり。先年日清兩國の間に「交渉を開始したる間島問題は、則ち其再燃に外ならざりしなり。而して一方には米國の通商條約を締結するあり、英公使バックスの北京より來りて、最惠款條約を定むるあり、露獨亦た各通商の約を成し、米公使フート、英領事アストン、獨領事センブッシュ、露公使ウエヘル等、何れも京城に駐在して、形勢を觀望し、清國は努めて風邦主義の實行を企てつゝある間に當り、國王自から左の手書を米國大統領に贈れり。

朝鮮國王爰ニ通報ノ事ヲ做ス、朝鮮ハ古來清國ニ進貢スルノ國ナリ、然レ共内治外交ノ事務ニ至テ、歷代ノ國王充分ニ其ノ主權ヲ執行スルコトヲ得メリ今ヤ朝美兩國ノ承諾ヲ以テ條約ヲ訂結スルニ當リ彼是相待スル平等ヲ以テス可シ余ハ萬國公法ニ遵テ確然條約ノ各款ヲ履行セシ爲メ明ニ余ノ主權ヲ表證ス將又朝鮮國力清國ノ進貢國タル故ヲ以テ清國ニ盡スベキ種々ノ義務ニ就テハ合衆國一切關係アルコトナシ今ヤ全權大臣ヲ補任シ條約ヲ議定スルニ當リ豫メ之ヲ表明スルハ余ノ本分タラン、

千八百八十二年五月十五日

合衆國大統領閣下

朝鮮の國事は、内外斯の如く多端にして、清國の驕慢は、漸く列國の反感を醸すに至り、

偶々清佛問題は勃如として安南に起り、佛國政府は安南占領に關する清國の反對を不條理となし、チエーリ内閣は、クルベー提督に命じて、南方支那の沿岸に出兵せしめたり、外務卿井上馨は、半島をして清國の羈絆を脱せしむるは、此時に在りとなし、暗に露、佛、獨、米、各國の同意を得たり、而して清國は佛國の強硬政略に對して、俄かに兵備を嚴にするの必要起り假令半島の駐兵を撤去して、佛國に備ふる迄に至らずとするも、最早現在以上の兵を半島に出すこと能はざるや明かなり、日本の爲には望んでも得難き好時機を與へられたるなり。

明治十六年十二月、公使竹添進一郎は、形勢具申の爲め歸朝せり、正さには是れ清佛交戦の機切迫せるの時なり、やがて日本黨の首領金玉均も我國に來り、財政困難と稱して我國の某々より金員を借り、間も無く留學生を卒ゐて歸韓せり、金玉均の歸るや、馬建忠は事によりて歸國せり、斯くて日本黨の勢力次第に歩を進めて、聊か前途の光明を認め得るに至れり。

金玉均の亂 (壬申の變)

竹添公使の態度——支那黨全滅策——金黨の陰謀——閔泳翊の遭難——國王の避難——新政府の組織——日本公使館の兵燹——日本居留民の虐殺

竹添公使は翌年十月を以て、飄然として再び入韓せり、温和にして沈黙なる竹添公使が、歸來匆々力めて人に接し、日本公使館の門内には進歩派の少壯政客頻りに出入し、朴、金、徐、洪等は深夜屢々往來したり、竹添公使は歸任の後ち、極めて寛大の態度を取り、強いて爲すところなきものゝ如く、形勢何となく異様に感ぜらるゝものありしなり。此時に當りて、金玉均、朴泳孝等過激の一派は、支那黨全滅の策を劃し、以て大に局面を展開せんとし、竊に之を竹添公使に謀る、公使は一方に其輕舉を戒むると共に、一方に於ては、案を具して之を日本政府に稟申し、訓電未だ公使に達せざるに方りて、變亂既に起る、是れ所謂金玉均の亂にて、壬申の變と稱するものなり。

明治十七年十二月四日は、朝鮮政府が新に郵政局を京城典洞に設け、洪英植を其局長に任じ、洪は開局の祝宴を張らんとし、米國公使フォート、英國領事アストン、支那領事陳樹棠、

並に六曹判書、内外衙門警辨、四營々使を招待し、竹添公使も同じく招きを受けたりと雖も、病氣の故を以て島村書記官をして代つて其席に臨ましめたり、宴會は午後六時より始まりしが、之に先ち金玉均の與黨は、王宮の前門と、景裕宮の内と郵政局に隣れる一家とに、各々一組づゝの黨類を伏せ置き、猶ほ郵政局前の溝中に刺客を伏せ置けり、宴酣にして局隣の一家なる金玉均黨の手先は、兩度までもメイナマイトを使用せしに、誤りて發火せず、午後十時火を屋上に放つて、其家を焼きたり、偶々月明晝の如く、京城の夜色頗に凄慘の狀を呈す、不意の失火に驚きたる、參會者は何れも散解を急ぎ、閔泳翊先づ門を出づるや否や、刺客溝中より躍出で、矢庭に之を切り附けたり、閔は數劍を被りながら、僅に遁れて局内に馳せ入れり、此騒ぎに會衆一同呆然として爲す所を知らず、中にはピストル又は劍にて刺客を防ぎたるものありき、初め金玉均等の計畫たる、先づ支那黨の主なるものを郵政局外に刺殺し、然る後王宮を占領するの目的なりしも、閔の一事を誤りたる爲め計略其圖を外れたり、然れども此騒ぎと共に、金玉均、朴泳孝の兩人は、直ちに馳せて王宮に赴き、豫て内應の約ある、宮中の一婦人に門を開かしめ、直に寢殿に入り、支那

兵亂を起し、現に閔某を刺殺せりと奏上す、王大に驚き、蒼皇遁れて寢殿を出でんとすれば、恰も宮城の前門は轟然たる響きと共に、メイナマイトの爲めに顛覆したり、王益々驚き急に内官邊樹を使して、救を日本公使に求め、且つ難を景祐宮に避けたり、王の漸く景祐宮に入るや、行添公使は日本兵を率ゐて之に赴き、王は日本兵の護衛を得て、更らに桂洞宮に移れり、五日朝は、既に新政府の布告あり、閣員は進歩主義者を以て、之を組織したり。

然れども新内閣の組織は、是れ殆んど無用の手数なりき、同日各國使臣の參謁あり、翌六日は袁世凱、吳兆有入觀の申告あり、午後に至りて、支那兵景裕宮の西部より北部に迂回し、宣仁門より亂入するや、今まで王宮を守れる朝鮮兵は之に應戦し、砲擊亂射、宮殿の内外頗る喧擾を極む、日本兵は、王殿の正門と北壁に據りて、清兵の亂入を撃退したるも、國王は閔妃の所在を愛ひ、強いて行かんとするが故に、更らに擁して後門に近くや、朝鮮兵却て之に發銃するあり、竹添公使勢の不可なるを見て、亂兵の間を開き、北岳より日本公使館に入る、時正に薄暮にして、城内は避難者と、亂民とを以て充塞し、清兵來りて日

本公使館を襲ふこと三回、日本居留民四十餘名、或は銃殺或は石打、其他婦女小兒に對して、支那兵は實に云に云はれざる慘殺を試みたり。日本に信頼して政變を企てたる日本黨は殆んど盡殺され、洪英植は北岳關羽廟の下に於て清兵の爲めに殺され、金、朴、徐、洪、の家族は、皆な族殺せらる、慘狀また極まれりと云ふべし、斯くて内閣は七日再び支那黨を以て組織せられ、政權は閔泳煥、閔泳駿、閔泳翊、閔應植、閔燭植等の手中に歸せり、竹添公使は已むなく旗を下して退去し、西小門を過ぎ去らんとするや、炎燭天を燒き、日本公使館が火烟の中に包まるゝを見て、蒼皇色を失へり、金玉均、朴泳孝、徐載弼、徐光範等は公使に従ひ、兵亂の間を落延びて、八日朝仁川に入る、之と引違へて日本軍艦日進艦上陸隊を編成して居留地を護り、十一日公使の一行は日本に向ひたり。

此政變に就て、外交上再び得易すからざる好機なるにも拘はらず、日本が此の如き失態を演じたるは、畢竟參畫の粗漫に基くものにて、要は兵力の備へを忽諸に附したるが爲に外ならず。

京城事變の談判 (十八年の條約)

井上大使出發——吳大徵の闖入——日本黨の配流——

日本政府は外務卿井上馨を特派全權大臣として朝鮮に遣はし、朝鮮政府は左議政金宏集を全權大臣とし、京城議政府に於て京城事變の善後策を會商せしむ、井上全權は日本政府の要求を提出し、談、公使館再建の事に及ぶや、金全權は是れ韓民の所爲に非ずとして之を肯んせず、井上全權其反證を擧げて、當然朝鮮政府の責任に屬するを論辨せり。時に清國の吳大徵突然室内に闖入して、井上全權に會見を求めたり、井上全權之に告ぐるに、「事朝鮮に係るものは朝鮮政府の全權と商議し、事清國に係るものは、清國全權と商議すべし、混同すべからざる事」を以てして、吳大徵の容喙を拒絶し、吳は一書を金全權に與へて室外に去れり、其文意は朝鮮の清國風邦たる事を暗示せるものなりしが、金全權は決して他國の干渉を受けざることを誓言し、商議再び進行して左の條約を調印交換したり

此の次京城の變係はるところ小に非ず。大日本國皇帝深く宸念を軫せられ、茲に特派全權大使伯爵井上馨を簡み、大朝鮮國に至り、便宜辦理せしめらる。大朝鮮國大君主宸念深く敦好に、切に金宏集に委ぬるに全權議處の任を以てし、

命するに懲前懲後の意を以てせらる。兩國の大臣和衷商辦し、左の約款を作り、以て好誼の完全を昭にし、又以て事端を防ぐ。茲に全權の文憑に據り、各名を鈐し印を簽する左の如し。

約款

第一 朝鮮國國書を修めて日本國に致し、謝意を表明する事。
第二 此次日本國遭害人民の遺族、竝に負傷者を恤給し、暨ひ商民の貨物を毀損掠奪せらるる者を填補して、朝鮮國より十一萬圓を撥支する事。

第三 磯林大尉を殺害したる凶徒を査問捕拿し、重きに從て刑を正す事。

第四 日本公使館は新基に移し建築するを要す。當に朝鮮國より地基房屋を交附し、公館暨ひ領事館を容るに足らしむべし。其の修繕増建の處に至りては、朝鮮國更に二萬圓を撥支し、以て工費に充る事。

第五 日本護衛兵隊の營舎は、公館の附地を以て擇定し、壬午續約第五款を照し施行する事。

大日本國明治十八年一月九日

特派全權大使從三位勳一等伯爵 井上 馨

大朝鮮國開國四百九十三年十一月二十四日

特派全權大臣左議政 金 宏 集

京城變亂の善後措置は、此に依て協定せられ、日韓兩國の修好は兎にも角にも、之に因て一段落を告げたり、然れども所謂日本黨は之が爲に流離し、刑戮に處せられ、孤島に配流せられ、一家滅亡して、夢の如くに消え、京城に於ける日本の勢力は、少なからざる大打撃を與へられたり、事情に詳かなるもの言に依れば、當時井上全權の意、單に日本が變亂

の張本たるの名を免かるれば足れり、其他は強いて之を求めずと云ふに在りしとは、日本の外交政策も亦た幼稚なりしと云ふべし。

天津條約

伊藤大使出發——正々堂々の論——狡猾極まる
外交手段——不利の條約——失敗の上塗——

京城の變亂は、日韓修好條約に依て、一段落を告げたるも、變亂の眞因は、朝鮮に於ける日清兩國の勢力衝突に外ならず、曩に日本政府が井上外務卿を全權大使として朝鮮に特派せんとするに當り、清國政府も亦別に北洋副大臣吳大澂、及び續昌を欽差會辨に任じ、日本の全權と朝鮮に於て會商せんことを日本政府に請求し、日本政府も之を容れ、井上全權をして、臨機清國使臣と會商すべからしむる筈なりしも、井上全權は單に對韓談判のみにて歸朝したるが上に、京城の變報を傳へたる我國民は、深く清國の亡狀を憤はり、輿論の沸騰甚しければ、半島の平和を維持し、我が權利利益を保護する必要上、宮内卿伊藤博文を特派全權大使となし、農商務卿西郷從道を副使として新に清國に派遣し、駐清公使榎本

武揚を之が補助とし、清國政府と協商せしむる事に決したり。

是に於て伊藤全權の一行は、明治十八年三月渡清の途に上りしが、清國政府は其の北京に入るを欲せず、李鴻章を全權委員とし、伊藤全權を天津に迎へて、此に談判を開かしむ。伊藤全權先づ口を開いて曰く、「日本の兵を朝鮮に置きしは、韓民の横暴に對し、日本居留民の生命財産を保護せんと欲するのみ、左れば現に僅かに一個中隊を駐屯せしむるに過ぎず然るに京城の變亂は、不幸にして日清兩國兵の間に衝突を惹起せり、兩國永く軍隊を此に駐屯するは、益々危険を滋くし、兩國の和好を破るの虞あり。故に兩國の交誼を保たんとせば、清國の駐兵を撤去せんことを望まざるを得ず。又京城の變亂に際し、日本公使は韓王の請に依り、兵を王宮に入れて之を保護したるのみ、然るに清國將官は故らに大兵を縦つて王宮を襲ひ、兩國の爭鬪を醸したるは何ぞや、當時日本兵は王宮内に在りて、清國兵は門外に在り、攻守何れが先づ手を下したるやは問はずして知るべし、故に日本政府は之を以て清兵が日本に侮辱を加へたるものと認め、清國政府は宜しく法を正して其將官を處罰せんことを要求せざるを得ず。而して清國兵の日本臣民を殺害し、其財物を掠奪したるに對して、相當の賠償を支出せむことを要求す」と。討議十餘日、所謂天津條約と稱する、我に不利なる條約を締結せられ、此に重ねて外交上の失態を演じたり。

各々奉ずる所の論旨に違ひ、公同會議し專條を訂立し、以て和誼を救くす。有る所の約款左に臚列す。
一 議定す中國朝鮮に駐紮するの兵を撤し、日本國朝鮮に在りて使節を護衛するの兵を撤す。並押蓋印の日より起り四個月を以て期とし、限内に各々撤去せしめて撤回するを行ひ、以て兩國邊端の虞あることを免る。中國の兵は馬山浦より撤去し、日本國の兵は仁川港より撤去す。
一 兩國均しく允す。朝鮮國王に勸め兵士を教練し、以て自ら治安を護するに足らしむ。又朝鮮國王に由り他の外國の武弁一人或は數人を選備し、委するに教練の事を以てす。嗣後日中兩國均しく員を派し、朝鮮に在りて教練すると勿らん。
一 將來朝鮮國若し變亂重大の事件ありて、日中兩國或は一國兵を要するときは、應に先づ互に行文知照す可し、其事定まるに及んでは仍即撤回し再び留防せず。

大日本國明治十八年四月十八日
特派全權大使參議兼宮内卿勳一等伯爵 伊藤博文
大清國光緒十一年三月初四日
特派全權大臣 李鴻章

伊藤大使の議論は正々たり堂々たり、左れど外交の手腕は拙劣を免れざりき、大使の要求せる日本臣民の損害賠償及び清國將官の處罰に對しては、僅かに左の一片の死文を附與せら

れたるに過ぎず

大清欽命全權大臣李照會の事を爲す。照し得たり上年十月朝鮮漢城の中國の官兵と朝鮮の王宮に在りて争鬪の一節は實に兩國國家意料の外に出づ。本大臣殊に恠憤を爲す。惟念ふに、中日兩國の和好年久し。中國の兵官一時情急に已むを得ずして争鬪すと雖も、究に未だ小心に事を將ふ能はず。應に本大臣に由り、文を行り戒飭すべし。貴大使の文を閱すに日本の民人本多妙之助等之供狀に、漢城内に在りて華兵屋に入り掠奪し、人命を擄斃する事情ありと謂ふに至りては、但中國並に的確の證據なし。自應に本大臣に由り、員を派し訪査し、明確に供證を取具し、如し果して當日實に某營の某兵ありて街により事を滋し、日民を殺掠せしこと確として見證あらば、定めて中國の軍法に照して嚴に従ひ拏辦すべし。此爲に備さに具し、貴大使に照會し、査照を煩はすを請ふ。須らく照會に至るべき者右照會す。

日本の輿論は此條約の發表と同時に、又々大に沸騰せり、外交當局の無能を非難せり、蓋し其約款中清國將官の處罰及び日本臣民の損害賠償なきのみならず、公使館護衛兵の撤去、朝鮮兵士教練の廢止の如き、既得の權利までも擧げて、之を除去するに至りたればなり。言ふ迄もなく、此條約に依つて外交失敗の上塗を爲せしなり。

袁世凱の得意（附防殺事件）

日本の退嬰政策——清國の屬邦主義——朝鮮獨立の危機——王位發立の陰謀——防殺事件——大石正巳の強硬政策——

明治十七年の京城變亂、同じく十八年の天津條約締結以來、日本の半島に對する政策は、漸を追て退嬰委靡の姿を呈し、其の清國に對する、成るべく衝突を避け、以て一日の安を偷むを力め、事々物々引込み思案を事とするに反し、清國の勢力は唳々として京城の政治界に侵入し、袁世凱の朝鮮屬邦主義は、遠慮なく朝鮮政府に持込まれたり、明治二十年朝鮮政府が締盟列國に修好の意を表せむ爲め、使節を歐米に派遣せんとし、朴定陽を米國駐劄全權公使に任じたる時も、袁世凱は之を實行する前に、何故に清國政府の協賛を経ざりしやと詰責したり、是れ固より無法の言懸りなり、朝鮮政府は、是れ毫も清國と關係する所なきの故を以て、袁世凱の言に關せず、朴定陽をして即夜京城を出發せしめたるが、袁は大に之を怒り、一方に於ては領事陳同書を朴定陽の旅舎に遣はして歸京を促がし、一方に於ては、自ら韓廷に押懸けて之を威迫したり、袁の高壓手段は遂に朝鮮政府を屈伏せしめ、朝鮮政府は改めて清國政府の裁可を経て、僅に朴定陽を任地に出發せしめたり。然るに朴定陽は米國に着するも、第一に清國公使館を訪問せざりし故を以て、駐米清國公使との間に紛議を生じ、爲に朴定陽を罷免して清國政府の怒を釋きたる事もあり。

朝鮮の獨立は實に危機一髪の間迫れり、日本政府は最早沈黙傍觀すべき場合に非ず、然も悠々たり將た閑々たり、左れば袁世凱の放膽不諱なる政略は、着々實効を奏し、跋扈陸梁、傍ら人なきが如く、飽く迄内政の干渉を試みたる揚句、更に進て王位廢立の陰謀を企てたり、彼の計略は軍隊の力に依り、大院君を教唆して、暴動を起さしめ、王兄の子李垞を世子とし大院君をして暫らく攝政たらしむべしと云ふにあり、此計畫は閔泳翊の離反に由て破れたりと雖も、彼の韓廷に對する權勢は尙ほ赫々として旭日の中天に上るが如く、殆ど朝鮮の副王たる威力を有したり。袁世凱を中心とせる清國の威力は、斯く盛なるに反し、日本の勢力は全く地に墜ち、朝鮮政府の日本を蔑視する事甚しく、明治二十二年九月威鏡道監司趙秉式が、該道の凶賊を名として防殺令を發したる如きも其一例なり、防殺令は明治十六年七月締結の日韓貿易規則第三十七款に依り朝鮮國が水旱若くは事變等の爲めに食糧缺乏の虞ある時に限り、一個月以前に日本領事館に其旨を通知したる上にて、發布すべきものなるに、同年は朝鮮國三十年來の豐作なりしに拘はらず、敢て此の如き布告を發したるは、畢竟日本政府を見縊りたると、袁の教唆とに外ならず、以て日本商民に莫大

の損害を興へたり、故に日本政府は駐韓公使をして嚴に朝鮮政府に交渉し、翌年四月此禁令を解除せしめ、同時に賠償談判を開きたるも、遷延四年、近藤眞琴、梶山鼎介、大石正己の三公使を経て、廿六年五月十九日漸く十一萬圓の賠償を支拂はしめたり、是れ畢竟時の辦理公使大石正己が、穩和手段の到底朝鮮政府を服するに足らざるを知り、強硬嚴厲の談判を試み、終に公使館の國旗を撤し、行李を整へて將に歸朝せんとしたるに因る。

金玉均の暗殺

亡命者引渡交渉——刺客池軍永——大井憲太郎等の設計——刺客李逸植、洪鐘宇——金玉均上海渡航——其銃殺——國王の密告——野蠻極まる強刑——

是より先、獨立黨の領袖金玉均、朴泳孝、徐光範、徐載弼は、十七年の變に失敗し、相率ゐて日本に來りしが、日本政府は、是等亡命者の日本に在るを不快とし、十八年三月、モルン・ド・ルフ及び徐相雨を派遣して其の引渡しを我れに要求したるも、日本政府が之を峻拒せるを以て、翌十九年池軍永を遣はし、竊に金玉均等を暗殺せしめん事を計る、金玉均密告に依りて早く之を知り、事情を日本政府に通じ、政府は駐韓高平代理公使に電訓し、

其事實を朝鮮政府に糺し、且つ内地の安寧、及び日韓の交誼を保たんが爲めに、金玉均の退去を命ずるに依り、朝鮮政府亦宜しく池連永を召還すべきことを以てせり、其頃大井憲太郎、小林樟雄の徒、金玉均と謀りて朝鮮政府を顛覆せんとし、事覺はれて法に問はれ、金玉均等は國境外に放逐する事に決したり、而も金玉均は期に臨んで出發せざるのみならず、日本駐在の列國使臣に哀訴して、日本政府の措置に反抗せむとするの狀ありしを以て、更に小笠原島に放置し、朝鮮政府は池連永を召還したり。

明治廿一年金玉均は小笠原島より北海道に移され、翌年東京に歸るを許され、朴泳孝も亦た東京に住し、親隣義塾を起して、朝鮮の子弟を教育せり、此時朝鮮政府は更に李逸植に密旨を授けて彼等を暗殺せしめんとし、之を日本に派遣したり、密旨は國王の内諭なりと云ふ、明治廿五年四月、彼は商用に托して日本に渡來して、機を窺ひ居たり、偶々韓人洪鐘宇なるもの佛國より歸韓の途次日本を過ぎるあり、李逸植は彼の猜知を見込み、國王の命を笠に著て、百方勸誘を試みたれば、洪鐘宇遂に意を傾けて李逸植の指揮に従はむことを盟ふ、是に於て李は先づ洪鐘宇を金、朴兩人に紹介せり、金玉均初めは容易に心を許

さざりしも、何時しか其巧言に欺かれて、漸く之を信するに至り、李は愈々時機の到來せるを見て手を下さんとしたるも、金、朴兩人は常に別居せるを以て、同時に之を殺害するは事甚だ難く、左ればとて若し時を異にして之を殺さば、其一方を逸する事必然なれば、此に一策を案出し、李逸植は竊に策を洪鐘宇に授け、金玉均を上海に誘出せしめたり、一日李逸植は金玉均に説て曰く、「故國の革命は、到底獨力の及ぶ所にあらず、余は曾て清國に流寓すること十四年、略々内地の事情に通じ、數多の知己を有し、特に李鴻章の男李經芳は、余と最も親善なり、苟も大事を擧げんと欲せば、往て彼に頼るに如かず」と。金玉均は輕率にも、此れに欺かれ、明治二十七年一月二十二日、神戸を發して上海に向ひたり。上海に到着せる金玉均は、東和洋行に投宿し、其翌日午後三時頃寢臺に横臥して、支那小説を黙讀せり、豫て窺ひ居たる洪鐘宇は、機逸すべからずと、直に短銃を以て之を擊殺せり、洪は其翌日縛につきしが、在上海列國領事は、在北京列國公使を経て、洪を相當の罪科に處し、且つ金玉均の屍に凌辱を加へざらん事を朝鮮政府に勸告するの一事を、清國總理衙門に照介したり、然るに李鴻章は、之を以て朝鮮人間の事にて、列國干涉の限りに非

すとなし、金玉均の屍、及び洪鐘宇を軍艦威靖號に搭載して、之を朝鮮に送りたれば、洪は勿化の幸を得て、朝鮮に歸る事を得たり。

洪鐘宇と同時に事を擧げんと約したる李逸植は、金玉均を神戸に送り置きて東京に歸り、權東壽、權在壽及び金泰源等の刺客と謀り、害を朴泳孝に加へんとし、李は自ら朴を親隣義塾に訪ひしも、此時既に李泰源の口より此計畫を洩らしたるが爲めに、李逸植は却つて朴泳孝等の捕縛する所となり、權兄弟は朝鮮公使館に潜伏したり、日本政府は李逸植を謀殺未遂罪として引致し、更に權兄弟をも捕へて、之を審問したるが、彼等は證據不十分を以て無罪の宣告を受け、次で國外に放逐されあり、但し審問の結果、代理公使俞箕煥の本件に同意なりしを發見し、又玉璽を銜したる國王の勅書を帶有したることの發覺するに及び、議論囂々たる折も折、京城に送られたる金玉均の屍體が、大逆無道の罪に擬せられ、揚華洋頭の梟榜の下に四肢を切斷せらるゝの死刑に遭ひたるを聞き、國民舉て朝鮮政府の暴虐を憤り、延て駐韓日本公使の緩漫無能なる外交政策を攻撃し、罪を朝鮮に問ふべしとの議論、頗る盛なりしが、日本政府は尙ほ事端を清國に開くを恐れ、因循事を擧ぐるに躊躇したり。

第二期 日清戰役時代

東學黨の蜂起

景祐宮の賀宴——討伐隊派遣——匪徒の猖獗
——官兵の敗走——清國への借兵請求——

明治二十五年六月四日は、國王景祐宮より、景祐宮に移り、勢道閔泳駿移駕の宴を新宮に張り、太平の長袖何れも盛宴の歡樂に餘念なかりしに當り、端なく東學黨蜂起の電報は、全州公州より來り、間も無く全州監司金文鉉、難を避けて京城に到るに及んで、乃ち壯衛營正領官洪啓燕を招討使となし、營兵四百を率ゐて南征せしむ、討伐隊は、五日大雨を冒して漢江を下り、仁川に於て江華の兵を待合せ、八日總兵八百汽船蒼龍號に搭じて群山に向ひ、十日上陸、十一日より前進を始め、兵に紀律なく、軍に兵站の設けなく、到る處郡邑を掠奪するの狀、官兵匪徒、更に擇ぶ所なし。

此時に當り、全羅一帶に於ける東學黨の勢は、頗る盛にして、首魁崔時亨は巧に愚民を煽

動し、尹子益なるもの亦た衆を率ゐて之に投じ、加ふるに十三歳の武神陰に之を統率せりとの風聞大に行はれ、愚民の附隨するもの甚だ多し、東學黨蜂起の聲言は、政府の失政を正し、官吏の私曲を責め、民を塗炭に救はんとするにありしも、固より一個の匪徒嘯集に外ならず、其の根據地は、最初古阜、靈山の間なりしが、漸次に西上して、五月二十三日靈光郡守黃姜基を殺し、三十日群山より來れる官兵と、月坪洞の村北に戦ひ、官兵破れて其翌日全州は遂に東徒の手に落ちたり。

初め東學黨の蜂起するや、朝鮮政府は尋常草賊の類として、深く意に留めざりしが、官兵の敗報頻々として京城に達し、三南の民今や悉く之に響應すと聞き、上下驚愕殆んど色を失ひ、到底其力を以て之を討伐する能はざるを思ひ、此に援を清國に請ふに至れり、事端之より繁く、日清開戦の導火線また全く此に存す。

此時に當りて、京城の外交界は、極めて寥々たるものにて、日本公使大鳥圭介は日本に歸り、露公使ウエヘルは北京に行き、袁世凱獨り留つて事を謀る、是に於て閔泳駿、韓圭胤、申正熙等は、私かに袁を訪ふて、匪徒討伐の援兵を借らん事を申込み、然れども是れ決

して、朝鮮政府全體の意向には非ざりき。

是より先き東學黨の起るや、李鴻章と袁世凱の間には、互に電報を交換して其方針を定め居たる事として、袁は此交渉に接して、直ちに之れを内諾し、其の趣を李鴻章に報じたり、當時の所謂洪啓薫の請兵書と、六月三日朝鮮政府が、公然清國に援兵を求めたる公文は左の如し。

洪啓薫ノ請兵書

竊ニ伏テ念フ亂ニ兵亂アリ民亂アリ學ニ正學アリ曲學アリ安集ノ方備禦ノ策ハ料ルニ朝家ノ其宜キヲ得ルニ出テザルハナシ日今東學猖獗或ハ西南ニ窟シ無賴稱托シテ蟻附シ操守長縮シテ虎視ス大ナル者ハ萬ヲ以テ敵ヘ少ナル者ハ千ヲ以テ敵フ初ハ守令ノ貪婪ニ因リ生靈塗炭シ學爲スニ足ルナキモ亂實ニ憂ト爲ルモ廢防禦ノ軍アリテヨリ道師ノ臣何ソ坐視シテ此滋漫ヲ致スニ至ラン悔及ブ可キナシ去年歸化スルモノ今日復タ起ル此レ但我朝ノ遠慮ノナラズ亦隣國ノ羞耻タリ昨今兩度遠ク王師ヲ興シ民流離ニ疲レ兵往來ニ苦ムコト勝ヘテ言フ可ラザルナリ聖度天ノ如ク大ニシテ深ク以テ罪ト爲サズ更ニ臣ヲシテ招討セシメ撥テ諭旨アリ恩威亦施シテ一向放肆ス若シ將ニ逸ナリテ勢ヲ待タレトセバ此レ所謂ル之ヲ削ルモ反シ削ラサルモ亦反シ變刈シテ後止ムナリ東ニ逐ハバ西ニ去リ西ニ追ハバ東ニ去リ萬勵滅ノ道ナク臣ノ罪多シ復命ノ日自ラ縛シテ罪ヲ待チ以テ王法ニ順ハシ然リ而シテ現今ノ時勢我ハ少ニシテ彼ハ多シ分兵ヲ以テ推擊シ難シ伏テ乞フ外兵ヲ借テ之ヲ助ケンコトヲ彼徒ヲシテ其首尾ヲ接セズ其音信ヲ通セザラシムレバ彼レ必ズ勢孤ニシテ必ズ散ツ力窮シテ自ラ解ケシ一舉シテ以テ全ヲ得ルハ唯此一條ノミ

朝鮮政府の借兵公文

弊邦全羅道所轄の泰仁古阜等の縣は、民凶悍に習ひ、性情險譎にして、素より治め難しと稱す、近日來東學教匪に附
 申し、衆萬餘人を聚め、縣邑數十處を攻陥せり。今北竄して全州省治を陥れたり、前に既に練軍を撰派し、前往して
 助撫せしも、該匪兇ひに致て死を拵て拒戦し、練軍の挫敗を致し、砲械多件を失へり。此の如き凶頑久しく擾亂せば、
 殊に慮はかるべしと爲す、況んや現に漢城を距ること僅に四百數十里なり、如し其再び北竄を爲すに任せば、恐くは
 畿輔騷動して損する所は細に非ず、而して弊邦の新練に係る各軍の現數は、僅かに都會を護衛す可し、且つ未だ戰陣
 を經ざれば、殊に用ひて以て兇寇を殄除し、倘し滋蔓日久しければ、其を以て憂を中朝に貽る所の者尤も多からん、
 査するに壬午甲申弊邦兩次の内亂は、咸く中朝の兵士に頼り、代て戡定を爲したり、茲に前案に援據し、貴總理を煩
 はし、速急即刻北洋大臣に電懇し、數隊を酌遣し、速かに來りて代り助せんことを請はんと擬す、並に弊邦の各兵將
 をして隨はしめ、軍務に習ひ、將來捍衛の計を爲さしむ可し、一に悍匪の挫殄するを俟て、即ち撤回を請ひ、自ら敢
 て留防を續請し、天兵の久しく外に勞するを致さざるなり、並に貴總理の妥速籌助し、以て急迫を濟はんことを請ふ、
 至切盼禱す、

是等援兵の請求たる、表面は招討使洪啓燾の申出に基く如しと雖も、實は袁世凱が閔泳駿
 に訓へて密かに作らしめ、以て列國の物議を避けんとすの計略に外ならざりしなり。

日清兩國の出兵

清國の出兵——袁世凱の意氣——日本兵の先著——大島公使
 人京——袁世凱の狼狽——韓廷の愚策——日本の優勢——

朝鮮政府の借兵請求は、清國の豫て期したる所にして、李鴻章は直に聶士成、葉志超の二
 人をして、五營の兵を率ゐて、濟遠、平遠、揚威、致遠、操江等五隻の軍艦に投じて、威
 海衛を出發せしむ、先頭部隊は聶士成之を率ゐ、六月八日正午牙山海口に入り、翌九日上
 陸し、後發部隊は葉志超之を率ゐ、素沙河南の白石里より上陸して十一日牙山の本營に着
 す、此時に於ける袁世凱の態度は、内は韓廷を操縦して、殆んど意の如くならざるなく、
 外に於ては海陸兵勇の既に到着するあり、日頃の意氣更に揚り、得々として全國に向つて
 大兵援助の徵文を發したり、此機敏なる清國政府の行動は、如何にも韓廷の機微を制し、
 屬邦主義の斷行に就て、何人も敢て容喙する能はざるの姿なりしと雖も、日本政府の出
 師準備は既に夙に整頓し、旅團の先頭部隊は、清國先頭隊の上陸の日、即ち九日を以て
 宇品を發し、軍艦八重山に護衛せられたる公使大島圭介此日を以て仁川に到着し、直に水
 兵四百砲二門より成れる陸戰隊を率ゐて京城に歸任し、牙山に陸兵を送りたる清國軍艦が
 得々として將に仁川に入らんとする頃には、日本軍艦七隻圓形陣を作りて、旭旗中天に翻
 り、黒烟濛々として、月尾島畔に星列せり。流石に外交には常に機先を制する袁世凱も、

軍略に於ては全く機先を制せられ、韓廷の畏懼、袁世凱の狼狽、笑止千萬の次第なりしが、忽ち又一策を案じ、袁は朝鮮政府を煽動して、顧問リゼンドル、閔商鎬の二人を遣はし、之を仁川に喰止めんとせしも、期に後れて果さず、更に李容植を龍山に遣はし、日兵の入京を謝絶せんと姑息政策を試みしが、大島公使は日本政府の命なりとて肯かず、此日黄昏四百の陸戦隊は、悉く武装して南大門より京城に入る、次で十二日天明、第五師團の兵を滿載せる和歌の浦丸先づ仁川に着し、清兵の運送船、次いで入港し、十三日陸軍少將大島義昌兵を率ゐて京城に入り、海軍陸戦隊と交送し、仁川京城の間我兵線聯絡し、萬里倉に本營を置き、爾來日本より輸送せる兵員軍糧陸續として跡を接したり、

我國出兵の知照 (附朝鮮屬邦問題)

清國政府の照會——日本政府の回答——
我國出兵の知照——再度の文書往復——

天津條約は、日清兩國の韓地出兵には、双方必ず先づ之を知照する事を規定せり、外交に於て受身勝ちなる日本政府は、此期に及んで尙ほ清國の態度を窺ひ居たり、果せる哉明治

廿七年六月七日在東京清國公使汪鳳藻は、本國政府の訓令と稱して左の公文を日本政府に交附せり

以書簡致啓上候、陳者今般北洋大臣李鴻章より左の通り電報有之候。光緒十一年清日兩國にて議定せし條約中に、將來朝鮮にて若し變亂事件有之、清國にて派兵を要する場合有之候節は、應に先づ行文知照すべく、事定りたる上は直に撤回し再び留防せずと有之、本大臣今朝鮮政府の來文を覽るに、其情詞切迫なるのみならず、兵を派して援助することは我朝が屬邦を保護するの舊例に有之候へば是を以て奏聞の上、諭旨を奉じ、直隸提督葉をして勁旅を選帶し、馳せて朝鮮全羅忠清道一帶の地方に赴かしめ、時機を見計ひ防堵攻討し期を刻して之を撲滅せしめ、務めて屬邦の境土をして又安ならしめ、各國人の朝鮮地方にて貿易を爲すものにして、皆其生業を安ずることを得しめ度、尤も平定次第直に各兵を引揚げ、更に留防せしめざる様可致候、各至急條約に従ひ、行文知照すべき筈に付、貴大臣へ電報致候間、早速日本外務省へ照會有之度候

右の通申來り候に付、本使は文を貴大臣に及御照會候敬具

清國政府は、例に依て屬邦保護を云々せり、是れ日本政府の絶對に反對する處にして、最早獻止すべからず、外務大臣陸奥宗光は亦直に清國政府に左の回答を與へたり。

以書簡啓上致候、陳者今般貴國政府にて朝鮮國に派兵被成候に付明治十八年四月十八日

日清兩國にて締結の約書第三款に違ひ、行文知照の趣、本日貴簡を以て御申込相成承知致候。然るに貴簡中、保護屬邦の語相見へ居候處、帝國政府に於ては、未だ曾て朝鮮國を以て貴國の屬邦と認め居不申に付、此段御回答旁言明致置候。本大臣は茲に重ねて敬意を表し候。

此回答を送ると同時に陸奧外相は在北京臨時代理公使小村壽太郎をして、日本出兵の知照を清國政府に致さしめたり。然るに清國政府は其翌九日を以て、小村臨時代理公使に左の公文を送付せり。

以昔東啓上候、本月四日、六月七日、貴簡を以て朝鮮國に於て現に變亂あるを以て若干の名を派遣せらるべきに付、兩國の條約に従ひ、右の趣行文知照すべき旨貴國政府よりの訓令を受けられ候旨御申越相成候處、我國にては朝鮮の求めに應じて兵を派遣し、其の亂民討伐の援助を爲す次第にして、是は從來屬邦を保護するの慣例に有之、且つ専ら内地の亂民を討伐する爲にして、平定次第直に引揚可申、目下仁川、釜山各港の模様は靜穩なれども、通商の地に候へば、保護の爲め暫く軍艦を留置候のみに有之候。貴國より兵を派遣せらるるは、専ら公使館、領事館、及び商民を御保護相成る爲なる可ければ、申す迄もなく多數の兵を御派遣相成候必要可無之、又朝鮮より請求したる次第にても之無く候へば、決して朝鮮内地へ進入して驚駭を起さしめざる様被致度、加之我國の兵士と出逢ひ、言語不通軍禮の差違あるため、或は不慮の事を生ずるが如き場合も有之哉と懸念致し居候に付ては、右之趣貴下より貴國政府へ電報にて御送申相成度致希望候。右及回答候敬具。

是に於て我政府は更に左の回答を與へたり。

以昔東啓上候。陳者、本月九日貴國より朝鮮へ派兵せられしは、從來屬邦を保護せらるるの慣例に有之、我國よりは、多數の派遣するの必要可無之、又決して朝鮮内地へ進入不致様致度との趣御申越相成候に付、本官には早速其旨我政府へ致電報置候處、只今我政府よりの回電接到、帝國政府に於ては、未だ曾て朝鮮が貴國の屬邦なることを認居不申、今回我國より朝鮮へ派兵せしは、濟物浦條約に依りたる義に有之、而して出兵の手續は天津條約に依りて取計らひたる次第に候。又帝國より派遣の軍隊の衆寡は、帝國政府自ら之を裁決可致の義に有之。又行動の如何に至つては、赴くべき必要な處へは無論赴かざる可けれども、他り禦附せらるべき筋毫も無之、又兩國の兵士相逢ひ、言語軍禮の差異ある爲め、或は不慮の事を生ずるが如き場合に可有之の義に至ては、我國の兵士の紀律を守ること嚴肅なれば、貴國の兵と出逢ふことありとも、故らに事故を生ずるが如きこと決して無之は、我政府の固く信する所なれば、貴國政府に於ても其邊既に豫め御加意相成居候事も可有之旨申越候に付、右及回答候敬具。

日清兩國出兵の知照は之にて終れり。然れども屬邦問題は、容易に解決すべくもあらず、而して一方に於ては、日清兩國の軍隊、日に増加し來り、唯だ其の駐屯地の相離隔し居るが爲めに、急速なる衝突を見ざるのみ、危機一髮、待つ所のものは、外交問題の解決如何のみ。

共同改革の提議

共同改革案の閣議——清國政府へ照會——小村公使へ副電——清國の反對——日本政府の決心——

斯る騒ぎの間に、東學黨は何時しか鎮靜の状を示したるも、一方には屬邦問題の行懸りあり、加ふるに清國政府が、種々の陰謀を企て、朝鮮政府を攪亂するあり、事態甚だ面白からざるより、時局解決の必要上、陸奧外相の發意に基き、伊藤首相は左の一案を内閣會議に提出したり。

- 一、朝鮮の内亂は、日清兩國の軍隊共同戮力して速に之を鎮壓すること。
- 一、亂民平定の上は、同國の内政を改革する爲め、日清兩國より常設委員若干名を朝鮮に派出し、大略同國の財政を調査し、中央政府及地方官吏を沙汰し、必要なる警備兵を設置して國內の安寧を保持せしむること。
- 一、同國の財政を整理し、出來得るだけの公債を募集して、國家の公益を起すべき目的に使用せしむべきこと。

一、以上の事項を政府の提案として、清國政府に商議すること。
此提議は略ぼ閣員一同の同意を得たるも、翌日の閣議に於て、陸奧は、更に「清國政府との商議の成否に拘らず、其結果如何を見るまでは、目下韓國に派遣しある我軍隊は決して撤回すべからず。若し清國政府に於て我が提案に賛同せざる時は、帝國政府は獨力を以て朝鮮政府をして前述の改革を爲さしむるの任に當るべし」との兩項を加ふるの必要を説

きたり。是れ恐らく清國政府が我が提案に同意すべくもあらずとの考へより、後日の爲に我外交上の進路を開き置きたるなり、而して閣員皆陸奧の意見に同意したれば、伊藤首相は直に上奏裁可を得たり。

是に於て陸奧外相は、六月十六日清國公使汪鳳藻を招きて閣議の要(陸奧の添加を除く)を語り同公使より之を本國政府に照會せんことを求めたり、然るに汪鳳藻は其以前に、日清兩國各々朝鮮より撤兵せん事を主張し、陸奧は「朝鮮の稅政を根底より改革するに非ざれば我政府は領土接近せる鄰邦の友誼に於て、一日も安堵する能はざる所なれば、日本政府は其目的を達せざる以上は、如何なる事情あるも、軍隊を撤回する能はず、此提案と、撤兵とは、自ら別個の問題なれば、一應此を清國政府に通知し、之に對する同政府の意見を開かむことを望む」と述べ、汪鳳藻は漸くにして陸奧の要求に應じたれば、其翌日改めて一個の公文を裁して汪鳳藻に送り、同時に、在北京臨時代理公使小村壽太郎に電訓し、之を總理衙門に提出して、其回答を求め、並に在天津帝國領事荒川己次に電訓して、同一の提議を直隸總督李鴻章に示さしむ。

六月二十一日汪鳳藻は本國政府の訓令に依り、我が提議に對する回答を爲し、之に同意する能はざる三個の理由を擧ぐ。

第一、朝鮮の内亂は既に平定したれば、此際日清兩國が相互に協力して之を鎮壓するの必要を認めず。第二、日本政府の提議は美なりと雖も、朝鮮の改革は朝鮮をして自ら之を行はしむべし。中國すら尙ほ其内政に干與せず、日本は固より朝鮮の自主國たるを認めなければ其内政に干與するの權利なかるべし。第三、事變平定すれば、各々軍隊を撤回すべしとは天津條約の規定する所なり。則ち此際互ひに撤兵すべきことは無論なるべし。

清國政府は果して拒絶せり、是に於て翌二十二日陸奧外相は、更に大要左の如き公文を汪公使に送れり。

朝鮮が從來朋黨争闘内訌暴動の淵藪たるは、畢竟獨立國たるの要素に缺くるあるに由れり。而して日韓兩國は一衣帶水を隔て、疆土相接し、彼我貿易上の重要なるは論なく、總て日本帝國の朝鮮に對する利害は、甚だ緊切重大なるを以て今日彼國に於けるが如き慘狀を袖手傍觀し、之を匡救するの謀を施さざるは、鄰邦の友誼に反るのみならず、實に我國自衛の道に於ても相戻るの謂を免れざるに依り、日本政府は朝鮮は安寧靜謐を求むるの計畫を擔任するに於て、毫も遲疑する所なるべし。是を以て日本政府は、將來該國の安寧靜謐を保持し、政道其宜しきを得べきことを保證するに足るべき辦法を確定するに非れば、現在該國に駐在する帝國軍隊を撤去するの得策に非ざるを信ず、是實に天津條約の精神に依違するのみならず、又朝鮮善後の策に於ても然らざるを得ず、たとひ貴國政府の所見に違ふことあるも、帝國政府は斷じて現在の朝鮮に駐在する軍隊の撤去を命令することを得ず。

共同改革の提議にして纏らすんば、此上は我獨力を以て朝鮮の内政改革に當らざるを得ず

其結果として、日清兩國砲火を交ふるに至らん事は、素より勢ひの免れざる所なるべく、朝鮮を扶くる義侠の精神と、清國の専横に對する公憤とは我國民をして、寧ろ兩國の關係の破裂を希望せしむるに至りたり、我當局者は、更に百尺竿頭一步を進めざるを得ず。

開戦前の日韓交渉

袁世凱の壯語——大島公使の建言——改革委員の任命——陸奥外相の訓電——列國使臣會議——我要求四ヶ條——我兵更に京城に入る——

日本政府の強硬なる態度は、李鴻章の聊か案外したる所にて、彼は一方に於て列國に調停を依頼し、一方に於ては軍隊を朝鮮に増遣せんと試み、袁世凱は頻りに大言壯語して最後の勝利の清國に歸すべきを唱へて、朝鮮政府を籠絡せんとし殆んど有らゆる、悪計奸策を弄したり。然して我大島公使は六月廿六日國王に謁見し、委員を設けて秕政改革の任に當らしめん事を建言し、又清韓の宗屬關係を明かにせむが爲め、汪公使、聶士成等が屢ば使用せる「屬邦、屬國、藩屬」等の文字は、果して朝鮮政府の承認するものなるや否やを詰問し、是れ清兵は、朝鮮の獨立を侵害し、併せて日韓條約の明文を蔑視するものなるを以

て、速に之を撤回せしむべしと論じ、尙ほ日本政府が勸告せる提案の決答を促がし、條理の許す限りは如何なる手段を施しても、必らず其實行を期するの決心を示したり、朝鮮に取つては、清國の威嚇も恐ろしからざるに非ずと雖も、大鳥公使の背後に控へたる日本の大兵は更に夫れより、有力なるものあり、國王は終に申正熙、金宗漢、曹寅承を改革委員とし日本公使と共に改革の事項を協議せしむる事とせり。

日本政府の標榜せる第一の問題は、朝鮮の獨立にありき、斯くて政府が大鳥公使に與へたる、朝鮮内政改革の要領は左の諸項なり。

- (一) 官司の職守を明かにし、地方官吏の惰弊を矯正すべし
- (二) 外國交渉の事宜を重んじ、職守其人を選むべし
- (三) 裁判を公正にすべし
- (四) 會計出納を嚴正にすべし
- (五) 兵制を改良し、警察の制を設くべし
- (六) 幣政を改定すべし
- (七) 交通の便を起すべし

大鳥公使の外交政略は、我政府の訓令に比すれば寧ろ過激に涉れり、袁世凱も今は聊か

辟易の體なり、時局は日一日と切迫し來れり、陸奧外相は北京に於ける英國の仲裁が、一旦清國に拒絶せられ、他の列國も暫らく傍觀の位地にあるに乘じ、七月十二日大鳥公使に向ひ、最終手段を執るべく左の電訓を與へたり。

英國の仲裁は既に失敗したり。今は断然たる處置を施すの必要あり。苟も外間より甚しき非難を蒙らざる限りは、何等の口實を用ふるも可なり。速に實際の運動を始むべし。

京城に於ける列國使臣は、十六日米國公使館に於て使臣會議を開きたり、之に列するものは、米國代理公使アルレン、英國總領事マクドナルド、佛國公使ブランゼ、獨逸領事クリレ、露國書記官チエウイツナ等なりしが、我と英露との關係も、今とは全く異なるものあり、此會議の議論には、隨分面白き事も多かりき、露國は當時の形勢を見て、機乘すべしとの態度を取り、寧ろ日本を懲息するの氣味あるより、豫て感情の一致を欠きたる英露の反應は直に我に來り、延て英領事の建議となる、其要領は「日清の國交若し破烈する如きあらば各國は局外中立を守る爲に、第一仁川及京城の局外中立を宣言し、第二京城仁川間の道路の局外地たる事を宣言すべし」と云ふにありしが、此會議は兩日に亘り、露

公使ウエーベル先づ其不公平を唱へて之に反對し、佛獨公使また之を賛成し、建議は單に歴史上の話題を止めたるに過ぎずして空しく消滅したり。

陸奥外相の訓電大鳥公使に達するや、同公使も亦朝鮮の優柔不斷を見て、別に高壓手段の必要を感じ居たる際なれば、越えて十九日、朝鮮政府に左の照會を發したり。

- (一) 京釜間に軍用電信を架設することを日本政府に於て自ら着手すべし。
 - (二) 朝鮮政府は濟物浦條約に違由し、速に日本軍隊の爲めに相當の兵營を建設すべし。
 - (三) 在牙山の清兵は元と不正の名義を以て派來したるものなれば之を撤退せしむべし。
 - (四) 清韓水陸貿易章程其他朝鮮の獨立に抵觸する清韓間諸條約は一切廢棄すべし。
- 以上に對する回答は二十二日を以て限りとす。

是に對する朝鮮政府の回答は頗る不得要領なり、大鳥公使は直に外務省辨趙秉稷に向つて「朝鮮政府の回答は日本政府に満足と與へず。日本政府は最早我が爲し得べき所を爲すの他なし、事宜に依りては我が權利を伸張するため、兵力を使用するやも計られず」と言明し、大島旅團長と協議の上、廿三日拂曉、龍山在營の兵員若干を急に入京せしめたるに、王宮附近の韓兵、突然之が發砲したるを以て、我軍は之を擊退し、城門を開て闕内に入れ

り、大院君は王勅に依り參内し、尋で國王は勅使を以て大鳥公使を招き、大院君は國王に代りて會見し、自今大院君が國政を總裁するの勅命を奉じたることを述べ、内政改革の事は、必ず同公使と協議すべきことを約す。

日清兩國の開戦

袁世凱の退去——大鳥公使の活動——牙山成歡の衝突——の海戦——豐島沖宣戰の詔勅——

時に袁世凱は形勢日に非なるを見て、朝鮮を退去したれば、清國の勢力全く京城より一掃せられ、改革着々として緒に就くに到り、先づ清韓條約の廢棄を宣告し、牙山の清兵を驅逐する爲め日本軍の援助を請ふこととなれり、大鳥公使の政策斯く功を奏しつゝあるにも拘はらず、日本政府の閣員中には、尙ほ軟弱の意見を持するものあり、陸奥外相は已むを得ずして七月十九日一の折衷的電訓を大鳥公使に與へたり。

貴官は自ら相當なりと認むる手段を執らるべし。但し兼て電訓し置きたる通り他の外國との紛擾を生ぜざる様、十分注意すべし。我軍隊を以て王宮及び漢城を圍むは得策に非ずと思考するがゆへに、之を執行せざることを望む

然れども大勢滔々また如何ともすべからず、大島旅團長の率ゐたる日本軍は、成歡牙山に於て清兵と戦ひ、大に之に勝ち、豊島沖なる日清兩國の海戦も勝利は日本の海軍に歸し、外交問題の解決を待たずして、戦争は既に進行しつゝあり、遂に八月一日を以て宣戦の煥發となる。

宣戦の詔勅

天祐を保全し、萬世一系の皇祚を踐める、大日本帝國皇帝は忠實勇武なる汝有業に示す。朕茲に清國に對して戦を宣す。朕が百僚有司は宜しく朕の意を體し、陸上に海面に清國に對して交戦の事に従ひ、以て國家の目的を達するに努力すべし、苟も國際法に戻らざる限り、各々權能に應じて一切の手段を盡すに於て、必ず遺漏なからむことを期せよ。惟ふに朕が即位以來茲に二十有餘年、文明の仕を平和の治に求め、事を外國に構ふるの極めて不可なるを信じ、有司をして常に友邦の誼を篤くするに努力せしめ、幸に列國の交際は年を送つて親密を加ふ。何ぞ料らむ清國の朝鮮事件に於ける、我に對して着々鄰交に戻り、信義を失するの舉に出むとは、朝鮮は帝國が其始めに啓誘して、列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國たり。而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し、陰に陽に其内政に干渉し、其内亂あるに於て口を屬邦の擁護に籍き、兵を朝鮮に出したり。朕は明治十五年の條約に依り、兵を出して變に備へしめ、更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ、治安を將來に保たしめ、以て東洋全府の平和を維持せむと欲し、先づ清國に告ぐるに協同事に従はむことを以てしたるに、清國は越て種々の辭柄を設け之を拒みたり、

帝國は是に於て朝鮮に勸むるに、其稅政を釐革し、内は治安の基を堅くし、外は獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに、朝鮮は既に之を肯諾したるも、清國は始終陰に居て百方其目的を妨碍し、剩へ辭を左右に托し、時機を緩にして以て其水陸の兵備を整へ、一旦成るを告るや直に其力を以て其欲望を達せむとし、更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し、殆ど妄狀を極めたり。即ち清國の計圖たる、明かに朝鮮國治安の責をして歸する所あらしめ、帝國が率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は、之を表示するの條約と共に文を蒙昧にし付し、以て帝國の權利利益を損傷し、以て東洋の平和をして永く擔保ならしむるに存するや疑ふべからず。然々其爲す所に就て、深く其謀計の存する所を揣るに、實に始めより平和を犠牲として、其非望を遂げむとするものと謂はざるべからず。事既に茲に至る、朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに専なりと雖も、亦公に戦を宣せざるを得ざるなり。汝有業の忠實勇武に倚賴し、速かに平和を永遠に克復し、以て帝國の光榮を全くせんことを期す。

日韓攻守同盟

暫定條約——攻守同盟締結——大院君の歎息——新舊兩派の衝突——日本政府の櫻漫——對韓策閣議提案——

日本政府は日清開戦の目的たる、朝鮮の獨立及び其内政改革に就き、開戦と同時に公使大島圭介をして二十七年八月二十日左の暫定條約を締結せしめたり。

暫定條約

大日本及大朝鮮兩國政府は日本曆明治二十七年七月二十三日漢城に於て、兩國兵の偶爾衝突を興したる事件を治め、

茲に將來朝鮮國の自主獨立を鞏固にし、且彼我の貿易を奨励し、以て益兩國の親密を圖らむが爲め、茲に合同條款を暫定すること如左。

一、此度日本政府は、朝鮮政府に於て内政を改革せむことを希望し、朝鮮政府も亦其急務たるを知覺し、其勸告に従ひ、勵行すべき各節は順序を追て施行すべきことを保證す。
一、内政改革の節目中、京釜兩地及京仁兩地間に建設すべき鐵道一事は朝鮮政府に於て其財政未だ裕ならざるを慮り日本の或會社に訂約し時機を見計ひ起工せむことを願ふと雖も、日下委曲情節ありて其運に及難し。依て良法を案出し、可成丈速に訂約起工の運に至るを要す。

一、京釜兩地及京仁兩地間に於て、日本政府より、既に架設したる軍用電報は、時宜を配量して條款を訂立し、以て其存留を圖るべし。

一、將來兩國の交際を親密にし、且貿易を奨励せむが爲め、朝鮮政府は全羅道の沿岸に於て二通商港を開くべし。

一、本年七月二十三日王宮近傍に於て起りたる兩國兵員偶爾衝突事件は、彼此共に之を追究せざるべし。

一、日本政府は素と朝鮮を助けて其獨立自主の業を成就せしめむことを希望するに因り、將來朝鮮國の獨立自主を鞏固にする事宜に關しては、兩國政府より委員を派し會同議定すべし。

一、以上開く所の暫定條款は、畫押蓋印を経たる後時宜を酌量し、大關護衛の日本兵員を一律撤退せしむべし。右暫定合同條款内永遠に遵守すべき者は、後日更に條約として遵守すべし。此が爲め兩國大臣記名蓋印以て憑信を明かにす。

尙ほ日韓兩國が、既に斯く特別なる關係を結ぶ以上は、韓國政府をして、清國に依頼する等の念を生ずる事無らしめん爲め、同月廿三日を以て更に左の條約を締結せしめたり。

攻守同盟條約

大日本及大朝鮮兩國政府は、日本曆明治二十七年七月廿五日に於て、朝鮮政府より清兵撤退一切を以て、朝鮮國京城駐在日本特命全權公使に代辨せしめたる以來、兩國政府は清國に對し既に攻守相助くるの地位に立てり。就ては其事實を明著にし、併せて兩國事を共にするの目的を達せむが爲め、下に記名する兩國大臣は、各全權委任を奉じ、訂結したる條款左に開列す。

第一條、此盟約は清兵を朝鮮國の境外に撤退せしめ、朝鮮國の獨立自主を鞏固にし、日韓兩國の利益を増進するを目的とす。

第二條、日本國は清國に對し、攻守の戦争に任じ、朝鮮國は日兵の進退、及び其糧食準備の爲め、及丈け便宜を與ふべし。

第三條、此盟約は清國に對し、平和條約の成るを待て廢罷すべし。

此がため、兩國全權大臣は記名調印し以て憑信を照かにす。

大日本國明治二十七年八月二十六日

特命全權公使 大 島 圭 介

大朝鮮國開國五百三年七月二十六日

外務大臣 金 允 植

大院君は素是守舊派の領袖なり、大勢の趨く所、已むを得ずして我が指導の下に有りと雖

も、眞に之に服従して、内政を改革するの意あるに非ず、されば其執政以來、閔族抑壓の手段を取り、閔泳駿以下を流竄し、殊更に金宏集、魚允中等の老輩を用ひて、凡ての權勢を自己に集中せん事を謀りたり然れども内政改革合議の府たる軍國機務所には、金嘉鎮、金鶴羽、兪吉濬、安駟壽、朴泳孝等、比較的新知識を有するものあり、守舊の大院君とは屢々意見の衝突あり、金魚内閣は、是等の衝突を傍觀するのみにて、又如何ともする能はず、殊に開戰當時は、大院君も金魚内閣も、日清兩國の勝敗を觀望し、改革容易に手に着かず、我國の輿論は頻りに政府の緩漫を攻撃し、大鳥公使も又之を面白く感ぜざるより、内政改革に就ては、如何なる程度まで進入すべきやの廟謨を聞かん事を、屢々陸奧外相に稟請せり。右に關し八月十七日陸奧外相は左の案を閣議に提出したり。

對韓策閣議提案

朝鮮事件は當初大鳥公使の赴任に臨み籌畫せられたる所の廟算に比すれば、外交上に於ても若し局面の變遷に遭遇し歩々深入遂に今日の形勢とはなれり。而して目下施すべき政略に至つては、隨時は廟議の決定する所あるを以て、其成議に際ひ之を遂行すべき事は固より論を待たずと雖も、將來朝鮮を如何すべきやと云ふ問題即ち本件最後の大目的は如何と云ふ問題に至つては、第一に帝國政府は朝鮮の内政を改革するため、又獨立を永久に保全する爲め、竟に清國

と交戦せざるを得ざる場合に立到り、現に尙交戦中に在れば、到底日清最後の勝敗を足るの日に非らずんば、實際に堪り來るべきことには無之、然れども今に於て此問題に對する一の方針を確定し置くことは自今帝國政府が執行すべき外交上及軍事上の措施に關し頗る緊切の關係を有するのみならず、大鳥公使よりも本問題に付て政府の方針を伺ひ來り居れば、本大臣は茲に左記の考案を具して豫め廟議の確定する所を聽かむことを望む。

(甲) 帝國政府は既に内外に向つて朝鮮を一の獨立國と公認し、又其内政を改革せしむべしと聲明せり。就ては今後清國との最後の勝敗相決し而して我輩が冀望する如く我帝國の勝利に歸したる後と雖も、依然一個の獨立國として全然其自主自治に放任し、我よりも之に干渉せず亦毫も他よりの干渉をも許さず其生命を彼に一任する事。但し此方策に付ては左の疑問を生ず。

一 朝鮮の如き久く紀綱廢頹萎靡不振、官民共に獨立の志尙乏しき國柄に在りては、假令一時他の刺戟に因り其内政に多少の改革を施へたりとも、之を永久に維持し、又時に應じて之を改進せしむことは甚だ疑なきこと能はず、若し然る時は帝國政府が今回大兵を派出し巨額の軍費を使用した結果は、竟に水泡に歸するを免れざるべきや。

二 若し此の如く朝鮮が自ら獨立を保持し難きことを知りながら其將來の命運を全く彼に一任する時は、或は恐る他日清國は再び其隙を窺ひ、間接に朝鮮の國政に干渉し、或は現在の政府を顛覆し、事大黨と稱する閔族一派の徒を以て更に政府を組織せしめ、恰も日清交戦以前の如き清韓の關係を再現せしむることを、而して一旦如此場合を生ずるときは、帝國政府は其経歴上袖手傍觀して全く清國の所爲に一任すること能はざるは敢て首を待たざるが故に、必ず再び之に對し争論せざるを得ざるに至るべく、而して斯る争議は到底構組の間に圓滑なる妥局を結ぶことは極めて得難きことなれば、其極端に再び日清兩國間の平和を破るに至らざるべし。是恰も日清兩國が朝鮮に關する戦争の歴史を再演するに過ぎざるべく、然るときは今回の盛衰をして殆ど徒勞に歸せしめ、兎戯に終らしむるの恐なきや。

(乙) 朝鮮を名義上獨立國と公認するも、帝國より間接に永遠若し或長時間其獨立を保良扶持し、他の侮を興くの勞を取る事。

但し此方策に付ては左の疑問を生ず。

一 朝鮮の獨立國たること、及其疆土侵略するの意なしとのことは、帝國政府が從來各國政府に向て公言したる所なれば、今假令間接たりとも、彼半島の一王國を以て帝國の下に屈服せしむる時は、遂に他外國の非難と猜忌とを招き或は之が爲めに無数の葛藤を生ずるの憂なきか。

二、帝國政府は以上に述るが如き困難を顧みず、朝鮮を保護國の如く取扱ひ得るとするも、他日或時變に朝し清國露國其他朝鮮に利害の關係を有する邦國より、朝鮮の獨立を侵害することあるに際し、帝國は獨力を以て終始に國の外患を防禦し、之を保護することを得べきか。

(丙) 朝鮮は其自力を以て其獨立を維持すること能はず。又我帝國に於ても直接と間接とを問はず、獨力を以て之を保護するの責に任ずること能はずとするときは、嘗て英國政府が日清兩國政府に勸告したるが如く、朝鮮領土の安全は日清兩國に於て之を擔保すること。

一 帝國政府に於て其戰勝の勢を以て清國政府と協議せむには、開戦前に於けるが如く、同國政府を頑冥固陋の體を主張せざるべしと雖も彼儀式的宗廟問題は到底之を抛棄せざるべし。而して我に於ても開戦前に於ては、嘗て英國政府へ明言したる如く、彼若し剛邦論を提起せざれば、我亦必ずしも獨立論を主張せざるべしと云ひしと雖も、戰勝の後に至ては、清國が朝鮮に於ける關係にして、實利上と名義上とを論せず。苟も帝國が朝鮮に於ける關係よりも優等なる觀あることは到底帝國が姑容耐忍すること能はざる所なるべし、故に或は斯る無要なる争議の爲めに、遂に又購破るべし否されば、談判遲延して長く交戦國の情形を繼續するに至らざるか。

二 假に清國政府は我に屈服して宗廟關係の問題を提起せざりしとせむが日清兩國にて朝鮮疆土を保全するに付ては勢日清兩國より朝鮮の政務を補助すべき、監督官若しくは委員を派遣せざるべからざるのみならず、或は互に多少の軍隊を駐屯せしむるの要あるべし、然るに日清兩國が朝鮮に對する利害の關係は常に相反對たるのみならず、日清兩國政治家の主義も常に氷炭相容れざるを以て兩國政府が朝鮮に對する意見往々衝突して一致に歸せざるに至ること必せり、

其極竟に第一疑問に於けるが如き結果を生ぜざるか。

(丁) 朝鮮が自力を以て獨立國たることは到底望むべからざることとし、又帝國が獨力を以て之を保護するを不利なりとし、又日清兩國にて其獨立を擔保するは、竟に彼此協同一致を得べき望なしとするときは、朝鮮を以て世界の中國と爲さむことを、我國より歐米諸國及清國を招誘し、朝鮮國をして恰も歐洲に於ける白耳義、瑞西の如き地位にたしむること、但し此方策に付ては左の疑問を生ず。

一 朝鮮國に最も利害の關係厚きものは、日清兩國にして、今回交戦の如きも、日清兩國間の利害の衝突たるに過ぎざれば此戰爭の結果より生ずる所の名譽と利益とは、固より他の歐洲各國をして分受せしむる必要なく、又之を分與せんとするは、諺に所謂犬舐折て鷹の餌食と云ふが如く、帝國の失ふ所得る所に超過するの觀を呈し、頗る帝國人民の満足せざるところなるべし、況や帝國政府は大兵を出し巨額の軍費を費したるの結果、伺の得る所もなしとは到底世論の攻撃を免れざるべきか。

右の如く考察し來れば、甲乙丙丁の四問題は、何れも一利一害を存するものにして、若し一たび其擇ぶ所を失すれば頗る禍害を後世に遺すの恐なき能はず、然れども朝鮮に關する將來の地位如何を考ふれば、遂に此四方策の外に出ざるが如し。而して其何れの方策に歸着するを問はず日清交戦最後の勝敗相決したる後に非ざれば相起らざるの問題なりと雖も、剛算は豫め此内の一に付き確定する所のものあらざれば、今日外交上の操縦に於ても、又軍事上の行動に於ても頗る緊要の關係あり。故に豫め剛算を確定し置かれんことを望む、而して以上に列舉する四方策の外、尙閣僚諸公に於て高明なる考案あらば固より其方策を聽かむことを冀望に堪へず。

此提案を談すれば、以て當時の日本政府に如何程の自信力ありしかを察すべし、然るに閣議の結果は「乙案」の大意を是認し、他は機に臨んで應變の處分を取るの他なかるべしと

云ふ事に決し、陸奥外相は此意を大島公使に訓令したり。獨立扶植を主眼とする此政策が、就來我が對韓策に少なからざる滯滞を生せしめたるは、更めて云ふ迄もなし。

井上公使の内政改革

下關條約第一條——内政の紛亂——井上公使退任——
改革案二十條——朴泳孝の歸國——閔妃の陰謀——

日清戦役は、明治二十七八兩年に互りて、遂に日本の戦勝に歸し、明治二十八年四月十七日我全權大臣伊藤博文、陸奥宗光、清國全權大臣李鴻章、李經方之間に講和條約の調印を了り、其結果として、朝鮮の事に就ては、同條約第一條に於て左の如く規定せり。

清國は朝鮮國の完全無缺なる獨立自主の國たることを確認す、因て右獨立自主を損害すべし朝鮮國に對する貢獻典禮等は將來全く之を廢止すべし。

朝鮮の獨立扶植は、愈々日本の双肩に懸れり、日本は是非とも更に進んで内政改革の實を擧げざるべからざるの地位に立てり。

然るに是より先き、大島公使の内政改革を企つるや、内には大院君の跋扈日に甚しく、徒らに自己の權勢を扶植する事にのみ是れ努め、同時に極端なる閔族の壓迫を試み、事に托して閔族中の有力者を流竄し、甚だしきは閔妃を廢し、其孫李垞鎔をして王統を嗣がしめんとする等、狡計陰謀、殆んど到らざる無き上に、朴泳孝等新進の一派の權勢を得んと謀るあり、紛亂錯雜、容易に收拾すべからず、流石の大島公使も餘程之を持餘すの有様なれば、時の内務大臣井上馨自から進んで之に當らんと希望を申出で廿七年十月を以て京城に赴任せり、井上公使は先づ大院君排斥の必要を感じ、曩に大院君より平壤の清國將官に贈りたる密書の山縣第一軍司令官の手に押收されしものを證據として、深く之を面責したれば、大院君も今は絶體絶命にて、自ら其罪を謝して韓廷を退きたれば、爾來韓廷に於ける井上公使の威力に對しては、何人も之に向ふものなく、半島の風雲は全く井上公使の叱咤の儘となり、事實上に於ける韓廷總顧問の地位を占めたり、斯くと見たる閔妃は、此機に乗じて勢力挽回の策を講せんとし、私かに謀る所あり、局面漸く一變の徴を現すに至りたるが、韓廷の病根が由來政權の爭奪より起る事を知れる井上公使は輕々しく其手段に

懸るものに非らず、宮中府中の別を明かにし、王妃の政務に干渉するを拒ぐべしとは、同公使が改革の第一義と信じたる所なりしなり、同公使が赴任勿々國王に謁して呈出したる、所謂二十個條の改革案は佐の如し。

改革案二十個條

一、政權は總て一途に出でざるべからず。

凡そ一國の君主たるものは政權を統一し、凡百の政令悉く君主の親裁に出づべきは万国普通の理法にして、若し外に君主と同じく政を左右するものあらば、命令區々に亙り百官臣僚其歸する所を知るに苦しみ忠實に職務を盡すこと能はず、諸般の弊害皆之より生ぜん。然るに朝鮮國に於ては是迄數名の君主あると同様の姿あり急速に矯正を要す。彼の大元君は君主にも非らず、又臣僚にもあらざれば、國政及廷臣等の進退黜陟に容喙するの理由なきこと炳然たり。是等の事は悉く大君主の親裁に出でざるべからず。王妃とても同じく國政に干與すべきに非らず、之を確守せらるゝを要す。

二、大君主は政務を親裁するの權あり、又法令を守るの義務あり。

前に述べたる如く大君主は政務を親裁するの權あれども、又別に定むる所の法令に基き制定公布したる法令を遵守し、國政は必ず各大臣に諮詢したる上裁断し、其他官吏の進退黜陟に關しても、亦自己の意思のみに隨ひ壇に處断すべからず。且つ一たび法令を出すときは、百官人民は固より大君主と雖も、切りに之を犯すべからず。

三、王室の事務は國政と分離せしむべし。

朝鮮國に於ては從來王室に關する事務と、國家と混淆して區別をなさざる爲め、王室は是國家、國家は是れ王室なりと誤信し、隨て人民の生命財産は王室の一命令の下に與奪せられ、宮内官吏の恣まゝに國政に干與し、或は官吏の進退に容喙するの弊害あり、之を矯正せんには、王室の事務は宮内府にて司掌し、國政は總理大臣各衙門大臣之行ふこととなさざるべからず、故に大君主なるものも法令規則に定めたる規定を離れ猥りに國務大臣并に國務に參與する重職以外のものをして、國政に干渉せしめざる事を謀らざるべからず。

四、王室の組織を定めざる可からず。

國家の鞏固と王室の鞏固とは相待り離る可からず、故に國家の鞏固を圖らんと欲せば亦王室の鞏固なるを要す。依て先づ王室に關する制度及び其組織を定め、漸次其基礎を固めざる可からず。

五、議政府并各衙門の職務權限を定めざる可からず。

議政府及各衙門の組織及職務權限を定むる爲め法令規則を制定するを要す。

六、租税は度支衙門をして統一せしめ、且つ人民に課する租税は一定の率を以てする外は、何等の名義方法に係らず之を徵收すべからず。

從來朝鮮に於て租税を徵收する公署は、宮内を始めとし其他七八個處あり。是等は各自に收入して、各自に支出せり。尙其他に明禮宮及春尙坊等より惡文と稱する一種特別の命令書を發し、徵收を爲すの習慣ありと云ふ。斯の如くなる故、第一王室と國政事務との費用を混合し、第二に財政の統一を欠く。今後は宜しく一の收支出入を擧げて、度支衙

門の權限に屬せしむ可し、又租税の外官吏が私に收歛し甚しきは之を拒むものを監禁處罰する等のことありて、人民をして業に安ぜしめず。故に此弊を絶たんため一定の税則を定め、一々之に據らざるべからず。斯くの如くにして始めて富強を望むべし。

七、王室及各衙門の費用を豫定せざる可からず。

收入を計りて支出を定むるは、國家財政上極めて必要なり。故に毎年の歳入を豫定して、之に據りて王室并に各衙門等の經費を算定せざるべからず。又王室及政府の官吏は事務の割合に比して過多に失するもの、如くなれば、經費節減上宜しく適當の員數を定め、冗員を淘汰せざる可からず。

八、軍制を定めざる可からず。

凡そ兵馬の權は大君主に屬すべきものなるに、現今の如く之れを多數の將帥の下に分屬するは頗る不可なり。且つ軍備は國家の基礎を立つるに缺く可からざるものなれば、少くとも内亂を鎮定するに足るべき程の兵力を養ふこと必要なり。依て節減し得る丈の費用を省き、歳入の幾部分丈けを軍備費に充つるの計畫を爲さざる可からず。借軍備の基礎を知らんには、先づ士官を養成するの途を開き、兵學の智識及經驗を有するものを將校に任すべし。然れども歳入を計らずして徒らに軍備を擴張するは、適々以て財政を紊亂するの効あるのみ、宜しく鑑みざるべからず。且つ陸軍の制度すら未だ立たざる今日に於て、海軍などは素より着手すべからず、是れ他日陸軍の基礎鞏固となり歳入に餘裕するの時に於て、徐るに計畫するを務しとす。

九、百事虚飾を去り、誇大の弊を矯めざる可からず

朝鮮國の常弊として、王室を始め各官署に至るまで百事誇大を悦び、華美自から得意とするもの、如し。之れが爲め

冗費頗る多しと聞く、之等は速かに矯正し、且つ不必要の物品を購求し、又は前途維持の方法を攻究せずして不急の事業を起す等のことあるべからず。王室に於ても此際宜しく率先萬事に節儉を勤め、以て冗費を除き臣民の模範を示す可し。

十、刑律を制定せざる可からず。

刑法及民法等の法律を制定することは最も急務に屬すれども、民法の制定は頗る大事業にて到底一朝一夕に爲し得べきものにあらざれば、先づ第一に舊刑法を改正し、他國の刑法を參酌し、國情に適したる刑律を定むべし。斯くて後人民を罰するに刑律に依り、刑律以外には假令大君主と雖も濫りに刑律を行ふべからず。又裁判官の獨立は裁判の公平を保つに最も必要なるものなるが故に、漸次適當の人物を得るに隨ひ、裁判官を行政官より分離し公署を設置すべし。

十一、警察權をして一途に出でしめざる可からず。

抑も警察は行政上並に司法上必要のものにて、國家の行政機關に缺くべからざるものなり。就中其要務は人民の生命財産を保護し且つ犯罪を捜査するにあるを以て、適當なる職權あるもの、外、陰に陽に之を使用し、又は其命令を受けしむべからず。現制の如く警務廳の外に巡捕と稱する特別のものを設くる如きは、最も不可なり、故に一日も早く此等の弊害を除かざるべからず。且つ職權權限及警察官登用に關する規定は別に制定せらるべからず。

十二、官吏服務規律を立て、之を嚴行せざる可からず。

凡そ一國の官吏たるものは、清廉其職に執掌せざるべからず。賄賂苞苴は實は政事紊亂の基なり、官吏をして清廉ならしめんに各相當の俸給を與へ、位地に相當なる衣食住を爲さしむ可し。現今の如く官職を賣り、若くは請買的の

ものと爲す如きは、急速に之を改正せざる可からず。又地方官衙組織の改正は、租税賦課法の改正と共に必用する急務なり。

十三、地方官の権限を制限して、之を中央政府に收攬せざる可からず。

從來慣例として、地方官は其管轄區域内に裁判權及兵權を有し、且つ中央政府に納むる定税の外、更に苛税を徴收せり。是皆賢官より來る弊にして、地方官が某官職に就任するに付き、巨額の金圓を納むる埋合として、人民より收斂するなり。是等は頗る過當の權力にして、人民の疾苦を感ずるも皆之に因す。されば今後に於ては宜しく適宜の度迄之を中央政府に收攬し、内務衙門及び度支衙門等にて監督するの法を設く可し。尤も賢官の弊は此程度改革の時之を嚴禁したるも、尙ほ今後に生ぜしめざる様嚴重なる制を設けざるべからず。

十四、官吏登用並免黜の規則を設け私意を以て之を進退す可からず。

大君主が大臣を進退するにも、大臣が所屬官吏を黜陟するにも、一點の私怨又は私見を挾まず、只其職務の適否如何を鑑み、規則に照し、公平を專一とせざる可からず。故に賄賂擅直を嚴禁すると、同時に官吏登用法及免黜規則を設く可し。

十五、勢權の爭奪又は猜疑離間の惡弊は斷じて之を止め、政治上に復讐的觀念を抱かしむ可からず。

勢權の爭奪及び政治上の復讐は、皆私欲私怨より生ず、而して國政の紊亂は實に是に基因す。國政は宜しく公明に處判し、一點の私心を挾むべからず、故に今日より此等の惡弊を刈除するの汝を講すべし。

十六、工務衙門は未だ必用を認めず。

目今の情勢工務衙門を特置する程の必用なし。故に農商務衙門若しくは他の衙門に合併し、時機の至るを待つて更に之を設置す可し。

十七、軍國機務所の組織権限を改めざるべからず。

軍國機務所の権限稍や失するやの傾あり、依つて之が組織を改正し法令を立案するの權力を刪減すべし。

十八、熟練なる顧問官を各衙門に備聘すべし

百事を改革し法規を制定せんには、其道に熟練なる顧問官を聘用するにあらざれば、到底其効を擧げ難し。

十九、留學生を日本に派遣す可し

人材を養成し且つ各科目を研究せしむるため、日本に留學生を派遣すべし。

二十、國是一定の必用。

獨立の基礎を鞏固にし、内政を改革せんには、國是を一定し、宜しく宗廟に誓ひ之を臣民に宣示するを要す。

右に掲ぐる所は、有名なる井上公使の朝鮮改革案なり、然れども其献策を實地に施行するに就ては、井上公使の威望を以てするも甚だ容易ならず、改革後の朝鮮内閣に加はりたる新勢力は朴泳孝にて、彼は明治十七年以來久しく日本に流寓し、日清戰役起るに及で初めて郷國に歸りたりしが、井上公使の推薦に依つて内閣の一員となり、其他各省に日本人の顧

問官を入れ、又政費及び王室費を補助する爲め、三百萬圓を日本より借入れ、恩威並行の政略を行ひたるも、閔妃を中心とする、排日派は井上公使の歸朝に乗じ、二十八年七月六日の深更、王妃の召集に應じて、宮中に會し、朴泳孝を謀叛の罪に擬し、且つ之を逮捕する事を命じたり、朴は僅かに身を以て日本に逃れ去れり、事變の報に接したる井上は直に歸任し、國王に謁して善後策を献じ、金宏集を總理大臣、朴定陽を内務大臣に、其他日本派の人士を要路に進めて新内閣を組織したるが、閔妃の潜勢力は依然として韓廷の内外に蟠り、然も下の關係約締結後、露獨佛三國同盟干涉の爲め遼東還附の已むを得ざるに至りたる爲め、韓廷が日本に信賴するの念漸く薄らぎ、之に加ふるに露國の政略、漸次韓廷の間に行はれ、日本の對韓策は、再び少なからざる障礙を生じ、閔妃殺害事件の如きも、亦た其影響の一として現はれたり。

閔妃殺害事件

閔妃一派の陰謀——日本黨全滅策——龍山の密議——孔德里の大院君——西大門外白表の一隊——兵士四百の別働隊——拂曉光化門に入る——乾清宮内の謁見——別宮の落花狼藉——各國公使の訪問——三浦以下の退去——井上小村の渡韓——

明治二十八年九月一日、新任公使三浦梧樓の入京と入代りて、井上公使は歸朝せり、井上の京城を去らん事は、閔妃の一派が一日千秋の思ひにて待受け居たる事なれば、それと同時に金嘉鎮、兪吉濬、金宏集を罷め、日本士官の訓練に成れる新式隊を解散し、別に侍衛隊を組織し、洪啓薫をして、之を統率せしめ、總理大臣には沈相薫を任し、其他何れも、閔派の徒を以て要路に當て、新たに芝罘より歸りたる閔泳駿は、露國公使ウエーベル及び閔妃の間に往來して、露國黨樹立の計畫に着手し、將に一舉して金宏集以下の日本黨を塵殺せんとし、危機既に眼前に迫れり。日本黨に屬する要路の輩は、三浦公使に急を告げ、彼の機先を制して、奸徒の排斥を實行せん事を請ひ、三浦公使は急電を仁川に在る岡本柳之助に發して入京を求め、大院君に説くに大事を擧げん事を以てしたり。

十月七日午後九時、孔德里に至りて大院君を迎へんと欲する日本の有志者六十餘名は三々五々漢城新報社に集まり、思ひ／＼に龍山に向ふ、陰曆二十日の月漸く缺けて、秋風蕭條古都の砧聲を聞くのみ、夜更け行客稀にして南大門外また人影を見ず、仁川より來れる岡本柳之助は、既に龍山にあつて、有志者の會合を待てり、漢江の濱、砂上既に露を置いて、

月光之に映じ、淡霧蓬窓に横つて、江上の舟客、太鼓を叩いて漁歌を悲吟す、一個の廢屋階上には有志啣々として密議し、階下には志士劍を撫して、切味を試む、肉を截つて之を食ひ、樽を傾けて酒を飲む、意氣軒昂、殺氣四邊に迸る、傳令は移はれり、壯士の群は起り、龍山の間道より萬里倉の西丘を横ぎる。馬に騎るものあり、黒衣にして覆面せるあり、亂髮蓬頭腕を扼するあり、丘陵を辿つて楊柳の村に入る、柳蔭暗き處、五六の行客あり、影を忍んで誰何すれば孔德里の大院君より來れる密使なり、曰く「大院君諸君を待つこと久し」と、共に携へて孔德里に向ふ、孔德里は大院君の別墅の在る所なり、到れば則ち大院君欣然として之を迎へて、多謝の意を表す、檄を草するあり、立つて談するあり、大笑私語、斯くて夜は漸く更けたり。

八日午前一時を過ぐ、人あり、大院君に時機の到るを告ぐ、大院君笑つて小童をして衣冠を取らしむ、小童偶々誤りて反對に被らせんとす、大院君曰く「亦た天下の變を知るか」と、已にして大院君俄かに曰く「明日の事、陛下に參謁して家國の大事を奏す、此の如き常衣を以て宮中に見ゆべけんや」と、稍や躊躇の狀あるもの、如し、然れども禮服は悉

く雲峴宮にあり、宮は孔德里を距ること二里、今や如何ともなすべからず、暫らくして又曰く「宮中の禮は吾能く其の罪を謝せんのみ、然も明日の事は覺悟なかるべからず」と、大笑して便通せり、時已に二時を過ぐ、機失うべからず、日韓の有志、促がし轎を擁して門を出づ、一行は麻浦街道より城外の一邑に至り、止りて訓練隊の來るを待つ、落月將さに漢江を呑まんとして、鷄鳴所々に聞ゆ、待つこと一時間餘にして、一騎あり、疾驅して來り報じて曰く「訓練隊、道を誤れり、邸下急走して西大門に向へ」と、大院君頗る愛色あり。

馳せて西大門に至れば、白衣の一隊、銃劍を立て、整然として大院君の至るを待つ、是れ訓練隊なり、別働隊も亦た誤りて別路に出で未だ來らず、時に天將に明けなんとす、西大門の市場に來れる市民は、此異装の一行に遇ひ、振返つて之を見る、大院君、氣大いに苛立ち、切りに事機の失するなきやを問ふ、暫らくにして履襪肅々門に近づくあり、別働隊の兵士、四百名の一隊、一號令の下に整列す、訓練隊先づ進み、別働隊の兵士之に次ぎ、大院君の轎亦た行き、有志者之に従ひ、總隊駐足となり、西大門より景福宮の正門なる光

化門くわもんに向つて馳す。

一隊光化門に至れば天已に明け、大院君の幡方に光化門に入り、後隊未だ及ざるに軍務大臣安駟壽、訓練隊聯隊長洪啓薰、手兵四十餘を率ゐ、來りて之を横撃し、洪啓薰遂に殺さる、門内また守備の兵なし、大院君は暫らく勤政殿に在りて國王の允許を待つ、此時、砲聲光化門外に響き、又東北に聞ゆ、更に進むで雍和門に入れば、乾清宮裡、已に五六の宮女は變を別宮に避け、鬢髮亂れ、白粉落ち、長夜の夢未だ覺めざるもの、如く、床上に偶坐せる國王は、不意の事變に呆然たり、傍に在る世嗣は、例に依て啣爾たり、然も閔妃の所在を知らず、殿内隈なく、之を搜索して煉瓦造りの別宮に到れば、此に五六の宮女あり、何れとそれは判然せざるも、中には貴嬪らしきものもあり、憐れ誰か白刃に罹りけん、玉樹忽ち花落ちて、幽魂何れの處にか飛ぶ、北岳の松濤、心なくして悲調を吟するに似たり。

此時泰光殿に移りて、變の定まるを待ちたる大院君は、午前八時半乾清宮に於て國王に謁し、奸臣除斥の旨を述べ、日本公使三浦梧樓も亦た午前九時國王に謁して、國太公の參内

革政の已に已む能はざるを陳ぶ、次で露公使ウエヘル、米公使シレル強いて參内を求めたるも、大院君の孫李載冕が常に其傍に在るを見て去れり。

三浦公使の歸館を待受けたる各國公使は、袖を列ねて日本公使館を訪問し、日本人民中、刀を抜き劍を帯びて宮中に亂入せし者あるを語り、三浦公使の意志を確めんとす、公使毅然として曰く「若し日本人ありとせば、余之を處するの道あり、他事に至りては日本公使の知るところに非ず」と、露公使ウエヘル此れを聞いて頗る激昂の色を起したるも、各國公使は要領を得ずして去れり。

金宏集内閣新に組織せられたるも、大院君は約を守りて政務に與からず、日本政府は此事を聞いて、三浦公使以下四十餘名の本邦人に退去を命じ、同時に井上馨を特派大使として、韓廷を慰問し、小村壽太郎を辨理公使として善後の策を講せしめたり。

我國外交の一頓挫

新なる勳敵——露國の對抗——露使ウエヘルの懐柔策——
金魚内閣顛覆——國王の露館行幸——露党の新内閣設立——

明治廿七八年の戦役後に於ける日本帝國は、其位地威望を高めたと共に、新たに一大勁敵を出現するに至りたり、それは清韓兩國を中心とせる露國の對抗状態なり。露國が從來の國是に基き、絶東に一個の不凍港を得んと欲するは、年來の希望なりしが、日清戦争は、露國の此希望に一步を進むるに於て、好個の機會を作りたり、露國首唱の下に、三國同盟して、遼東半島を抛棄せしめたる如きも、露國の意は、日本にして一たび遼東を領有せば、直隸は日本帝國の海上權に司配せらるべく、随つて彼の求むる太平洋の門戸は是が爲に閉鎖されん事を恐れたるのみ。左れば彼は遼東の領有を阻遏すると共に、更に朝鮮に於ける日本の勢力に打撃を加へんと試みたり。蓋し朝鮮にして日本の勢力範圍に歸せんか、露國假令滿洲を下り、直隸灣に出づるも、常に日本の爲めに威嚇せらるゝの憂を感じるのみならず、露國は其絶東政略の遂行を完全ならしむるが爲に、朝鮮の沿岸にも海軍の根據地を有するの必要あればなり、斯くて隙を窺ひたる露國は閔妃殺害事件の起るを見て、直に其辛辣なる外交的手腕を振り始めたり、而も露國が韓廷内に其勢力の扶植を計りたるは、敢て此時に始まりたるに非ず、是より先、露國公使ウエメルは井上公使

が餘りに急激なる改革を以て韓廷を責め、頗る上下の厭苦する處となれるを知り、竊に裏面より韓廷の懐柔を力め、宮中府中に於ける非日本分子は、何時しかウエメルに信頼の念を置き居たる折柄、閔妃殺害事件の生ずるあり、閔派の殘黨は、露國公使の聲援を得て、日本黨なる金魚内閣を顛覆するの陰謀を廻らし、其の領袖李範晉、安駟壽等の黨は、先づ春川地方の愚民を煽動して亂を起さしめ、更に負祿商と相結託して、騷擾の區域を擴大にし、以て政變を促がすの動機たらしめんとせり。金魚内閣は彼等の術中に陥いれり、京城鎮撫の訓練隊は、暴徒討伐の命を受け、殆ど其全部を擧げて亂地に向ひたる、其虛に乗じ、露國の水兵百二十餘名は、山砲一門を率ゐて仁川より上陸し、直に京城に向ひたり、是れ實に明治廿九年二月十日にして、金魚内閣は夢にも之を知らざりしなり、是れと同時に國王及び世子は、國璽を携へ、世子妃並に宮女を従へ、宮殿を忍び出で、露國公使館に潜幸したり。潜幸といはむよりも、寧ろ幽閉せられたり、翌十一日金魚内閣の信任を解く詔勅は露國公使館より發せられ、閔妃殺害事件の首謀者を問ふに謀叛罪を以てし、之を嚴罰に處すべきことを以てしたり、總理大臣金宏集、農商務大臣鄭秉夏等は捕へられて白

晝兇刃に斃れ、其死骸は引ずられて鐘路に到り、亂民群集、屍に向つて有らざる限りの侮辱と殘虐とを加へ、度支大臣魚允中また難を龍山に避けんとして途に慘殺せられ、軍部大臣趙義淵、内務大臣俞吉濬、法部大臣張博等は、僅に身を以て免かれ、次で日本に逃亡せり、是に於て京城に於ける日本の勢力は、全く地を掃ひ、之に反して露國は俄かに其勢力を加へ、露國公使ウエヘルは一朝にして京城外交界の主位を占め、露國黨を以て新内閣を組織せしめ、露國公使館は、半島政治の中樞を握れる機關となり、甚だしきは朝鮮の主權は、擧げて露國皇帝の使臣に委ねたるの觀さへあり、日本人顧問の多數は解備せられ、日本式の軍隊は解放せられ、延いて内地に在る日本の行商、沿岸の日本漁民及び總ての日韓貿易にまで其影響を受くるに至り、日本が二十七八年の戦役を賭して得たる朝鮮の地位は、斯くも憐れ慕なきものとなれり、戦に巧みにして、外交に拙なりとの攻撃は、實際適切のものたりしなり。

第三期 日露折衝時代

日露協商 (莫斯科議定書)

日本勢力の失墜——露國の勢扶植——山縣の戴冠
 或參列——莫斯科議定書——小村ウエヘル協定書

日本は清國の勢力を朝鮮より斥けたる以來、獨力を以て其獨立を擔保し、隨て又獨力を以て之を擁護し、之を経営し、若しくは之を指導監督するの責任を有したり。是れ強ち弱者を助くるの義俠心にのみ出づるに非らず、朝鮮の利害は即ち帝國の利害にして、朝鮮の安危存亡は即ち帝國の安危存亡に關し、我が自衛の必要より起りたる者なり、然るに閔妃事件以來、日本の勢力全く地に落ち、今や更に露國と協力し、露國に其權利を分與せざるを得ざるに至りたることは是非なけれ、明治二十九年五月、露皇帝ニコラス二世の戴冠式に際し、山縣有朋特派大使として、之に參列し、之を機會として莫斯科に於て露國外務大臣ロバソフと會商し、遂に所謂日露協商に關する議定書に調印し、此協商の結果、日露兩

國は朝鮮に於て同一位地を有し、同量の權利及び利益を有することを約したるのみならず、新たに露國をして、京城より其の國境に到る電信線を架設するの權利を保留せしめ、而して京城に於ては小村、ウエベル兩公使の間に之が適用に就ての協商ありたり。

第一條 日露兩國政府は、朝鮮國の財政困難を救済するの目的を以て、朝鮮國政府に向て一切の冗費を省き、且其歳出入の平衡を保つことを勸告すべし。若し萬止を得ざるものと認め右改革の結果として外債を仰ぐこと必要となるに致れば、兩國政府は其合意を以て、朝鮮國に對し其援助を與ふべし。

第二條 日露兩國政府は朝鮮國財政上及經濟上の狀況の許す限りは、外撥に藉らすして内國の秩序を保つに足るべき内國人を以て組織せる軍隊及警察を創設し、且つ之を維持するいとを朝鮮國に一任することすべし。

第三條 朝鮮國との通信を容易ならしむるため、日本國政府は其現に占有する所の電信線を引續き管理すべし。露國は京城より其國境に至る電信線を架設するの權利を保留す。

右諸電信線は朝鮮國政府に於て之を買収すべき手段付き次第之を買収することを得たものとす。

第四條 前記の原則にして尙一層精確且詳細の定議を要するが、又は後日に至り商議すべき他の事項生じたるときは、兩國政府の代表者は友誼的に之を妥協することを委任せらるべし。

千八百九十六年(六月九日)モスクワ府に於て之を書す。 山 縣 小村ウエベル協定書

一、朝鮮國王陛下の王宮へ還御のことは、陛下御一己の裁斷に一任すべきも、日露兩國代表者は陛下の王宮に還御あらせらるるも、其安全に付き疑懼を抱くに及ばざる時に至らば還御あらんことを忠告すべし。又日本國代表者は茲に日本壯士の取締に付き、嚴密なる措置を執るべき保證を與ふ。

二、現任内閣大臣は陛下の御一存を以て任命せらるるものにして、多くは過る二年間國務大臣、若しくは其他の顯職に至りて寛大溫和主義を以て知られたる人々なり。日露兩國代表者は、陛下が寛大溫和の人物を其閣臣に任命せられ且寛仁以て其臣民に對せられんことを陛下に勸告することを以て常に其目的となすべし。

三、露國代表者は左の點につき全く日本國代表者と意見を同ふす。即ち朝鮮國の現況にては、釜山京城間の日本電信線保護の爲め、或場所に日本衛兵を置くの必要あるべきこと、及現に三中隊の兵丁を以て組成する所の該衛兵は、可成速に撤回して之に代ふるに憲兵を以てし、左の如く之を配置すべきこと、即ち大郎に五十人、可興に五十人、釜山京城間に在る十箇所の派出所に各十人とす。尤も右の配置は變更することを得べきも、憲兵隊の總數は決して二百人を超過すべからず。而して此等憲兵も將來朝鮮政府に於て安寧秩序を回復したる各地より漸次撤回すべきこと。

四、朝鮮人より萬一襲撃せらるる場合に對し、京城及開城に在る日本人居留地を保護する爲め、京城に二中隊、釜山に一中隊、元山に一中隊の日本兵を置くことを得、但一中隊の人員は、二百名を越すべからず、該兵は各居留地の最寄りに屯營すべく、而して前記襲撃の虞なきに至り次第之を撤回すべし。又露國公使館及領事館を保護する爲め、露國政府も亦右各地に於て、日本兵の人数に超過せざる衛兵を置くことを得、而して右衛兵は内地全く靜謐に歸し次第之を撤回すべし。

明治廿九年五月十四日京城に於て

日本國代表者 小村 憲太郎
露國代表者 ウエベル

第二日露協商

露國の協商違反——英人解僱問題——英國の對露示威行動——露の横恣——韓人の反感——露國勢力失墜——第二日露協約書

協商後の露國は、漸次其本色を現はし來り、日本人の顧問解備と共に、日本式軍制を廢し、露國式を以て之に代へんことを朝鮮政府に勸告し、協商成立後未だ半歳ならざるに三名の露國士官十名の下士、及び一名の軍醫を陸軍教官として備聘せしめ、翌三十年四月、露公使ウエヘルは、更に露國士官二十八名、下士卒九十五名、其他三十七名、總計百六十名備聘の議を提出して韓廷を強迫し、韓廷未だ之に答へざるに、露國の士官二名及び下士十名は七月上旬既に京城に來れり、尋で公使の更任あり、スペーア代りて來任し、直に三十名の露國士官及び下士卒を三箇年の任期にて備聘せしむるを得たり、是に於てか、韓廷の親衛隊五大隊は、全く露國の武人に依りて訓練さるゝ事となり、莫斯科議定書第二條の大趣旨は、殆ど蹂躙せらるゝに至れり、加之スペーアは又財務顧問備聘問題を提出し、朝鮮一切の租税、及び關稅を監檢し、且つ指揮せむが爲に、露國人アレキセーフを度支衙門に聘せられんことを要求せり、此要求に對しては、英國政府先づ抗議を唱へたり、何となれば英人ブラオンは度支總顧問兼海關總稅務司として朝廷の財務最高顧問たる位置に在りしを以てなり。スペーアはブラオンを解備して、アレキセーフを其後任と爲さむとしたりと雖

も、ブラオンは明治十九年三月十五箇年の任期を以て韓廷に備聘せられ、其任期末だ盡きざりしがゆへに、度支衙門は斷然其要求を排斥したるに、スペーアの談判頗る峻急なりしかば、遂に其要求を容れてブラオンを解備するに決し、十月廿二日之を京城駐在の英國領事シヨルマンに通告せり。シヨルマン大に怒りて之に抗議したるも、韓廷は露國の威嚇を恐れてブラオン解備の勅語を發表したり、是に於て英國政府は十二月廿七日を以て東洋艦隊に訓令し、露國に對して示威運動を爲さしめたり。七隻の英國軍艦は仁川の埠頭に現はれ、シヨルマンは士官一名、水兵十名を率ゐて京城に入れり、韓廷は之を見て大に驚き、直に前詔勅を取消し、加ふるに皇帝はブラオンに賜ふに正二品金寶冠の勳位を以てしたりき。爲に露國はブラオン解備の目的を達する能はざりしも、アレキセーフをして度支衙門の一顧問たらしむるの要求は終に之を容れしめたり。斯くて露國の横恣は、此に反動の潮流を惹起し、自主獨立、愛國忠君の旨義を標榜する獨立協會の組織となりて、排露感情の鼓吹に力め、新に起りたる米國派と稱する一團體之と氣脈を通じて、露國の勢力を排斥したりしかば、京城の政界は形勢一變の兆を現はし、外

務大臣閔種默が、獨斷にて絶影島貯炭所を露國に貸與する事を許容するに至り、益々上下の物議を生じ、閔種默は免官せられ、露國黨の勢力は全く地に墜つ、變り易きは外交界の雲行なり、流石に退讓を是れ事とせる日本政府も、露國横恣を見ては、之を默認すべきに非らず、時の外務大臣西徳二郎は、日本駐劄露國公使ローセンと交渉して莫斯科議定書第四條に準據して、第二の口露協商を締結し、是れと相前後して、スペーア公使は罷められ、温良なるマチュリーニン之に代り、度支顧問アレキセーフ、及び陸軍武官も亦た京城を引揚げて歸國せり、左れど是れ、露國が莫斯科議定書の正當なる範圍に、其行動を控へたるのみ、必らずしも日本外交の積極的成功とは云ふべからず。

第二日露協約書

日本國皇帝陛下の外務大臣西男爵及全露西亞陛下のコンセイエー、テグー、アクチエール侍從特命全權公使ローセン男爵は之が爲め各相當の委任を受け、千八百九十六年六月九日五月二十九日モスクワに於て陸軍大將山縣侯爵とスクレテール、テグー、フランソ、ロバノフとの間に調印せられたる議定書第四條に準據し、左の條款を協定せり。

第一條 日露兩國政府は、韓國の主權及完全なる獨立を確認し、且互に同國の内政上には總て直接の干渉を爲さるゝることを約定す。

第二條 將來に於て誤解を來すの虞を避けんが爲め、日露兩國政府は、韓國の日本若くは露國に對し忠言及助力を求むるとき及、練兵教官若しは財務顧問官の任命に就ては、先づ相互に其協商を遂げたる上にあらざれば、何等の處置を爲さざることを約定す。

第三條 露西亞帝國政府は、韓國に於ける日本の商業及工業に關する企業の大に發達せること、同國居留日本臣民の多數なることを認むるを以て、日露兩國間に於ける商業上及工業上の關係の發達を妨害せざるべし。

西 德 次 郎
ロ ー セ ン

日英同盟

日英同盟の效力——日英協約全文——露紙ノツカエツレミヤの協約評——佛紙ルマンの協約評——露佛同盟發表及其流弊非宣言

東洋の局面は次第に開展せり、其内最も大なる影響を世界に及ぼしたるものは、日英同盟條約の締結ならざるべからず、明治三十五年二月十二日總理大臣桂太郎が帝國議會に於て發表したるもの是なり、日英同盟の効力は、清韓二國の獨立と其領土保全を宣明すると共に、第三者の侵略的行動に由り、若くは清國又は韓國の内亂、其他の事變に由りて、清韓に於ける締盟國の利益を害せられたる場合に執るべき措置を約したるものにて、一月三十

日駐英公使林董と、英國外務大臣ラムズダウンとの間に調印せられたるものあり。

日英協約

日本政府及不列顛國政府は偏へに極東に於て現状及全局の平和を維持することを希望し、且つ清帝國の獨立と領土保全とを維持すること、及び該二國に於て各國の商工業をして均等の機會を得せしむることに關し、特に利益關係を有するを以て、茲に左の如く約定せり。

第一條 兩締約國は相互に清國及韓國の獨立を承認したるを以て、該二國孰れに於ても、全然侵略的趨向に制せらるることなきを發明す。然れども、兩締約國の特別なる利益に鑑み、即ち其利益たる大不列顛國に取りては、主として清國に關し、又日本國に取りては其清國に於て有する利益に加ふるに、韓國に於て政治上并に商業上及工業上格段に利益を有するを以て、兩締約國は若し右等利益にして別國の侵略行爲に因り、若くは生命又は韓國に於て兩締約國孰れか其臣民の生命及財産を保護する爲め、干涉を要すべき騒擾の發生に因りて侵迫せられたる場合には、兩締約國孰れも該利益を擁護する爲め、必要缺くべからざる措置を執り得べきことを承認す。

第二條 若し日本國又は大不列顛國の一方が、上記各自の利益を防護する上に於て別國と

戦端を開くに至りたる時は、他の一方の締約國は嚴正中立を守り、併せて其同盟國に對して他國が交戦に加はるを妨ぐるに努むべし。

第三條 上記の場合に於て、若し他の一國又は數國の該同盟國に對して交戦に加はる時は、他の締約國は來りて援助を與へ、協同戦闘に當るべし。媾和も亦該同盟國と相互合意の上にて之を爲すべし。

第四條 兩締約國は孰れも他の一方の協議を経ずして他國と上記の利益を害すべき別約を爲さざるべきことを約定す。

第五條 日本國若くは大不列顛國に於て、上記の利益が危殆に迫れりと認むる時は、兩國政府は相互に充分に且隔意なく通告すべし。

第六條 本協約は調印の日より直ちに實施して、該期日より五箇年間効力を有するものとす。若し右五箇年の終了に至る十二箇月前に締約國の孰れよりも本協約を廢止するの意思を通告せざる時は、本協約は締約國の一方が廢棄の意思を表示したる當日より、一箇年の終了に至る迄は引續き効力を有するものとす。然れども、右終了期日に至り、同盟國の一方が現に交戦中なる時は、本同盟は媾和終了に至るまで當然繼續する者とす。右證據として下名は各政府より正當の委任を受け、之に記名調印するものなり。

一千九百二年一月三十日倫敦に於て本書二通を作る。

大不列顛駐劄日本皇帝陛下の特命全權公使 林

大不列顛國皇帝陛下の外務大臣

ラムズダウン

右の協約は、要するに絶東に於ける日英兩國の利害の接近に基くものにて、其利害關係の變更せざる以上は、此同盟は破らんと欲するも、遂に破り得るものにあらず。

而して協約の締結に對し、露國の半官報と目せらるゝノウオエウレミヤは左の評論を爲せり

英國が所謂る光榮ある孤立政策を棄て、同盟を結びたる眞因は、別に複雑なる説明を要せず。即ち自家の富強なるを確固して孤立主義を執りしも、南阿戰爭によりて此の自信を失ひ同盟の必要を感じたり。全國の兵隊つて數千里の遠地に苦戦すること茲に二個年、資財を糜すること一年約二億五千萬留に超へ、而して南阿の前途尙ほ迷濶なるが如きは、大國の權威を墜落するも亦太甚し。神經過敏なる英國人は煩悶に堪へずして孰れよりか支持を獲むとすの念切なり。是れ傳來政策を抛ちて、久しく孤立して其の地位鞏固ならざるを憂ひて一國を締結したる所以なり。此の新同盟は、英國にも亞細亞にも非常の感觸を興へ、特に亞細亞に於ける感觸は英國に比して一層強く、近來少しく東洋諸國に輕侮せられたる老帝國の勢力を回復せるものゝ如し。從來亞細亞の政略的位置は、英露角逐に由り俄に權衡を保ちしに、其の一方が困憊するに於ては、忽ち亞細亞の現状の破るゝは掌を反すが加し。然れども日英同盟は絶東の現状を一變するものに非らず。同盟の基礎とするものは、露國政府の確持する所と徑庭あるを見ず。絶東の現状を維持するには、既に一千九百年の宣言書に於て露國の公言したる所なり。然るに該同盟は、太平洋方面の勢力結合を變更して絶東の現状維持に戻れり。露佛同盟は之れを傍觀するに忍びずして一旦破れたる權衡を回復せり。

佛國のルタン又左の論評を下したり。

此の協約は、日清戰役後の三國干渉以來、日英兩國間の關係漸く進化したる結果にして、自然に論理的にして、又豫見せられたる結果と云ふべく、是れが爲に日本は大強國の班列に加入し、英國は其の傳來の孤立を捨てたるの故を以て、國際に一新時期を劃定したり。英國は一千九百年の英獨協商に甘せず、日本を以て獨逸に換へ、而して日英協約が三國同盟の漸く解弛しつゝある時に締結せられたるは注意せざるべからざる所なり。此の同盟は英國に不利なり。是れ英國政策の關鍵を日本の掌中に委するものなればなり。協約第二條の明文存するありと雖も、戰爭の場合には、英國が第三國をして中立せしむるならむ。之れに加ふるに、威壓は日本の敵國に依りて、敵抗的行爲なりと見做さるべし。従て英國は戰爭に引き入れらるゝに至るべし。且つ夫れ日本の利益は、其の盟約に依り明瞭に確定せられ居らざるも、日本の軍艦は、右の利益を防護するの口實の下に、報復又は復讐の行動に英國を引き入るゝことを得べきなり。英國は亦此の協約に依り、絶東に於ける現状を確保し得たりと雖も、此の成功を得たる英國は、實に自己の自由行動を失ひたるのみならず、更に露國の敵愾心を買ひたるものなり。其の敵愾心たるや、今や積て殆ど隱然たる衝突に達したり。是れ今回の同盟は露國を目的としたるものなればなり。

評論は、各人の隨意あり、然も當時世界は未だ日本の眞價を知らず、殊に利害の關係を異にしたる露佛兩國の新聞紙が斯る論評を下したるは、毫も怪しむに足らざるべし、然れども評論は遂に事實を何如ともする能はざりしなり。

越えて三月十二日、露佛同盟は發表せられたり、そが日英協約に對する對抗的態度に出でたるは云ふ迄もなし、發表當時の通牒左の如し。

露佛兩國同盟政府は、絶東に於ける現状及全局の平和を保持するの目的を以て、滿韓兩國領土保全の件、及び商業上

兩國門戶開放の件を基礎とし、一千九百二年一月三十日を以て締結せられたる日英協約の通牒を受け、露佛兩國政府に於て、從來累次發表したる諸原則が更に該協約によりて確保せられたるに十分満足す。

露佛兩國政府は、前記の原諸則を尊重し、且つ同時に此の諸原則が絶東に於ける兩國特別の利益の保障なることを信じ、第三國の侵略的行動、若くは清國に於て騷擾新生の爲め、該國の保全及び自由發達に不安を來たし、隨つて兩國特別の利益が侵犯せらるべき場合を考慮し置かざるを得ざるを以て、之れが防護の手段を保留するものなり。

次に露國は之れに附帶せる左の加き宣言を發表せり。

帝國政府は頗る平靜の思念を以て日英協約の發表を迎へたり。清國擾亂の發端より露國が常に其の政策の主義としたる所は、今に至るまで依然變はることなく、尙ほ將來に變更することなきべし。露國は飽くまで隣友國たる清國に就て、其の獨立と保全の維持を主張するものにして、韓國に就きても亦然り。露國は西比利亞大鐵道、及び滿洲を経て不凍港に達する其の支線の建設に依り、絶東に於ける現状及び一般平和の維持を希望するものなり。

露國は此の地方に於ける全世界商工業の擴張を以て其の目的とす。現時に於て之れに其の障害を設けむとする事は、如何にして露國の利益たるを得べき。英國及び日本に於て言明せられたる意志は、均しく露國の遂行する所たりし同一の目的を達せんとするものなるを以て、露國は之れに接するに、同情を以てせざるを得ず、帝國政府は外交上の此の一動作を以て、政治的地平線の一般形勢を聊かたりとも紛淆するものと認めず。従つて平靜の態度を取れるに對し、或る政界及び外國新聞紙は、往々之れに一種の見を加へ評論するものありと雖も、露國は斷じて他意あるもの非るなり。

露國の對韓策變更

露國の馬山浦附近租借要求——同龍巖浦租借要求——森林伐採條約の無效——
露國の龍巖浦占據——滿韓交換は露國の希望——アザバ少將の密電——ナ——

ソアラアの意見——

露國は第二日露協商成立翌年、即ち明治三十三年四月の頃、石炭貯蓄所と海軍病院とを設立するの趣意を以て、馬山浦附近の地を租借せん事を朝鮮政府に申込みしが、露國の此要求に先だち、其地域は既に日本人の買収する所となり居りしを以て、僅に其附近の地を租借したるも、露國の此要求は全く、海軍根據地を南韓沿海に得んとするにありき、然るに其地勢甚だ不利なるが爲め、實際は之を使用せずして止み、又明治三十六年五月、突然森林伐採條約上の權利を行ふと稱して、鴨綠江下流の龍巖浦を占領し、尋で同地の租借を韓廷に要求したり。

此時に當りては、露國の政策既に一變して、今は懷柔威嚇等を第二に置き、先づ兵力を以て之を占領し、然る後之が租借を申込み、否應なしに之を承諾せしむるの手段を執り、是れ彼が此兩三年來、滿洲に試みたる慣用の手段なり、扱て今回彼が唱ふる所の森林伐採條約とは、明治二十九年八月、韓廷と露國との間に締結したるものにて、露人は之に依つて、嶺陵島、茂山、及び鴨綠江左岸の山林を伐採するの權利を得たるものなり、然れども

同條約の規定に依れば、調印後五箇年以内に事業に着手せざれば、其権利は無効に歸すべきものにて、調印の日より之を計算する時は、三十四年八月を以て満期と爲すに拘はらず、其前曾て事業に着手したることなければ、條約上伐採の権利は既に消滅し居れるなり、然るに此頃に至り六十名の露人は八十餘名の清韓人を率ゐて龍巖浦に現はれ、土地家屋を買収し、堤防、埋立地、棧橋の建築に着手したる後、八月に入りては更に同地域の租借を要求するに至りたる次第にて、韓廷の認諾をも待たず、着々として事業を進行せしめ、區劃を定めて、市街の設計をも爲し、巖に占領せる鴨綠江の對岸なる安東縣より、江の水底を経て、軍用電線を布設し、且つ龍巖浦を命名してニコラス浦と爲し、全然占領の實體を表はし來れり、是れ露國が、明治三十三年の北清事變に乗じて、滿洲一帯の占領を企畫せるに伴ふ政策にして、露國に取ては、必然の結果なりと云へ、日本政府の立場より見れば、單に協約の趣旨を蹂躪したるのみならず、又實に我國自衛の爲の一大事なれば、如何にしも之を黙々に附すべからず、乃ち遂に七月二十八日を以て、滿韓兩地に關する根本的解決を下さむが爲めに、正式の商議を開かむことを露國政府に提議したり。

當時我が政客中には、頻りに滿韓交換論を唱へ、滿洲に於て露國の總ての權利を是認する代りに、朝鮮に於ては、全然我が宗主權を是認せしむべしと説くものもありしが、滿洲にして露國の領土たらんか、朝鮮の安全は到底期すべからず、隨て滿韓交換の説には、反對甚だ多く我政府亦滿洲を露國の占領より救ふの手段を執らんとしたり、然るに露國は夙に我が所謂滿韓交換に意あり、更に第三の日露協商を締結して、其實を擧げんとし、態と此方面に事を繁くし、豫め商議の基礎を作らんとせるものゝ如し。三十六年六月廿四日アハザ少將より旅順口に在るベツブライツフに發したる左の電報の如きは、恐らく此間の消息を漏らしたるものなるべし。皇帝は卿に命ずるに、陛下が斷然日本をして全く韓國を占領せしむるを許すの決心を採られたるを諒とすべきことを以てせり、北は豆滿江に於ける我租借地を境とし、西は鴨綠江に於ける我租借地の境に至るまでを限りとすべし、尙ほ其境界を確定するは將來の問題にして、而して露國の意嚮に依らざる可からず、但し前件許容の儀を日本に通知することは、露國より派遣したる兵が、ザバイカルに到着したる後に於てし、以て讓歩の體裁を帯びざるものとすべし。皇帝は朝鮮問題に於て日本に讓歩するを

以て、日露の衝突を避くるを得べしと思惟せらる。皇帝は卿をして此旨をアレキシーフに傳へしめ、アレキシーフをして此新方針に準據せしむべきを命せらる。アレキシーフは此事をレツサー、ローゼン及びパヴロフに通報するを得べきも、極めて秘密の手續を取るべし、アレキシーフは大勢に鑑み、且つ各國公使の意見を斟酌して日本に右の趣旨を通牒するの時機を奏上すべし。

ヘヅブラーツフは之に對し、八月十日左の意見を電奏したり。

諸般の情報に依て察するに、滿韓交換に關する、日本との協商成立は、稍や困難なるものゝ如し。

第一日英同盟の結果、英國人は日本の諸般の外交問題に干與すること

第二此事情よりして、英國人は日露間の諸般の交渉を妨害するに頗る便利を有すること、蓋し日露兩國をして軋轢せしむるは、英國多年の絶東政略なり。

第三日本は現に其力を以て韓國の南部を占領し得べしと自信せるものゝ如し、左れば日本に朝鮮を與へて、露國自から滿洲を取らんとするの策は、日本に取て餘り歡迎せられざる

べし、隨て此協商は容易に纏らざるべし

故に目下の危急を救ふの策は、臣の見る所に依れば、太平洋沿岸に我が軍事上及び政治上の勢力を増加し、英國其他の列國をして之を顧慮する爲め日本に聲援を與ふる事を得ざらしむべし。尤も英國は既往の事實の示す如く、實際日本に援助する等の事なかるべきも此策略を實行する時は、最も安全なるべし、斯くて日本が英國の政略に誘致せられたる結果、自國の形勢の不利に陥れるを見る時は、輿論も一變して我れと協商を遂ぐるに至るを期し得べし。事若し此の如く好都合に運ばば、現に計畫せる所の讓歩の政策よりも一層我れに利益ある條件の下に協商を成立せしむるを得べし

露國は此時よりして既に朝鮮より斷念し居たるを見るべし、然も尙ほ之に因て滿洲を占有し、或は日英同盟の効力を疑ふに至つては、露國政治家も、未だ能く東洋の事情に通せざりしを證するに足れり、後來日露戰爭の誘致さるゝに至りたるも、畢竟は此事情の明らかならざりしに基くものなるべし。

露國の龍巖浦經營

牽制并に軍用の目的——日英國の龍巖義州開放勸告——露公使の
反對——韓廷の反駁——露國の龍巖經濟進行——露人の材木掠奪

露國の龍巖浦租借要求は、其目的とする所、一種の牽制行爲に加ふるに、事に依りて之れを軍事上にも使用せんとするにあり、此地と安東縣と相對して、鴨綠江の口を扼して、大連旅順の諸港灣と聯絡を保ち、以て關東州一帶の占領を強固ならしめんと欲するに外ならず、それ朝鮮の主權を害するは云ふ迄もなく、延いては列國の通商貿易を妨害する事少なからざれば、京城駐劄の日英兩公使は、共同して龍巖浦及義州の開放を朝鮮政府に勸告し、朝鮮政府は更に之を露國公使に通じたり、其時露國公使バヴロフは左の公文を韓國政府に送りて、之に反對したり。

貴國政府が義州を開放せむとする事に就き、本使は本年九月二十二日前任大臣に對し、公文を以て具さに現今の時勢に於て、義州或は滿州附近の韓國々境を開放するの得策に非ざるを警告したり。露國政府は貴國政府が必らず此警告を無視する如きことなるべきを信じたり。然るに傳説に依れば、近頃某々の數國は韓國の利益に反することを勸告し

貴國政府は彼等に制御せられて、今や義州のみならず、現に森林會社の事業を營み居る龍巖浦までも開放するの意ありと傳ふ、本使は曩に滿洲に接する鴨綠江沿岸の開放すら得策に非らずと警告したり、況むや龍巖浦に於てをや。露國政府は飽まで開放の得策に非ざるを主張するものなり。貴國政府若し此警告を顧みずして開放を行ふ如きことあらば露國政府は之に對し自ら適當と思惟する措置を實行すべし。

韓國外部大臣は、之に對して大要左の如く回答せり。
義州開放の問題は、全く我政府の自主權内に屬す。其可否は貴公使の容喙すべき限りに非らず。然るに今回の貴照會中、鴨綠江沿岸の開放は其時機に非ず、龍巖浦の開放も亦其時機に非らずといふが如き、又韓廷某々の數國に制御せらるるといふ如きは、仰も何の言ぞ。我帝國に向て斯る不當の辭を恣にするは、決して隣交の禮にあらざるべし。開港開市は我政府の權内にして敢て他國の干涉を煩はさん。特に露國政府は自ら適當と思惟する措置を取るべしとの一節の如きは、本大臣の切に慨歎する所なり、
回答は直裁にして極めて明白なり、然れども開放は容易に實行せられざりき、朝鮮政府は此期に及んで、尙ほ日露の形勢を觀望しつゝありしなり。

然れども露國の龍巖浦租借要求は、之が爲に目的を達する能はず、乃ち表面には租借の承認を得る能はざりしに拘はらず、其經營は着々進行し、十月初旬の頃には、既に其の山上

に遊戯場と稱して、大砲を据附くるに足るべき、高さ二十米突以上の高臺を築き、永久的に家屋の建築益々盛にして中には製材工場あり、事務員の住宅あり、又兵營に充つるに足る如きものもあり、人夫を役すること七百餘人、其區域は江峯より西田半韓里に互り、又其上流義州に在ては、安東縣駐屯の露兵、漸次同方面に壓迫し來り、日本人に關係ある韓人にして、露兵の爲めに捕縛せられたるもの、少なからず、日本人の所有に係れる、材木の筏にして露兵の爲に奪掠されたるものまた多し、斯る有様なれば、日本人の義州に在るもの日に減少し、翌三十七年一月に入るに及んでは、形勢いよく不穩となれり。

日露開戦は到底避くべからざるの形勢となれり、是に於て一月三日馬尼刺駐屯軍筒拔の米兵百五十名先づ仁川に上陸し、其中三十名は五日京城に入り、八日は英國軍艦アレッシーの海兵二十餘名仁川より上陸して入京し、露國水兵四十名亦陸路入京し、九日には伊國水兵二十一名士官一名入京し、爾後列國の水兵陸續入京したり、形勢は日一日と切迫せり。

第四期 日露戰役時代

絶東問題交渉開始

絶東問題に関する日本の提議——其覚書——栗野公使の陳述
 ——日本政府の協商家案——露國回答の遷延——露國の協商否認

北清事變後の媾和條約に依れば、露國は既に滿洲より撤兵を行はざるべからざるに、所謂露清密約の下に却て新古なる要求を北京政府に提出して、以て滿洲の占領を確實にせんとし、加ふるに滿韓境界に於ける露國の行動は、殆ど朝鮮の獨立を侵害するもの少なからざるより、日本政府は、朝鮮の獨立、日本の自衛、東洋平和の維持の爲に、絶東問題を解決すべしとの協商を露國と締結するの必要を認め、小林外務大臣は三十六年七月二十八日、露國駐劄公使栗野慎一郎に電訓し、露國外務大臣ラムスビルフに向ひ、左の趣旨の覺書を提出して公然交渉を開始せしめたり。

日本政府は、日露兩國の關係上、凡そ將來誤解の原因となるべきものを一掃せむことを

希望し、露國政府も亦之と同感なるべしと信ず。是を以て、並に絶東に於ける兩國各自の特殊利益を測定するを期し、露國と共に、兩者利益の觸接する方面に於ける事態を査覈するは日本政府の喜ぶ所なり。若し此發案にして幸に大體に於て露國政府の贊同を得ば、日本政府は右協商の性質及び範圍に關し、其意見を露國政府に提出するところあらむとす。

栗野公使は同月三十一日右の覺書を持して、ラムスドルフと會見し、之に關する日本政府の意志を左の如く開陳したり。曰く、極東に於ける事態は倍々紛糾を加へつゝあり。今に於て日露間に於ける總ての誤解を除去せむが爲め、何等か施設する所あらずんば、兩國の關係は愈々困難となるべく、而して斯くの如きは、徒らに兩國に不利を與ふるに過ぎず。故に日本政府に於ては、深く恒懷和表の精神に勵まされ、茲に露國政府と相謀つて、一の協定を遂げむと決し、本使に訓令して、此口上書を閣下に手交せしむ」と、ラムスドルフ曰く、「余は從來貴下に對して屢々述べたる如く、日露兩國間の協商は、常に露國の希望たるのみならず、又實に最良の政策にして、且つ若し兩國にして一たび完全の協商を遂げむか、將來兩國に對し離間の策を試みるもの亦之なかるべし。左れば、貴國政府の今回の

決定は、余一己の見としては全然同意なりと雖、之れが確答は、我皇帝陛下の聖旨を奉じたる後ならざるを得ず」と、栗野は其成行を小林に報じ、小林は其回答を以て、多分應諾的のものなるべしと豫想し、八月三日更に協商の基礎たるべき左の諸項をラムスドルフに提出すべきことを栗野に電訓したり。

日本政府の協商家案

第一條 清韓兩帝國の獨立、及び領土保全を尊重すること、並に該兩國に於ける各國の商工業の爲め、機會均等の主義を保持すべきことを相互に納むること
第二條 露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、日本は滿洲に於ける鐵道經營に就き、露國の特殊なる利益を承認し、併せて本協約第一條規定の下に、右劃定せられたる兩國各自の利益を保護する爲め必要なる措置を、日本は韓國に於て露國は滿洲に於て執るの權利を相互に承認すること
第三條 日露兩國は、本協約第一條の條項と背馳せざる限り、韓國に於ける日本及び滿洲に於ける露國の商業的及び工業的活動の發達を阻礙せざるべきことを相互に約するこ

又今後韓國鐵道を滿洲南部に延長し、以て東清鐵道、及び山海關牛莊線に接續せしめむとする事あるも、之を阻礙せざるべきことを露國に於て約すること

第四條 本協約第二條に掲げたる利益を保護するの目的、又は國際紛争を起すべき叛亂、若くは騷擾を鎮定するの目的を以て、日本より韓國に、或は露國より滿洲に、軍隊派遣の必要を見るに於ては、其派遣の軍隊は、如何なる場合に於ても實際必要なる員數を超過べからざること、且つ右軍隊は其任務を果し次第、直に召還すべきことを相互に約すること

第五條 韓國に於ける改革及び善政の爲め、助言及援助（但し必要なる軍事上の援助を包含すること）を興ふるは日本の專權に屬することを露國に於て承認すること

第六條 本協約は従前韓國に關して日露兩國間に結ばれたる總ての協定に替はるべきこと

右の提案は、甚だ大體に於て日露兩國政府が既に承認したる主義、又は従前の協定中に記入せられたる條件の推理敷衍に外ならざれば、勿論之を提出するに際し、多言の説明を要せざるべしとは、日本政府の豫め期する所なりしなり。

然るに露國の之に對する態度は、殆んど意外なりき、八月五日露京發の電報は、ラムスドルフが談判開始の許可を皇帝より得たりとの報あり、小村外相は、速に協商案を提出すべしと電訓したり。而も十二日に至りて、漸く第一回の接見を爲し我提案を愛領せり、越えて二十三日再び會見したるを以て、栗野は日本政府の意思を傳へて其回答を促したるに、ラムスドルフは皇帝不在の爲め急には何等の措置をも執る能はずといひ、且關東總督アレキシーフに移牒すべき細目の點少なからざればとて、其商議を東京に移すを望むが如き意向を示したり。

然れども之を東京に移す時は、却つて談判の進行を遷延せしむるの恐あるを以て、小村は栗野に電訓を發し、露都にて商議を繼續することに付き、露國政府の同意を求めしめ栗野は屢々ラムスドルフと會見して、日本政府の意向を貫徹せむと努められたるも、ラムスドルフは終に之を肯せざりき。是れ本件の主題概ね實際問題に亘り居るが故に、事情を知らざるラムスドルフが露都に於て、折衝の任に當らんよりは日本駐劄のローゼン公使、及びアレキシーフ大將をして、之に當らしむるを得策とすと考へたると、若しも露都に於て商議を行はむか、ラムスドルフの外之が衝に當るものなく、而も彼は近日皇帝に扈從して

外國に巡遊し或る期間は露都に在らざるを以て、著しく談判の進行を妨ぐべしと云ふにありて、兎に角談判は容易に纏るべくも見えざりしなり。

左れば小村外相は、九月二日更に栗野に宛て、大要下の如き露訓を與へ、露國政府の大體の意向を聞かん事を促がさしめたり。

既に兩國政府が出来得る丈速かに協商を遂げんとするの希望を有する以上、また商議の基礎の受諾せられたるものなきに、之を商議を東京に移すは、大に議事を遷延せんことを恐る。日本政府は業已に其提議を具體的に露國政府に提出したるが故に、たとひ商議は何れの地に於て之を行ふとするも、露國政府にして先づ日本政府の提案が主義上商議の基礎として、受諾せられ得べきや否やを聲明せば、頗る交渉の進行に便なるべし。但し我が提案を商議の基礎として受諾するも、之れが爲に必要と認むる修正の提議を妨げらるべきものに非らず。蓋し斯る受諾は單に事の發程點を確定するに過ぎずして、是れ極めて緊要の事なるべし、貴官は露國政府より上述の聲明を得られんことを盡力すべしラムスドルフは之に反對せり、而して露國政府は別に一の對案を作成し、日本の提案と併

せて商議の基礎と爲すべしと主張し、「露國外務省に於ける數十年の經驗に依れば、國際商議は、一國の提議と他國の回答との上に行はるゝを常とし、一國の提議を以て商議の唯一基礎として受諾する如きは常例に非ず。東京駐劄の露國公使は既に露國皇帝陛下より、日本政府の提議を審査し、同時にアレキセーフと協議して、一の對案を作成し、日本政府若し商議を始むるを欲せば、彼我の兩案を商議の基礎と爲し、以て直に協商を開くべき旨の勅命を受け居れり」との意を語り、栗野は之に反して辨論甚だ力めたりと雖も、ラムスドルフは其提言を固執して譲らず、遂に「露國政府は其對案と共にするに非ずんば、日本提案の主義をすら商議の基礎として受諾する能はず」と斷言したり。兎角する間に露帝外遊の期も切迫したれば、無用の交渉に時日を費すの不利なるを認めれば、日本政府は商議を東京に移す事、並に日露兩國の提案を基礎として、商議に附する事に同意の旨を告げ、栗野をして之をラムスドルフに傳へしむ。

露國の對案

ローゼン、アレキセーフの協議——露國の對案——
日本の修正案——露國の協商否認——

露國政府は東京駐劄ローゼン公使及びアレキシエーフ大將に電訓して、日本政府に提出すべき對案の作成を命じ、ローゼンは九月二十四日を以てアレキセーフに協議せん爲め旅順口に行き、十月三日漸く東京に歸り、同五日小村外相を訪問し、露國皇帝陛下の允裁を経たるものなりとて、左の對案を提出したり。

露國の對案

- 第一條 韓國の獨立並に領土保全を尊重することを相互に約すること。
- 第二條 露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、並に第一條の規定に背反することなくして、韓國の民政を改良すべき助言及び援助を同國に與ふるは日本の權利たることを承認すること。
- 第三條 韓國に於ける日本の商業的及び工業的企業を阻礙せざるべきこと、及び第一條

の規定の背反せざる限り、右企業を保護するが爲めに採られたる凡ての措置に反對せざるべき事を露國に於て約すること。

第四條 露國に知照の上、右同一の目的を以て韓國に軍隊を送遣するは日本の權利たることを露國に於て承認すること。但し右軍隊の員數は實際必要なるものを超過せざるべきこと。且つ右軍隊は其の任務を果たし次第直に召還すべきことを日本に於て約すること。

第五條 韓國領土の一部たりとも軍路上の目的に使用せざること、及び朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざるべきことを相互に約すること。

第六條 韓國領土にて北韓二十五度以北に在る部分は中立地帯と見做し、兩約國孰れも之に軍隊を引き入れざるべきことを相互に約すること。

第七條 滿洲及其沿岸は全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承認すること。

第八條 本協約は従前韓國に關して日露兩國の間に結ばれる凡ての協定に替はるべきこと。
露國は其對案に於て、清國に關する一切の條項を削除したり、彼は單に韓國に關してのみ協定を爲さむとせり、即ち露國は清國に獨立及び其の領土保全を相互に約することを避け、滿洲の措置に付ては、一切日本の容喙を避けたり、加之韓國に於ける日本の權利々益にす

ら、大に制限を加へんとしたり、是れ云ふ迄もなく、我提案の根本義を破壊したるものなり、協商の基礎となるべき餘地を有せず、是に於て十月十六日、小村外相は露國の提案に對し、更に左の修正案を提示せり。

一、露國對案第二條中「韓國の民政を改革すべき助言及援助」を改めて、「韓國の内政を改良すべき助言及援助」(但し軍事上の援助を含む)と爲すべきこと。
一、露國對案第三條中「商業的及工業的企業」を「商業的及工業的活動の發達と改め、又「右企業を保護する爲め採られたる」を「是等の利益を保護する爲め採らるべき」と改む。

一、露國對案第四條を左の通り改む。

「前條に掲げたる目的、又は國際紛争を起すべき叛亂、若は騷擾を鎮定するの目的を以て韓國に軍隊を送遣するは日本の權利たることを露國に於て承認すること」

一、露國對案第六條を左の通り改む
「韓國と滿洲との境界に於て、其兩側各五十キロメートルに亘り、一の中立地帯を設立し、右地帯内には、締約國孰れも相互の承諾なくして軍隊を引き入れざることを相互に約束すること」

一、露國對案第七條を削除し、之れに換ゆる以下三個條を以てすること。

第七條 滿洲に於ける清國の主權及領土保全を尊重し、並に滿洲に於ける日本の商業の自由を妨害せざるべきことを露國に於て約束すること。

第八條 日本は滿洲に於ける露國の特殊利益を承認し、且つ前條の規定に背馳せざる限り、該利益の保護に必要なべき措置を露國に於て採るの權あることを認むること
第九條 今後韓國鐵道及び東清鐵道にして鴨綠江迄延長せらるるに至らば、該兩鐵道の連絡の阻礙せざるべきことを相互に約束すること。

一、露國對案第八條は第十條に改む。

露國對案第七條に對する我が修正は、彼我意見の衝突の最も甚しき距離を有する所にして、兩者固く執つて相譲らず。ローゼンの主張は要するに、「露國對案第七條は韓國に關する露國の讓歩に對する唯一の補償なり。此點に關し日本の修正を容るゝは、露國が從來固持し來りたる、滿洲問題は露清間專屬の案件にして、第三國の干渉を許さずとの主義に反するものなれば、決して承認するを得ず」と云ふにあり、之れを反駁せる小村の論點は第一、

「日本は滿洲に關し、露國より何等の讓與を求むるものに非らず。日本の提案は單に露國が任意に、且つ累次聲明したる主義を條約を以て確認せんとするに過ぎず、第二、日本は

滿洲に於て條約上の權利、並に商業上の利益を有す。且つ又露國が滿洲を確然占領することとは、絶えず韓國の獨立を侵迫すべし。是故に日本は前述の權利及び利益の安固と、韓國獨立の保障を露國より得ざるべからず。

小村、ローゼンの會商は開始以來既に數回の折衝を重ねたるも、ローゼンは韓國に關する二三事項に付いて同意を表したるの外、滿洲問題に關しては絶対に日本との協商を否認せり。

日本の確定修正案

確定修正案全文——ローゼン訓令を待つ——栗野公使の陳述

——オホレンスキー——回答の倭倣——我國論の沸騰——

然れども此の如くにして止まんが、折角の協商も可惜無意義に終らざるを得ず、是に於て小村外相は十月三十日を以て更に左の確定修正案をローゼンに提出せり。

確定修正案

- 第一條 清韓兩帝國の獨立及領土保全を尊重することを相互に約すること。
- 第二條 露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、並に韓帝國の行政を改良すべき助言及援助(但し軍事上の援助を含む)こと同國に與ふるは日本の權利たることを承認すること。
- 第三條 韓國に於ける日本の商業的及び此等利益を保護するが爲に採らるべき總ての措置に反對せざるべきことを露國に於て約すること。
- 第四條 前條に掲げたる目的、又は國際紛争を起すべき叛亂、若くは騷擾を鎮定するの目的を以て、韓國に軍隊を送遣するは日本の權利たることを露國に於て承認すること。
- 第五條 朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざるべきことを日本に於て約すること。
- 第六條 韓國と滿洲との境界に於て、其兩側各五十キロメートルに亘り、一の中立地帯を設定し、右地帯内には、締約國孰れも相互の承諾なくして軍隊を引入れざるべきことを相互に約すること。
- 第七條 滿洲は日本の特殊利益の範圍外に在ることを日本に於て承認し、韓國は露國の特殊利益の範圍外に在ることを露國に於て承認すること。
- 第八條 日本は滿洲に於ける露國の特殊利益を承認し、並に此等利益を保護するが爲に必要なる措置を採るは、露國の權利なることを承認すること。

第九條 韓國との條約に因り、露國に屬する商業上、及居住上の權利及免除を妨礙せざることを日本に於て約すること、並に清國との條約に因り日本に屬する商業上及び居住上の權利及免除を妨礙せざるべきことを露國に於て約すること。

第十條 今後韓國鐵道及東清鐵道にして鴨綠江まで延長せらるゝに至らば、該兩鐵道の連絡を阻礙せざるべきことを相互に約すること。

第十一條 本協約は従前韓國に關して日露兩國の間に結ばれたる總ての協定に替はるべきこと。

ローゼンは此確定修正案を以て本國政府の訓令範圍外なりとし、其全文を本國政府に電報して、新たに訓令を受けざる可からずと答へたり、是に於て小村は十一月一日栗野に電訓して、速に外務大臣代理オボレンスキーに對して、次の如く陳述せしめたり。

帝國政府が韓國と同様に、清國の獨立及領土保全を尊重すべしとの相互的假定を提議したるは、單に樂既に任意に與へたる聲明の確證を得むとするまでなり。而も露國が、韓國に關しては右様の約定を爲すの意なるを願みるときは、其清國を除外せむとするの理由は丁解に苦まざるを得ず。抑も滿洲問題が帝國の權利と利益とに關涉せざる限り、帝國政府は之を純然たる露清國の案件と爲すに異議なきも、如何せむ、帝國は該地方に於て廣大且重要な權利及利益を有す。故に滿洲を以て其特殊利益の範圍外と宣言するに方り、對清條約上帝國に屬する通商及居住上の權利と利益とに對し妨礙を加へざるべき旨の保證を露國に求むるは、帝國政府が至當と信する所なり。

此確定案に對する、オボレンスキーの返答は、日本の要求する所は、前後同質にして唯其形式を異にしたのみ、殊に其求むる所は多きに過ぎたりとし、又滿韓鐵道の接續の如きは、露國の最も難する所なりといひしのみにて、更に其他に言及せず、其倨傲の狀漸く言行の上に現はれ來れり。

是の時に於ける我國論の洩騰は、恰も前年清國が我に冷遇を加へたる時に異ならず、各派政黨の領袖、在野の有志家等、屢々會合を催はし、舉國一致當局者をして速に斷然たる處置を取らしめんと決議し、就中對露同志會の如きは、之を以て伊藤博文の内閣牽制に基くものなりと爲し、一篇の親書を伊藤に贈りて勸告を試み、同時に桂首相に向つて警告する所ありしが、桂は此際朝野の間に誤解を生じ、國家の大事に障害を來すが如き事は、國家の爲に最も慎むべき事なれば、願くは慎重の態度を執り、國是遂行の實を擧げむとする當局者の意志を諒せんことを望むと慰撫し、一方に於て小村は、十一月二十一日栗野に電訓してラムスドルフが速にローゼンに訓令を發せん事を促がさしめたり。

露國第二の對案

アレキセーフの立案——第二對案全文——我對要義の没却——
日本政府の說明——露國復答の發給——日本政府の強硬

待に待つたる我が確定修正案に對する露國の復答は十二月十一日を以て漸くローゼンより提出せり、此第二の對案は、アレキセーフの立案に係る、其條項は左の如し。

第一條 韓帝國の獨立并に領土保全を尊重することを相互に約すること。

第二條 露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、并に民政を改良すべき助言を以て韓國を援助するは日本の權利たることを承認すること。

第三條 韓國に於ける日本の工業的及商業的活動の發達に反對せざるべきこと并に此等の利益を保護するが爲めの措置を執ることに反對せざるべきことを露に於て約すること。

第四條 前條に掲げたる目的又は國際紛争を起し得べき叛亂、若くは騷擾を鎮定するの目的を以て韓國に軍隊を送遣するは日本の權利たることを露國に於て承認すること。

第五條 韓國領土の一部たりとも、軍略上の目的に使用せざること、及び朝鮮海峡の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざるべきことを相互に約すること。

第六條 韓國領土にして北緯三十九度以北に在る部分は、中立地帯と認し、兩締約國は孰れも之に軍隊を引き入れざるべきことを相互に約すること。

露國は殆んど同一の事を反覆せり、小村外相は十二月二十一日、ローゼンと會見して、此新對案も亦た我が提案の最要義たる滿洲に關する事項を一切削除しあれば、到底同意する能はずとて再考を求め、且つ日本政府が露國の新對案に加ふるを必要と認めたる修正の個條を詳述し、尙ほ栗野公使に左の電訓を發して、之をラムスドルフに提出し、日本政府の態度を誤解せざらしめん事を期せり。

本月十一日提出せられたる露國新提案は、帝國政府に於て慎重に調査を加へたり。而して露國政府が本案協商の範圍を、日本が視て以て必要不可欠となす所の地域に及ぼすことに同意せられざりしは、帝國政府の遺憾とす所なりとす。初め帝國政府は去八月を以て露國政府に提言するに當り、帝國政府の希望は、凡そ極東に於て日露兩國の利益相接觸する地域は、委く取り來りて之れを本案協商の範圍に入れ、以て日露兩國の關係上、將來誤解を生ずべき一切の原因を除去せんとするに在ることを最も明瞭ならしむるに努めたり。然り而して此の希望たる此際該協商より右地域の一大要部を全然除去するに依て其成就を見るを得べしとは、帝國政府の信する能はざる所なり。是れ帝國政府が本件に關し露國政府の再考を促がすの止むを得ざるに至りたる所以にして、而して帝國政府は露國政府に於て能く本問題の満足なる解決を見るに至るべき方法を按出し得む。

とを希望するものなり。又帝國政府は露國新對案に對し、左の修正を求むるの必要を認め。

一、第二條は「露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、並に韓帝國の行政を改良すべき助言及援助を與ふるは日本の權利たることを承認すること」と爲すこと。
二、第五條は「朝鮮海峡の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざることを相互に約すること」と爲すこと。

三、第六條を削除すること。

右修正中の重なる點は、東京に於て既に一應の協議纏りたる修正の程度を超ゆるものに非らざるのみならず、右等の變更は帝國政府に於て必要不可欠と認る所なるを以て、露國政府に於ても異議なく之に同意を與へらるべきこと、信す。

露國政府の復答は、翌三十七年一月六日を以てローゼンの手を経て提出せられたるが、韓國の條に於ては第五條及び第六條を露國原提議のまま存置せんことを主張し、之を條件として左の一個條を本案協約中に挿入することを承諾したり。

滿洲及び其沿岸は、日本の利益範圍外なることを日本に於て承認すること、同時に露國は滿洲の區域内に於て、日本又は他國が、其清國との現條約の下に獲得したる權利及び

特權（但し居留地設定を除く）を享有することを沮礙せざるべきこと。

條約の文面に依れば、露國は是に至つて幾分の讓歩をなしたる如くなれども、未だ曾て清國領土の保全に言及せざるが故に、日本が假令清國の領土として、其權利を保持するも主權にして一度露國に移らんか、此條約は何等の効力なきに至るべければ、我當局者も夙に其猶手段たる事を看破し、一月十三日の會見に於て小村はローゼンに對し、飽くまで露國政府をして滿洲の領土保全を尊重するを約諾せしむるの必要を開陳し、又韓國に關しては最早讓歩の餘地なきを以て、斷乎として我が修正を固持し、重ねて露國政府の再考を促がしたり、然も露國は遂に何等の回答をも與へざりき。

日露交渉斷絶

露國の戰國準備——交渉斷絶の決定——其公文——其通告——

一月十三日、日本政府は露國政府に向つて最後の反省を求め、幾度か其回答を促がしたるも、言を左右に托して明答を與へざるのみならず、多數の軍隊を韓國々境に集中して、戰

國の準備に取懸れり、斯くなる以上は一日の遷延は露國に一日の利を興ふると同時に日本に一日の不利を興ふる次第なれば、國論擧つて政府の緩漫を尤め、出兵の一日も速かならざるべからざるを唱道し、政府は二月四日の御前會議に於て、此の談判を斷絶し、露國の爲に侵迫されたる我が位置を防衛し、並に我が權利及び義務を保護せんが爲に必要と認むる獨立行動を取ることに決定し、其翌五日栗野に電訓して左の公文をラムスドルフに送附せしめ、茲に愈々日露交渉の斷絶を見るに至りたり。

日本皇帝陛下の特命全權公使たる下名は、本國政府の訓令に遵ひ、露國皇帝陛下の外務大臣閣下に對し、左の通牒をなすの光榮を有す。

日本國皇帝陛下の政府は、韓國の獨立及領土保全を以て、自國の康寧と安全との爲めに緊要缺くべからざるものなりと思惟す。故に如何なる行爲たるかを問はず、苟も韓國の存立を確實にし、茲に該半島に於ける帝國の優越なる利益を擁護するため、緊要不可缺と思惟する提案に對し、到底妥協の見込なき修正を提出して、執拗に之れを拒絶したること、並に又露國が其清國との條約、及滿洲地方に利益を存する他の諸國に對し、累次與へたる保障の存在するに拘はらず依然該地方の占領を繼續し、爲めに甚だしく侵迫を蒙れる滿洲領土保全の尊重を約することを執拗に拒否したることは、帝國政府をして自

衛の爲め、其取るべき手段を慎重に考量するの止むを得ざるに至らしめたり。

露國に於て了解得べき理由なくして、屢次回答を遷延し、加ふるに平和の目的とは調和し難き軍事的活動を爲せるに拘らず、帝國政府が現交渉中用ひたる耐忍の程度は、其露國政府との關係より、將來誤解の一切の原因を除去せむことを忠實に希望したること十分證し得て餘りありと信ず。而も帝國政府は、其盡力の結果、帝國の穩當且無私なる提案、若くは又絶東に於て鞏固且恒久の平和を確立するに近き、如何なる他の提案に對しても、露國政府の同意を得ること毫も其望みなきを領得したる故に、現下の徒勞に屬する談判は、之を斷絶するの外他に選ぶべき途を有せず。帝國政府は右の一途を採用すると同時に自ら其侵迫を受けたる地位を鞏固にし且之を防衛するため、並に帝國の既得權及正當利益を擁護する爲め最良と惟する、獨立の行動を取ることの權利を保留す栗野公使は六日午前四時、如上の公文をラムスドルフに交附すると同時に別に左の通告を發したり。

日本皇帝陛下の特命全權公使なる下名は、本國政府の訓令を遵奉し、全露西亞皇帝陛下

の外務大臣閣下に對し茲に左の通告をなすの光榮を有す。
日本帝國政府は、露西亞帝國政府との關係上、將來の紛糾を來すべき各種の原因を除去せむがため、有らゆる和協の手段を盡したるも其の効なく、帝國政府が極東に於ける鞏

固且つ恒久の平和のためになしたる正當の提言並に穩當且つ無私なる提案も之れに對して當に受くべきの考量を受けず、從て露國政府との外交關係は今や其の價値を有せざるに至りたるを以て、日本政府は其の外交關係を斷つことに決定したり。下名は更に本國政府の命に依り來る十一日を以て帝國公使館員を率ゐて露京を引揚る意思なることを茲に併せてラムスドルフ伯閣下に通告するの光榮を有す。

日露開戰

日本の戰國準備——其完成——仁川旋風の海戰——宣戰の
大詔煥發——大本營——戒嚴令——日露兩公使の引上——

日露交渉の漸く紛糾を來したる、明治三十六年十二月二十八日、日本政府は臨時閣議並に樞密院會議を開き同時に緊急支出の勅令、及び戰時大本營條例、軍事參議院條例、京釜鐵道速成令、臺灣居住軍人戰時召集を公布し、其の翌二十九日には首相官邸の軍事會議あり、三十日には南米亞爾然丁共和國の軍艦二隻を購入したり、斯くて外交の裏面に於ける軍事行動は着々進行し、三十七年一月十三日、最後の通牒を露國に發したり其翌十四日、野津陸軍大將、井上海軍大將、奧陸軍大將を軍事參議官に任じ、之に山縣、大山の二元帥、及

○山○本○海○相、○寺○内○陸○相、○伊○東○軍○令○部○長を加へて軍事參議院を組織し、又日本郵船會社及び東洋汽船會社に訓令し、次航より歐洲、孟買、濠洲、米國の各航路を停止せしめたり。越えて十八日には會聯總相官邸に京濱銀行家の集會あり、二十六日には元老會議開かれて戰時財政計畫の大體を確定し、二十八日には桂首相官邸の實業家招待と爲り、而して一方に於ては一月二十二日の海面防禦令と爲り、二十三日の鐵道軍事使用令の公布と爲り、三十日には戰艦二隻の製造を英國に注文し、二月五日には軍事郵船の緊急勅令、軍事郵便規則、軍事郵便爲替規則の公布あり。戰國準備は全く成れり、我が聯合艦隊は二月六日、佐世保を發し、八日夜半には既に旅順を襲撃し、九日正午には仁川に露艦を擊滅せり、軍事行動の機敏迅速したる、日清戰役開戰當時以上であり、其翌十日を以て宣戰の詔勅は煥發せられたり。

宣戰の詔勅

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は、忠實勇武なる汝有衆に示す。

朕茲に露國に對して戰を宣す。朕が陸海軍は、宜く全力を極めて露國と交戦の事に従ふべく、朕が百僚有司は、宜く各々其職務に率ひ、其權能に應じて、國家の目的を達するに努力すべし。凡そ國際條規の範圍に於て、一切の手段を盡し、遺算なからむことを期せよ。

惟ふに文明を平和に求め、列國と友誼を篤くして、以て東洋の治安を永遠に維持し、各國の權利利益を損傷せずして、永く帝國の安全を將來に保障すべき事態を確立するは、朕夙に以て國交の要義と爲し、且暮敢て違はざらむことを期す。朕が有司も亦能く朕が意を體して事に従ひ、列國との關係年を逐ふて益々親厚に赴くを見る。今不幸にして露國と對端を開くに至る、豈朕が志ならむや。

帝國の重を韓國の保全に置くや、一日の故に非ず。是れ兩國累世の關係に因るのみならず、韓國の存亡は實に帝國の安危の繫る所なればなり。然るに露國は其清國との明約、及列國に對する累次の宣言に拘らず依然滿洲に占據し、益々其地歩を鞏固にして、終に之を併呑せむとす。若し滿洲にして露國の領有に歸せむ乎、韓國の保全は支持するに由なく極東の平和亦素より望むべからず。故に朕は此機に際し、切に妥協に由て時局を解決し、以て平和を維持せむことを期し、有司をして露國に提議し、半歲の久しきに亘りて屢次折衝を重ねしめたるも、露國は一も交讓の精神を以て之を迎へず、曠日彌久徒に時局の解決を遷延せしめ、陽に平和を唱道し、陰に海陸の軍備を増大し、以て我を屈從せしめ

むとす。凡そ露國が始より平和を好愛するの誠意あるもの、毫も認むるに由なし。露國は既に帝國の提議を容れず、韓國の安全は方に危急に瀕し、帝國の國利將に侵迫せられむとす。事既に茲に至る、帝國が平和の交渉に依り求めむとしたる將來の保障は、今日之を旗鼓の間に求むるの外なし。朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚賴し、速に永遠に克復し、以て帝國の光榮を保全せむことを期す。

御名 御璽

明治三十七年二月十日

十二日、征露の大本營を宮城内に置き、十三日一億圓の國庫債券募集を發表し、十四日戒嚴令を施行し、駐露公使栗野慎一郎は二月十一日露都を引拂ひ、露公使ローゼンも亦同日を以て東京を撤退せり。

敵對行爲に關する露國の不平

露國宣戰の公布と開戦時機の故障——日本政府の辯明——
露公使京城引上——露國の非難回牒——日本政府の辯安——

露國は戰爭よりも、遙かに外交に巧みなり、外交愈々斷絶して、軍事行動に移るや、果し

て仁川及旅順の一戦に於て我に機先を制せられたり、彼は外交手段に依て、其失敗を補はんと試みたり、即ち露國政府は、日本が宣戦に先ちて露艦を襲撃したりとて之を非難し、宣戦の公布と共に二月十八日左の如き公報を發したり、露國は戰爭中も尙ほ巧みに外交手段を回らしたりしなり。

突然交渉を斷絶し、奸諂なる攻撃を以て其宿昔の志たる戰爭に於て些少の利を收めんと欲したる敵國に對し、我が露國が公憤を赫發してより茲に八日を経たり。我國民今や神速の報復を希念し、東洋の信報を待つこと頗る切なるものあり。是れ當然の情なり。我國民の合致強大を以て之に嚮へば、日本が其奸諂と又我皇帝が平和を望ませらるゝの間に用ひたる挑發的行爲とに對して膺懲せざるべきは疑を容れざる所なり。我軍奏功の戦報は、忍んで之を他日に期せざるべからず。是れ抗敵狀況の自ら然らしむる所にして、我陸軍が斷然たる行動に出づるの日を俟たざるを得ざるを以てなり。攻撃地域の遠隔にして、且つ我皇帝平和維持を念とし給ひたるに由り、豫め戦備を充實することを得ざりしなり。日本に啖はしむるに敵軔を以てするには、尙幾多の時日を要せざるべからず、況や我國は傲然として戦を挑みたる國民に相當の懲罰を加ふるに臨み、徒に我露國男子の血を流さざらんことを欲するに於てをや。然れども隱忍以て時局の發展を待てば、我軍艦が敵艦に對して百倍の酬復を爲すべきや必然なり。陸上の交戦は尙遠く他日に屬す。

戦地の來報は之が速達を期し難し。徒らに血を流すは露國の強大雄偉と相容れざる所なり。我臣民は能く相和衷して欣然國事に殉せんと欲するの誠意を表彰せり。故に戦地より來りたる確報は之を直に全國民に表示すべし。

同二十日露國は重ねて外交的斷絶戰闘開始の顛末を公表して、外交の關係の斷絶は決して敵對行爲開始を意味するものに非らざるの理由を絮説し、且つ日本は二月十一日に至りて始めて宣戦を公布したるものなれば、八日の夜半、及び九日十日を以て露國軍艦に不法の襲撃を加へたるは、國際法に背きたる行爲なりと論斷したり。但し是れ其慣用手段を弄せんとするに過ぎずして、單に露國の讒誣に止り、毫も日本の合法なる態度を傷るに足らずと雖も、日本政府としては、斯る讒誣を其儘に放任すべきに非ず、乃ち一篇の辯明書を作り、之を世界に公表したり、其大要は日本は事態切迫し、最早一日の猶豫を容さざるに至りたれば、止むを得ず無用の交渉を斷絶し、自衛の爲に必要な措置を取るに決したる迄にて、露國が最初より妥協の精神なく、徒らに回答を遷延するのみならず、一方に於て軍備を充實するに汲々たるの事實歴々として證明するに足るものあれば、戦争の責は素より

日本にあらずして露國にあるのみならず、其所謂外交的關係の斷絶が、敵對行爲の開始に非らずとの議論も亦た頗る牽強に過ぎたりとし、最後に左の論斷を下したり。

日本は二月六日に於て、露國懸案の談判を絶了し、露國の爲めに侵迫を蒙れる地歩を防護し、且其利權を擁護する爲めに自ら最良と思惟する獨立の行動を取るべきこと、並に外交關係を斷絶し、公使館を撤退する旨を露國に通告あり。獨立の行動は一切を意味す。敵對行爲の開始亦固より其内に在り。假に露國に於て之を解すること能はざりしとするも、日本は露國に代りて誤解の責に歸すべきの理由なきことは勿論なり。將又宣戰公布は敵對行爲開始の必要條件にあらざることを、國際法學者の悉く一致する所にして、現に近時の戰爭に於ては宣戰公布は交戰開始後に於てするを其常とせり。故に日本の行動は國際法上に於ても毫も非難すべき點あることなく況や各非難の露國より來るに於ては寧ろ奇と云はざるべからず。何となれば露國自ら宣戰の布告を爲さずして直に戰闘行爲を行ひたることは歴史上其例證極めて乏しからざるのみならず、千八百八年に於ては實に外交關係の斷絶前に於てすらライオンランドに出兵したればなり。

露國の負惜みは、徒らに世界の物笑ひとなりたるのみにて、輿論は寧ろ日本の辯明をすら不必要なりとし、倫敦タイムズ、デリーリクロニクルの如き何れも日本の機敏と勇氣とを賞賛し、其行爲を以て近代の戰爭に行はれたる實例と一致せりとなし、露國の不平に向つ

て冷笑を加へたり。

流石に有らゆる手段を盡して、韓廷に壓迫を試み居たる、駐韓露國公使バツロフも仁川の一戦に、露艦の撃沈さるゝを見るや、大事去れりと斷念し、京城在留の露國人及び公使館護衛兵と共に、二月十一日 列國公使に告別し、悄然として仁川に下り、即日佛艦パスカル號に搭じて歸國の途に就きたれば、韓半島は全く日本勢力の下に歸し、我が對韓政策は此の瞬間を以て一大發展を示すの時期に達したり。然るに露國政府は尙ほ不合理の非難を試み、二月二十一日外務大臣ラムスドールフは、駐露列國代表者に左の回牒を發したり。

日露兩國間談判破裂以來日本國政府の態度は文明諸國相互の關係を律する各習慣法の公然たる違犯を構成す。今我露國政府は其違犯を一々名狀せざると雖も、日本政府の敢てしたる韓國に關する暴戾の行爲に至りては、之に關して各國最も深重なる注意を促す必要ありと考量す。抑も韓國の獨立及び其保全は各國の承認する所にして、此原義の犯す可からざるは千八百九十五年下關係約、千九百二年日英協約後千九百二年三月十六日露佛宣言の確認する所にかゝる。韓國皇帝は日露兩國衝突の危險を豫想し、本年一月嚴正中立守持の決心を宣言せる文書を各國に發送し、各國は満足を表して之を接受し、露國も亦之を承認せり。而して在韓我公使の報告に依れば、英國政府は在韓同國公使に命じ、韓

國皇帝に右宣言に對し謝意を表したる公書を捧呈せしめたりと云ふ。然るに日本政府は右の事實を悉く藐視し、各條約及其義務を蔑視し且つ國際法の原則に反戻して、左記の行爲を敢てしたること、今や精確にして充分に確認を経たる事實の之を歴證するあり。

- 一、抗敵開始に先ち、日本の軍隊は中立を宣言せる韓國に上陸せり。
- 二、日本艦隊は、本月八日即ち宣戰公布の三日前に於て、中立港濟物浦に碇泊中にして而も其艦長は日本人が悪意を以て丁抹海底電線經由我電報の配達を遮止し、且つ韓國政府電信交通を破壊せしが爲め、國交破綻の通知を受くるに由なき境遇に在りたる我軍艦二隻に對して突然砲撃を加へたり。
- 三、日本政府は、現行國際法に拘らず、抗敵開始に至らんとする刹那に於て我商船數隻を韓國中立港内に於て、我戰時捕獲船として捕獲せり。
- 四、日本政府は、京城駐劄公使を経て、韓國皇帝に向ひ、自今日本國行政の下に置かるべしと宣言し且つ之に従はざる時は日本國軍隊は皇城を占領すべき旨同皇帝に警告せり。
- 五、日本政府は、在韓佛國公使を経て在韓我公使に宛て、我公使館員を率ゐて韓國より撤去すべき旨を促したる書面を送附せり。

我露國政府は前記各事の甚しき國際法違反の罪を構成することを認定し、日本政府の行動に對し、各國に抗議を提出するを其義務なりと思量し、國際を保證する處の原則を重

視する各國の我態度を確信して疑はず。又之と同時に、我政府は日本國が韓國に於て、不法の權力を壟斷せんが爲め、韓國政府より出すことあるべき各命令及宣言を盡く効力なき者と宣言する旨を茲に豫告することを必要なりと考量す。

右に掲ぐる所の露國外務大臣の回牒に對し、日本政府は大要左の如き辯妄を爲したり。

聞くが如くんば、露國政府は此頃一の公文を各國に致し。日本政府を責むるに國際法違反に屬する或種の行爲を韓國に於て行ひたることを以てし、且つ將來韓國政府の命令並に宣言は、其効を有せざる旨を聲明したりと云ふ。帝國政府は此機に於て露國政府の意見、若くは聲明に對し、敢て顧慮するの必要を見ず。然れども事實の誣妄を看過するに於ては或は恐る、中立國中之れが爲めに誤解を生ずるに至るものあらんことを。故に之に對し其妄を辯ずるは、帝國政府の權利にして又義務なりと信するを以て、茲に露國が其公文に於て、充分の證左あり、且つ確實なる事實と聲言したる五點に關し、左の言明をなさんとす。

(一) 日本軍隊が宣戰に先ち、韓國に上陸したることは、帝國政府も亦之を認む。然れども交戰の狀態は、既に現實に成立し居たるなり。且つ夫韓國の獨立及び領土保全の維持は、今回戰爭の目的なり、従つて露國が侵迫せる地方に軍隊を派遣するは、我權利と必要に屬す。況や此事たる、韓國政府の明確なる同意を得たる所に於てをや。日本軍隊

が韓國に上陸したるは、平和なる商議の進行中、露國の大軍が清國の同意を経ずして滿洲に送派せられたるが如きと大に趣を異なし、曲直の在る處極めて明瞭と謂ふべし。

(二) 帝國政府は露國公文第二點を以て、全然無根の虚説なりと聲明するものなり。帝國政府は丁抹海底電線に由る露國電信の交付を停止したることなく、又韓國政府の電信を破壊したることあるなし。若し夫れ二月八日、我艦隊が仁川港に於て二隻の露國軍艦に突然攻撃を加へたりとの非難に對しては、交戦状態當時已に成立したりしこと、及び韓國は已に日本軍隊を仁川に上陸せしむるに同意したるが故に、同港は少くも日露兩交戦國の關係に於ては、業に已に中立港たるの性質を有せざりしことを一言するを以て足れりとする。

(三) 帝國政府は捕獲審檢所を設立し、之に授くるに商船捕獲の適法なるや否やに關し、最終の決定を下すの全權を以てせり。此故に露國公文第三點に關しては、茲に何等の言明を爲すべき場合にあらずとす。

(四) 帝國政府は露國公文第四點の所説は、全然事實の根據なきものなることを聲明す。

(五) 帝國政府は露國公文第五點所説の不精確なることを斷言す。帝國政府は露國公使に對し、韓國より退去せんことを間接にも要求したることなし。二月十日駐韓佛國代理公使は、我公使を來訪して告ぐるに、露國公使が韓國退去を希望し居るを以てし、之に關して我公使の意見を尋ねたるに付、我公使は露國公使にして其隨員並に公使館護衛兵を

隨へ、平和に撤退するに於ては、日本軍隊を以て十分之を保護すべき旨を答へたり。此趣きは其後日佛兩代表者の間に書翰を往復して更に確められたり。斯くて露國公使は二月十一日を以て任意に京城を撤退し、而して我れは仁川迄は日本兵士の護衛を付したり。尙ほ茲に附記すべきものあり、釜山駐在露國領事は、二月二十八日に至る迄尙ほ其任地に止まりたり。同官の殘留如此久しきに亘りたるは、何等訓令に接せざる爲め不得已に出でたるものなりといふ。惟ふに露公使は其出發に先だち、必要の訓令を領事に與ふることに念ひ至らざりしものなるべし。而して撤退の訓令遂に露領事に達し、領事に於ても亦成可く速かに釜山を去らんことを希望せること明かなるに及び、釜山駐在帝國領事は露領事の出發に關し有らゆる便宜を與へ、結局露領事の一行は、我領事の斡旋により日本を経て上海に赴くこととなれるものなり。

今回の露國の回牒に對しても、各國は單に一片の不平として之を受け、各新聞紙も亦た概ね之を雲烟過眼に附し去れり。

日露講和

旅順開城は講和の端緒——ルーズベルトの仲介——

ポーツマツスの會議——講和條約全文——

日露開戦以來、日本軍は連戦連勝の勢を以て、到る處に露軍を征服し、露國は此間に於ても尙ほ外交手段と、海陸大軍との援助に依つて、最後の勝利を得ん事に一縷の望みを屬し居たるが、三十八年一月二日の旅順開城と共に、始めて講和の聲を聞くに至り、三月十一日の奉天大會戦、日軍の大勝に就て、更に其聲を高め、米國大統領ルーズベルトは、其間に立つて講和の仲介者たらんとして、兩國の意向を確め居る中、五月二十九日には日本海の大戦あり、露艦は殆むど全滅の姿に陥りたるを以て、ルーズベルトの講和勸告は、此に其歩を進め、同年八月九日午前十一時、ポーツマウスに於て、我が全權大使小村壽太郎、高平小五郎、露國全權大使セルシウキツテ、ローゼン第一次の會見あり、爾來幾度か折衝を重ねて、九月五日左の條約を締結するに至りたり。

日露講和條約

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下は、兩國及其人民に平和の幸福を回復せむことを欲し、講和條約を締結することに決定し、之か爲に日本帝國陛下は、外務大臣從三位勳

一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下を、全露西亞國皇帝陛下は「アレンシデント、オヴ、ゼ、コムミツチ、オヴ、ミニスター、ス、オヴ、ゼ、エムパイア、オブ、ロシア」「セクレタリー、オヴ、ステート」「セルジ、ウキツテ」閣下、及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「スマター、オヴ、ゼ、イムピリアル、コート」閣下、オヴ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下を、各其の全權委員に任命せり、因て各全權委員は、互に其の委任狀を示し、其の良好妥當なるを認め、以て左の諸條項を協議決定せり。

第一條 日本國皇帝陛下と全露西亞國皇帝陛下との間、及兩國並兩國臣民の間に將來平和及親睦あるべし。

第二條 露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本帝國政府が韓國に必要と認むる指導保護及監理の措置を執るに方り、之を阻礙し又は之に干渉せざることを約す。

韓國に於ける露西亞國臣民は、他の外國の臣民、又は人民と全然同様に待遇せらるるべく之を換言すれば最惠國の臣民、又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし。

兩締約國は一切誤解の原因を避むか爲、露韓間の國境に於て、露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上の措置を執らざること同意す。

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

一 本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ、遼東半島租借權が、其の効力を及ぼす地域以外の滿洲より、全然且同時に撤兵すること。

二 前記地域を除くの外、現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し、又は其の監理の下に在る滿洲全部を擧げて、全然清國專屬の行政に還附すること、露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若は專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す。

第四條 日本國及露西亞國は、清國が滿洲の商工業を發達せしむるが爲め、列國に共通する一般の措置を執るに方り、之を阻礙せざることを互に約す。

第五條 露西亞帝國政府は、清國政府の承諾を以て旅順口、大連並其の附近の領土、及領水の租借權、及該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓與す、露西亞帝國政府は、又前記租借權が、其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は、前記規定に係る、清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

日本帝國政府に於て、前記地域に於ける、露西亞國臣民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す。

第六條 露西亞帝國政府は、長春(寬城子)旅順口間の鐵道、及其一切の支、並同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産、及同地方に於て、該鐵道に屬し、又は其の利益の爲に經營せらるる一切の炭坑を補償を受くることなく、且清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。

兩締約國は、前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

第七條 日本國及露西亞國は、滿洲に於ける各自の鐵道を、全く商工業の目的に限り經營し、決して軍略の目的を以て之を經營せざることを約す。

該制限は遼東半島租借權が、其の効力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るべし。

第八條 日本帝國政府、及び露西亞帝國政府は、交通及び運輸を推進し、且之を便易ならしむるの目的を以て、滿洲に

於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲、成るべく速に別約を締結すべし。

第九條 露西亞帝國政府は薩哈連島南部、及其の附近に於ける一切の島嶼、並該地方に於ける一切の公共營造物及財産を、完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に讓與す、其の讓與地域の北方境界は、北緯五十度と定む、該地域の正確なる經界線は、本條約に附屬する追加約款第二の規定に従ひ之を決定すべし。

日本國及露西亞國は、薩加連島、又は其の附近の島嶼に於ける、各自の領地内に、保護其他之に類する軍事上工作物を築造せざることを互に同意す、又兩國は各宗谷海峽、及韃靼海峽の自由航海を防礙することあるべき、何等の軍事上措置を執らざることを約す。

第十條 日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に付ては、其の不動産を賣却して、本國に退去するの自由を留保す、但し該露西亞國臣民に於て、讓與地域に在留せむと欲するときは、日本國の法律、及管轄權に服従することとを條件として、完全に其の職業に従事し、且財産權を行使するに於て、支持保護せらるべし、日本國は政事上又は行政上の權能を失ひたる住民に對し、前記地域に於ける居住權を撤回し、又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す、但し日本國は、前記住民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す。

第十一條 露西亞帝國は、日本海「オコーツク」海、及「ベーリング」海に瀕する、露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を、日本國臣民に許與せむが爲、日本國と協定をなすべきことを約す。

前項の約束は、前記方面に於て、既に露西亞國又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼさるることに雙方同意す。

第十二條 日露通商航海條約は、戰爭の爲廢止せられたるを以て、日本國政府、及露西亞帝國政府は、現下の戰爭以前に効力を有したる條約を基礎として、新に通商航海條約を締結するに至るまでの間、兩國通商關係の基礎として、相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す、而して輸入税、及輸出税、税關手續、通過税、及噸税、並一方の代辦者、臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可、及待遇は何れも前記の方法に依

第十三條 本條約實施の後、成るべく速に一切の俘虜は、互に之を還附すべし、日本帝國政府、及露西亞帝國政府は、各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし、一方の政府の收容に係る一切の俘虜は、他の一方の政府の特別委員、又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し、同委員、又は其の代表者に於て之を受領すべく、而して其の引渡及受領は、引渡國より採め受領國の特別委員に通知すべき便宜の人員、及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふべし。

日本國政府及露西亞國政府は、俘虜引渡完了の後、成るべく速に俘虜の捕獲、又は降の日より、死亡又は引渡の時に至るまで、之が保護給養の爲に、各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし、同計算書交換の後、露西亞國は成るべく速に、日本國が前記の用途に支出したる實際の金額と、露西亞國が同様に支出したる實際の金額との差額を、日本國に拂戻すべきことを約す。

第十四條 本條約は、日本國皇帝陛下、及全露西亞國皇帝陛下に於て批准せらるべし、該批准は、成るべく速に、且如何なる場合に於ても、本條約調命の日より五十日以内に、東京駐劄佛蘭西公使、及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て、日本帝國政府、及露西亞帝國政府に各之を通告すべし、而して其の終の通告の日より、本條約は全部を通じて、完全の効力を生ずべし、正式の批准交換は、成るべく速に華盛頓に於て之を行ふべし。

第十五條 本條約は、英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り、之に調印すべし、其の各本文は、全然符合すと雖、其の解釋に差異ある場合には、佛蘭西文に據るべし。

右證據として、兩帝國全權委員は、茲に本條約に記名調印するものなり。

明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)「ボーツマン」ニキー、ハムプシヤ州に於て之を作る

- 小村 壽太郎 (記名) ㊦
- 高平 小五郎 (記名) ㊦
- セルジ、ツヰツテ (記名) ㊦

ローゼン (記名) ㊦

本日附、日本國、及露西亞國間講和條約第三條、及第九條の規定に従ひ、下名の全權委員は左の追加約款を締結せり。

第一 第三條に付

日本帝國政府、及露西亞帝國政府は、同時に且講和條約の實施後、直に滿州の地域より、各其の軍隊の撤退を開始すべきことを互に約す、而して講和條約實施の日より、十八箇月の期間内に、兩國の軍隊は、遼島半島租借地以外の滿洲より全然撤退すべし。

前而障地を占領する兩國軍隊は、最先に撤退すべし。兩國約は、滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せむが爲め、守備兵を置くの權利を留保す、該守備兵の数は「一キロメートル」毎に十五名を超過することを得ず、而して日本國及露西亞國軍司令官は、前記最大數以内に於て、實際の必要に順み、之に使用せらるべき守備兵の數を、雙方の合意を以て成るべく少數に限定すべし。

滿洲に於ける日本國、及露西亞國軍司令官は、前記の原則に従ひ、撤兵の細目を協定し成るべく速に、且如何なる場合にて、十八箇月を超へざる期間内に撤兵を實行せむが爲、雙方の合意を以て必要な措置を執るべし。

第二 第九條に付

兩締約國に於て、各任命すべき同數の人員より成る境界劃定委員は、本條約實施後成るべく速に薩哈連島に於ける日本國、及露西亞國領地間の正確なる境界を、永久の方法を以て實地に就き劃定すべし、該委員は、地形の許す限り、北緯五十度を以て境界線となすことを要す、若し何れかの地點に於て、同緯度より偏倚するの必要を認むるときは、他の地點に於ける對當の偏倚に依りて之を填補すべし、該委員は、讓與中に包含せらるる附近島嶼の表、及明細書を調製するの任に當り、且讓與地域の境界を示す地圖を調製し之に署名すべし、該委員の事業は、兩締約國の承認を経ることを要す。

前記追加約款は、其の附屬する講和條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし。

明治三十八年九月五日即一千九百零五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」に於て

- 小村 壽太郎 (記名) ㊦
- 高平 小五郎 (記名) ㊦
- セルシ、ウヰツテ (記名) ㊦
- ロ、ゼン (記名) ㊦

第五期 顧問政治時代

我が朝鮮關係の改造

三十七年二月の日韓議定書——施政忠告の權利——併合の氣運胚胎——
 同年八月外交財政指導の協約——日賀田顧問傭聘契約——

一方に於て日露の戦争は、次第に其範圍を擴張し、然も日本軍の向ふ所、殆んど敵なきの有様なるが、戦争は手段に過ぎず、之が爲に其目的を忘るべからず、開戦以來、日本の朝鮮に對する内治改善の指導は、着々として進行を繼續し、其第一着手として、明治三十七年二月二十三日、日本公使林權助と、韓國外務大臣李址鎔との間に、左の議定書の調印ありたり。

日韓議定書

大日本皇帝陛下の特命全權公使林權助、及大韓帝國皇帝陛下の外部大臣臨時署理陸軍參

將李址鎔は、各相當の委任を受け左の條款を協定す。

第一條 日韓兩帝國間に恆久不易の親交を保存し、東洋の平和を確立する爲、大韓帝國政府は、大日本帝國政府を確信し施政の改善に關し其の忠告を容るること。

第二條 大日本帝國政府は、大韓帝國の皇室を、確實なる親誼を以て安全康寧ならしむること。

第三條 大日本帝國政府は、大韓帝國の獨立及領土保全を確實に保證すること。

第四條 第三國の侵害に依り、若は内亂の爲、大韓帝國の皇室の安寧或は領土の保全に危険ある場合は、大日本帝國政府は、速に臨機必要の措置を取るべし、而して大韓帝國政府は、右大日本帝國政府の行動を容易ならしむる爲、十分便宜を與ふること。

大日本帝國政府は、前項の目的を達する爲、軍路上必要の地點を臨機收用することを得ること。

第五條 兩國政府は相互の承認を経ずして、後來本協約の趣意に違反すべき協約を第三國との間に訂立することを得ざることを。

第六條 本協約に關聯する未悉の細條は、大日本帝國代表者と、大韓帝國外部大臣との間に、臨機協定すること。

明治三十七年二月二十三日

特命 全權 公使 林 權 助 印

光武八年二月二十三日

外務大臣臨時署理陸軍參將

李 址 鎔 印

右の議定書に調印の結果、韓國の獨立及び領土保全は確實に保證せられたりと雖も、爾來韓國政府は施政の改善に關して、日本政府の忠告を容れざる可からず、日本が、韓國の版圖内に於て、政事上及び軍事上、臨機の必要ありと認むる時は、如何なる措置をも之を承認せざるべからず、且つ之に向て十分の便宜を與ふるの義務を生じたる事、軍路上必要の地點を收用することを日本に許したる事、加ふるに將來此の議定書の精神と一致せざる條約を、第三國と締結する能はざる事となりたれば、此時既に獨立の名義を有しながら、自治の權力の一部分を拋棄し、重要なる國務に關する干涉權を日本政府に與へたるを以て、事實に於て韓國は日本の被保護國たるを承認したるものに外ならず、併合の氣運は、蓋し此時に於て胚胎したりと云ふを妨げず。

次で同年八月二十二日の日韓協約となり、更に十月十五日の財政顧問備聘契約となり、翌三十八年四月一日には、通信機關委託に關する取極めあり、施政序を追ふて其緒に就けり、

日韓協約

一 韓國政府は日本政府の推薦する日本人一名を財務顧問として韓國政府に備聘し、財務に關する事項は總て其意見を詢ひ施行すべし。

一 韓國政府は日本政府の推薦する外國人一名を外交顧問として外部に備聘し、外交に關する要務は總て其意見を詢ひ施行すべし。

一 韓國政府は外國との條約締結、其他重要なる外交案件、即外國人に對する特權讓與、若は契約等の處理に關しては豫め日本政府と協議すべし。

明治三十七年八月二十二日

特命全權公使

林 權 助

光武八年八月二十二日

外務大臣署理

尹 致 昊

右協約締結の結果として、韓國の財政及び外交は、是非とも日本政府の指導を待たざるべからざるのみならず、外國との條約締結、及び重要なる外交案件の處理は、豫め日本政府と協議するの規定なれば、韓國政府の外交機關は、此時京城より東京に移りたるも同様に、同時に目賀田種太郎は財政顧問に、尋で米人スチーブンは外交顧問に備聘せられたり、當時目賀田と韓國政府代表者との間に締結せる契約の要領は左の如し。

一、目賀田種太郎は、韓國政府の財政を整理監査し、財政上諸般の設備に關して、最も誠實に審議起案の責に任ずること。

一、韓國政府は、財政に關する一切の事務は、目賀田種太郎の同意を経たる後施行すること。

目賀田種太郎は、財政に關する事項の議政府會議に參與し、及財政に關する意見を、度支部大臣を経て、議政府に提議することを得ること。

議政府の決議文各部の事務にして、財政に關係あるものは、其上奏前に目賀田種太郎の同意加印を要すること。

一、目賀田種太郎は財政上に關して謁見を請ひ上奏するを得ること。

一、本契約は、豫て其期限を定めずと雖も、各一方に於て、本契約解除の必要生じたる場合には、相互協議の上日本國代表者の同意を経て本契約を解除すること。

本契約は、一私人たる目賀田と、韓國政府代表者との間に締結せられたるものにて、云はば民法上の契約なりと雖も、元々日韓協約の趣旨に基きたるものなれば、契約執行の權力が、日本政府の手に在ること勿論なり、斯くて顧問政治は、再び韓國に行はるゝ事となり。教育、警務、鑛山等の各顧問は、前後我國より備聘せられ、何れも重要なる地位を占めたり、之を井上公使時代の、顧問官に比する時は、殆んど霄壤の差ありと云ふべし。

通信機關委託と航行に關する約定

韓國通信機關委託に關する取極書——韓國沿海及内河の航行に關する約定書——

次で調印されしは、「韓國通信機關委託に關する取極書」なり、由來韓國の郵便は、其設備の不完全に加へて、執務者に其人を得ざる爲め、頗る不信用にして、折角の機關も其用を爲さざるより、日本政府は、通信機關全部の委託を受け、以て之を適當に使用するを、兩國の利益なるべしと思ひたるより、三十八年三月十九日を以て、林公使をして其事を韓廷に交渉せしめたり、然るに韓國政府は之を以て其の主權を危くするものなりとなし、容易に我が要求に應ぜざりしが、林公使の詳細なる説明に依り、遂に左の取極書に調印するに至りたり。

韓國通信機關委託ニ關スル取極書

日韓兩國政府は、韓國の通信機關を整備し、日本國の通信機關と、合同聯絡し、兩國共通の一組織をなすを以て、韓國の行政上、並經濟上得能なりとし、且之が爲、韓國の郵便電信電話事業を、日本國政府の管理に委託する必要を認

め、大日本帝國特命全權公使林權助、及大韓國外務大臣李夏榮は、各相當の委任を受け左の取極をなす。

第一條 韓國政府は、其國內は於ける郵便電信及電話事業（宮内府專屬の電話を除く）の管理を、日本國政府に委託すべし。

第二條 韓國政府の既設通信事業に關聯する土地建築物器具機械其他一切の設備は、本協約に依り日本國政府の保管に移るものとす。

前項土地建物、其他の設備に關しては、兩國の官憲會同の上、財産目錄を調製し以て他日の證とすべし。

第三條 韓國の通信機關擴張の爲、日本國政府に於て必要とする場合には、國有の土地及建物は、無償にて之を使用し、及一私人の土地建物は、之を有償にて收用することを得。

電郵兩司を除くの外、宮内府所管の土地、各陵園墓廟社の附近地、及官廳、は前項國有土地、及建物の無償使用の限りに在らず。（明治三十八年四月二十二日照會を以て添入す）

第四條 通信機關の管理、及財産の保管に關しては、日本國政府は、自己の計算を以て善良なる管理人の責に任すべし、通信機關の擴張に要する費用も、亦日本國政府の負擔たるべし。

日本國政府は、通信機關の管理に關する財政状況を、韓國政府に公示すべし。

第五條 日本國政府が、通信機關の管理、若は擴張上必要とする設備、並物件は一切の課税を免除せらるべし。

第六條 日本國政府の管理權、及業務擴張に抵觸せざる範圍に於て、現在の通信院を存置するは、韓國政府の任意たるべし。

日本國政府は、管理及擴張の業務に關し、可成多くの韓國官吏又は使用人を用ゆべし。

第七條 郵便電信、及電話に關し、從來韓國政府が外國政府と協定したる事項に付ては、日本國政府代て其權利を行はし、其義務を履行すべし。

通信機關に關し、將來新に韓國政府と外國政府との間に協定の必要ある場合に於ては、日本國政府は、韓國政府に代

て其協定に任すべし。

第八條 日本國政府と韓國政府との間に、從來成立せる通信機關に關する各種の協定は、本協約に依り當然改廢變更せられたるものとす。

第九條 從來韓國通信事業發達の爲、日本國政府が既成設備の管理保管、及新事業擴張に費したる出費に對し、充分の收益を生ずるに至るときは、日本國政府は收益の内相當の部分を韓國政府に交付すべし。

第十條 將來韓國政府の財政に十分の餘裕を生したる場合は、兩國政府協議の上、通信機關の管理を韓國政府に還付すべし。

明治三十八年五月一日

光武九年四月一日

特命全權公使 林 權 助
外部大臣 李 夏 榮

次は「韓國沿海及内河の航行に關する約定書」にて、是れ亦た最初は韓國の利源を日本に與ふるものなれば、斷じて許可すべからずとの議論あり、閔泳煥の如きは、此反對の首唱者なりしが、議政府會議は、遂に之を容るゝ事に決定せり、約定書の全文は左の如し。

韓國沿海及内河の行に關航する約定書

(改正 四十三年統監府告示二四號)

日韓兩國政府は、韓國の産業を發達し、貿易を増進せしむる爲、韓國の沿海、及内河に、日本國船舶を航行せしむる必要を認め、大日本帝國特命全權公使林權助、及大韓帝國外部大臣李夏榮は、相當の委任を受け左の約定をなす。

第一條 日本國船舶は、本約定の規定に従ひ、貿易の目的を以て、韓國沿海、及内河を航行することを得、但し開港場間の航行は本約定に依るの限に在らす。

第二條 沿海皮内河の航行に従事せむとする日本國船舶は、日本國領事官を經由し、船舶所有者の氏名及住所、船舶の名稱、種類及載量、並其航行區域を韓國海關に届出て鑑札を受へし。

第三條 日本國船舶は、韓國法令の定る所に従ひ、韓國船舶と同様の船舶税を韓國海關に納付すべし。

第四條 日本國船舶は、自由に其航行區域内を航行することを得、但し天災及事變に依る場合、及韓國海關の特許を受けたる場合、及韓國海關の特許を受けたる場合、及韓國海關の特許を受けたる場合を除くの外、韓國領土外の地に赴くことを得ず。

第五條 日本國船舶は、航行中必ず鑑札を携帯し、韓國海關地方官、又は地方官の委任したる洞長或は村長の請求あるときは、何時にても之を提示すべし。

第六條 日本國船舶所有者は、船著場に於て、倉庫を建築する爲、土地を供用することを得。

又右所有者は、韓國海關の認可を受け、沿岸に於て埠頭を築造することを得。

第七條 日本國船舶にして、本約定に違反したるときは、韓國海關は事實を取調べ、其情重き者に對し鑑札を還付せしめ、又は其下付を拒むことを得。

第八條 日本國船舶 若し其乗組員にして、本約定其他の條約の規定に違反し、又は罪を犯したるときは、日本國領事官は、條約及日本國法に依り處分するものとす。

第九條 本約定の有効期限は、調印の日より起算して滿拾五箇年と定め、期限満了後には、商議協定することを得、但し將來韓國の航海業發達せば、兩國政府は、右期限内と雖も協議の上更に約定する處あるべし。

日韓合邦小史

一五五

日英同盟擴張

倫敦タイムスの提論——英國政治家の同盟擴張
擴張論——三十八年八月の日英協約——

明治三十五年一月三十日を以て締結せる日英協約が、三十七八年の日露戦役に際して、日本の爲に如何なる効果ヲ奏シ、延て韓國内政の改善に、幾許の便益を與へたるかは、今更喋々する迄もなく、而も英國に於ても、亦大に其必要を感ずるものあり、五個年の効力ある同條約が、滿四ヶ年の記念日に當れる三十八年一月三十日倫敦タイムスが一度其繼續と擴張とに關する問題を提論するや、ローズベリー、パンナンマー、クレート等の有力なる政治家は、何れも皆之を繼續し、且つ之を擴張せんとするの希望を有し、輿論も之に贊同を表したるより、前協約を擴張して、三十八年八月十二日更に左の新協約を締結せり。

日英協約

協約前文

日本國政府及大不列顛國政府は、一千九百二年一月三十日兩國政府間に締結せる協約に代ふるに、新約款を以てせむことを希望し、
(イ) 東亞及印度の地域に於ける全局の平和を確保すること。
(ロ) 清帝國の獨立及領土保全、並清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし、以て清國に於ける列國の共通利益を維持すること。
(ハ) 東亞及印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し、並該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護すること。

を目的とする左の各條を約定せり。
第一條 日本國又は大不列顛國に於て、本協約前文に記述せる權利及利益の中、何れか危殆に迫るものあるを認むるときは、兩國政府は相互に充分に且隔意なく通告し、其の侵迫せられたる權利、又は利益を擁護せむが爲に執るべき措置を協同に考量すべし。
第二條 兩締盟國の一方が、挑發することなくして、一國若は數國より攻撃を受けたるに因り、又は一國若は數國の侵略的行動に因り、該締盟國に於て、本協約前文に記述せる、其の領土權、又は特殊利益を防護せるが爲、交戦するに至りたるときは、前記の攻撃又は侵略的行動が何ヶ地に於て發生するを問はず、他の一方の締盟國は、直に來りて其の援助を與へ、協同戦闘に當り講和も雙方合意の上にて之を爲すべし。
第三條 日本國は、韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有するを以て

大不列顛國は日本國が該利益を擁護増進せむが爲、正當且必要と認むる指導、監理及保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認す、但し該措置は、常に列國の商工業に對する機會均等主義に反せざることを要す。

第四條 大不列顛國は、印度國境の安全に繋る一切の事項に關し、特殊利益を有するを以て、日本國は前記國境の附近に於て、大不列顛國が、其の印度領地を擁護せむが爲必要と認むる措置を執るの權利を承認す。

第五條 兩締盟國は、孰れも他の一方と協議を経ずして、本協約前文に記述せる目的を害すべき別約を爲さざるべきことを約定す。

第六條 現時の日露戦争に對しては、大不列顛國は、引續き嚴正中立を維持し、若し他の一國若は數國が日本國に對し交戦に加はるときは、大不列顛國は來りて日本國に援助を與へ、協同戦闘に當り、講和も亦雙方合意の上にて於て之を爲すべし。

第七條 兩締盟國の一方が、本協約中に規定する場合に際し、他の一方に兵力的援助を與ふべき條件、及該援助の實行方法は、兩締盟國、陸海軍當局者に於て協定すべく、又該當局者は、相互利害の問題に關し、相互に充分に且隔意なく隨時協議すべし。

第八條 本協約は、第六條の規定と牴觸せざる限り、調印の日より直に實施し、十箇年間效力を有す、右十箇年の終了に至る十二箇月前に、兩締盟國の孰れよりも、本協約を廢棄するの意思を通告せざるときは、本協約は、兩締盟國の一方が、廢棄の意思を表示

したる當日より、一箇年の終了に至るまで引續き効力を有す、然れども若し右終了期日に至り同盟國の一方が、現に交戦中なるときは、本同盟は講和の成立に至るまで當然繼續すべし。

右證據として下名は各其の政府の委任を受け本協約に記名調印するものなり。

一千九百五年八月十二日倫敦に於て本書二通を作る。

大不列顛國駐劄日本國 林 董

皇帝陛下の特命權公使 皇 帝 陛下の 臣 ランスダウン

此協約發表の當時は、恰も日露講和條約談判の眞最中(講和は九月五日)にて、和戰の大勢は略ぼ定まり居たるもの、此發表が我要求する條約に、少なからざる利益を與へたるは、云ふ迄もなく、又此協約が、後來我國の清韓施設に貢獻する所の多大なりしを思はざるべからず。

第六期 保護政治時代

統監政治の第一歩

統監其他に關する三十八年十一月の協約——統監府理
事廳官制——統監の任命——伊藤統監の對韓意見——

明治三十八年九月五日、日露講和條約成立して、東洋に於ける日本の地位は、益々確固不拔のものとなれり、是に於てか朝鮮に關する改革の方針は更に一步を進め、同年十一月十七日の日韓條約に於て、統監と稱する日本政府の代表者を京城に置き、専ら外交に關する事項を管理せしむる事となれり、協約全文は左の如し。

日韓協約

日本政府及韓國政府は、兩國を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめむことを欲し、韓國の富強を認むる時に至る迄、此目的を以て左の條款を約定せり。

第一條 日本國政府は在東京外務省に由り、今後韓國の外國に對する關係及事務を監理

指揮すべし、日本國の外交代表者及領事は外國に於る韓國の臣民及利益を保護すべし。

第二條 日本國政府は、韓國と他國との間に現存する條約の實行を全ふるの任に當り、韓國政府は、今後日本國政府の仲介に由らずして國際的性質を有する何等の條約若は約束をなさざることを約す。

第三條 日本國政府は其代表者として、韓國皇帝陛下の闕下に、一名の統監(レソデント、セネラル)を置く、統監は専ら外交に關する事項を管理する爲、京城に駐在し、親しく韓國皇帝陛下に内謁するの權利を有す、日本國政府は、又韓國各開港場、及其他日本國政府の必要と認むる地に理事官(レソデント)を置くの權利を有す、理事官は統監の指揮の下に從來在韓國日本領事に屬したる一切の職權を執行し並本協約の條款を完全に實行する爲必要とすべき一切の事務を掌理すべし。

第四條 日本國と韓國との間に現存する條約及約束は本協約の條款に抵觸せざる限總て其効力を繼續するものとす。

第五條 日本國政府は韓國皇室の安寧と尊嚴を維持することを保證す。
右證據として下名は各本國政府より相當の委任を受け本協約に記名調印するものなり

明治三十八年十一月十七日

特命全權公使

林 權 助

光武九年十一月十七日

外部 大臣

朴 齊 純 卿

次で左の統監府及理事廳官制の發布あり。之にて統監政治は愈々具體的のものとなれり。

統監府及理事廳官制

(明治三十八年十二月
勅令第二百六十七號)

改正 四〇年勅令一五號、六五號、二九五號、四十二年二四一號

第一條 韓國京城に統監府を置く

第二條 統監府に統監を置く。

統監は親任とす。

統監は天皇に直隸し、外交に關しては外務大臣に由り、内閣總理大臣を經、其の他の事務に關しては、内閣總理大臣を經て上奏を爲し、及制可を受く。

第三條 統監は韓國に於て帝國政府を代表し、條約及法令に基き、諸般の政務を統轄す。

第四條 統監は韓國の安寧秩序を保護する爲め、必要と認むるときは韓國守備軍の司令官に對し兵力の使用を命ずることを得。

第五條 (削除)

第六條 (削除)

第七條 統監は統監府令を發し、之に一年以下の懲役、禁錮若しくは拘留又は二百圓以下の罰金若しくは科料を罰則に附することを得。

第八條 統監は所轄官廳の命令、又は處分にして、條約若しくは法令に違ひ、公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の命令又は處分を停止し又は取消することを得。

第九條 統監は所部の官吏を統轄し、奏任官の進退は内閣總理大臣を經て之を上奏し、判任官以下の進退は之を專行す。

第十條 統監は内閣總理大臣を經て、所部官吏の叙位叙勳を上奏す。

第十條の二 統監府に副統監を置く。

副統監は親任とす。

第十一條 統監府に左の職員を置く。

總務長官	勅任、	參與官	專任二人
秘書官	專任二人	書記官	專任六人
技師	專任四人	通譯官	專任九人
屬技手	通譯生	專任四十三人	判任、

前項の外韓國宮内府及各部の次官たる者は之を參與官とす。

統監府又は其の所轄の事務を囑託せられたる韓國人は、高等官又は判任官の待遇と爲すことを得。

第十二條 總務長官は上官の命を承け府務を總理す。

第十三條 參與官は上官の命を承け府務を掌理す。

第十三條ノ二 第十四條 第十五條 (並に削除)

第十六條 秘書官は上官の命を承け、機密に關する事務を掌る。

第十七條 書記官は上官の命を承け府務を掌る。

第十八條 技師は上官の命を承け技術を掌る。

第十九條 通譯官は上官の命を承け文書翻譯及通譯を掌る。

第二十條 技手は上官の指揮を承け技術に従事す。

第二十一條 統監は統監府技師、通譯官及技手をして理事廳に在勤せしむることを得。

前項の職員は其の職務の執行に付、當該理事官の指揮監督を承くるものとす。

第二十二條 韓國内須要の地に理事廳を置く。

理事廳の位置、及管轄區域は統監之を定む。

第二十三條 各理事廳に左の職員を置く。

理事官 奏任、 副理事官 奏任、 通譯生 奏任、

理事廳職員の定員は別に之を定む

第二十四條 理事官は統監の指揮監督を受け、從來韓國在勤領事に屬したる事務並條約及法令に基き、理事官の執行すべき事務を管掌す。

第二十五條 理事官は安寧秩序を保持する爲、緊急の必要ありと認むる場合に於て、統監の命を請ふの違なきときは、當該地方駐在帝國軍隊に移牒して出兵を請ふことを得。

第二十六條 理事官は韓國の施政事務にして、條約に基く義務の履行の爲必要あるものに付、事緊急を要し、統監の命を請ふの違なきと認むるときは、直に韓國當該地方官憲に移牒し、之を執行せしめ後之を統監に報告すべし。

第二十七條 理事官は理事廳令を發し、之に拘留又は科料の罰則を附することを得。

第二十八條 副理事官は、理事官の命を受け、廳務を掌り理事官事故あるときは臨時其の職務を代理す。

第二十九條 (削除) 統監府及理事廳屬は、上官の指揮を受け庶務に従事す。

第三十條 (削除)

第三十一條 統監府及理事廳通譯生は、上官の指揮を受け文書翻譯及通譯に従事す、

第三十二條 第三十四條 第三十五條 (並に削除)

統監府官制發布と同時に、大勳位公爵伊藤博文は、統監に任命せられたり、當時伊藤が、

其對韓意見として發表したる演説の大意は左の如し。

半島の國防及外交の事は、全く日本の責任となつた、而して外に對して此責任を取るには、韓廷に勸説して内治の改良を斷行せしめ、其惡政を改め、奸吏を斥け、韓民の安全進歩を計り、日韓經濟の共同利益を進め、漸次國防費用を自給せしめ得るやうにせねばならぬ、韓民を教育して時代に適する智識を養はねばならぬ、由來韓民は南洋の蠻民の如きものではない、支那系統の一種の文明を受けたるも、時代に應ずる發達を遂げ得ない不幸の民族である、故に之を啓發するに相當の方法を以てすれば、化道すべからざるものではない、然るに從來韓國に在る日本人の中には、往々韓人に對して不法の取扱をするものがあるが、之は怪しからぬ話で、今後は日本人と雖も、不法な事をするものに對しては、嚴重なる制裁を加へる積りだ、殊に社會の木鐸たる新聞記者並に通信員などは、何事も充分に真相を探つた後に、報導なり、評論なりを加へる事を切望する云々。伊藤統監は實際此方針にて、其統監政治を一貫せり、或る一部の日本人中には、之を見て聊か不快の感を抱きたるもの無きにしもあらざりしが、伊藤の此方針は、人道の大義に基く最も高尚なる主義より出でたる大政治家の襟度として、頗る敬重すべきものありしなり。

海牙會議密使事件

韓國代表者の目的——韓國内閣會議——林外相の渡韓——韓皇讓位論——
伊藤統監の強硬——讓位詔勅——新帝の詔勅——朴泳孝李道宰等の逮捕——

四十年七月一日發のロイテル電報は、「韓國代表者と稱する一漢が、自國が平和會議に出席の案内を受けざりし事に關し、抗議する爲め海牙に到着せり、然れども其主なる目的は、日本が韓國獨立維持の約束に背き、之を保護國と爲したりとて、之を平和會議に訴へんとするに在れば、議長ネリドフ公は其出席を拒絶せり」との事を傳へたり。是れ密使事件の世に知れたる始めなるが、韓國各大臣は之れを聞いて大に憂ふる所あり、六日夜八時、各大臣參内、御前會議を開き、此事を韓皇陛下に奏聞せしに、何事も知らずとの沙汰ありしも、密使が勅命たる證據を持ち居れりと云へば、今更隱蔽する能はず、此上は、陛下御自身日本に行幸ありて、謝罪の外策なしと奏せしに、痛く悔悟の有様にて、只管善後策を閣臣に望まれしが、翌七日又々米人の名義を以て、海牙なる密使に暗號電報を發し、「日本が保護の名義を以て韓國を併呑し、自分は日本警察官の爲に監禁され、皇帝た

る一の自由なく、内閣も亦日本に與せり、卿等此義を列國使臣に傳へ、極力運動して、速に我が心を安んせよ」との意味なりしとかにて、此事實を發見したる韓國内閣は、直に秘密會議を開きたり。

此事件に就ては、伊藤統監は最初より何事をも知らざるもの、如く、同月一日皇帝に謁見したる際も、密使事件に就ては、一言をも發せざりし程なるが、皇帝は非常に惶惑し、爾來伊藤に對して、一兩度の召命ありしも、伊藤は斷然之に應せず、外務大臣林董は同問題解決の必要上、間も無く渡韓の途に上りたり。

之を傳聞せる韓國政府は、事體の容易ならざるを見、自ら進んで之が處置を採らざる可らざるを認め、連日内閣會議を開き、其結果讓位を執行するを適當なりと思惟するに至り、同月十六日夜、總理大臣李完用は參内して讓位の已むなきを伏奏し、爾來毎夜各大臣は袂を連ねて參内したるが、韓皇は大に逆鱗して之を用ゐる意なく、十七日夜、侍從院長李道宰をして伊藤を訪はしめ、至急諮問したきことあり、明十八日午後參内せられたしと乞ひたるも、伊藤は未だ林外相の京城に到着せざりし爲め、之を辭退せり、然るに其後再三

の懇望に依り、午後五時参内したるに、韓皇は密使事件に就き、一應の辯疏あり、次で内閣大臣の奏請に係る讓位一件に付き、下問ありしが、伊藤は之に對して、讓位の事たる韓國皇室の一大事件に關するを以て、皇帝の臣僚にあらざるものが、其可否を申上ぐべき限りにあらず、之れに就て予は内閣大臣よりも、毫も相談に與りたることなしと述べ、其儘にて退出せり。

其夜各大臣入闕し、更に讓位を奏請せしに、韓皇は斷然之れを峻拒し、朕は飽く迄帝位を退く能はずと、辭色頗る激せるものありき、然るに各大臣は極力諫奏の結果、更に元老の召集となり、元老大臣交々讓位の已むを得ざるを説きたるより、十九日午前一時遂に讓位に決定し、同三時左の如き讓位の詔勅を發したり。

韓皇讓位詔勅

嗚呼朕烈祖の丕基を嗣守して、今に四十有四歳なり、屢々多亂を経治志に副はず、信用或は其人に非ず、騷訛日に甚し、施措多く時宜に悖り、艱虞正に急に、民命の困衰と國

歩の岌窳未だ此時より甚しきものあるとなし、慄々危懼淵氷を渉るが如し、幸に元良に依り、徳器を天成し、企舉を夙彰し、門寢視膳の暇、裨益太だ多し、施政改善の法は附託するに人あり、朕躬に惟ふに、務に倦み傳禪するは、自ら歷代既行の例あり、又茲に我先王朝の盛例も既に宜しく詔述すべし、朕今茲に軍國の大事を皇太子をして代理せしむ、儀節は宮内府掌禮院をして磨練舉行せしめよ。

光武十一年七月十八日

各大臣連署

斯くて二十日午前九時半讓位及即位式を宮中に於て舉行し、之と同時に前帝を太皇帝と稱する事となれり。

新皇帝は、二十日人心鎮撫の爲め、左の詔勅を發したり。

嗚呼汝大小臣民は、明に朕の告ぐるを聞け、朕は大朝の明命を恭奉し、庶政を代理せり、此維新の時に遭ひ、國是を定めず、時世を誤解せば、毫厘の差に忠逆判焉たるのみならず、害を宗國に貽す、亦尋常ならざるが故に、寧ろ謹まざる可らず、輓近以來、或は憤慨を唱へ、或は忠義に假り、諸說騷訛、奮々駭聽する所あり、屢勅諭を下され、衷曲を布示せらるゝも、頑として休止せず、一向執迷する者憫惻に堪へず、嗚呼汝有衆は、鎖國獨處せし舊習を膠守することなく、其天時を稽へ、其人事を考へ、宇内萬國時措の義に適合せしめ、中興の洪業を創開せしめざる可らず、汝有衆は朕にあらざれば誰に仕へ、